

第七十七回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 三 号

昭和五十一年三月二日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長代理 理事 竹中 修一君

理事 阿部 喜元君 理事 木野 晴夫君

理事 藤尾 正行君 理事 松本 十郎君

理事 上原 康助君 理事 大出 俊君

理事 中路 雅弘君

有田 喜一君 大石 千八君

小宮山重四郎君 旗野 進一君

林 大幹君 三塚 博君

箕輪 登君 山本 政弘君

和田 貞夫君 鈴木 康雄君

受田 新吉君

出席政府委員

外務大臣 宮澤 喜一君

文部大臣 永井 道雄君

国務大臣 植木 光教君

(総務府総務長官) 坂田 道太君

(防衛庁長官) 内海 倫君

出席政府委員 人事院総裁 藤井 貞夫君

人事院事務総局 給与局長 茨木 廣君

人事院事務総局 職員局長 中村 博君

総理府総務副長 森 喜朗君

総理府人事局長 秋富 公正君

総理府恩給局長 菅野 弘夫君

防衛庁参事官 岡太 直君

防衛庁長官官房 玉木 清司君

防衛庁防衛局長 丸山 昂君

委員の異動

二月十三日

辞任

補欠選任

防衛庁人事教育 局長 竹岡 勝美君

防衛庁経理局長 亘理 彰君

防衛庁整備局長 江口 裕通君

防衛施設庁施設 部長 銅崎 富司君

防衛施設庁勤務 部長 松崎鎮一郎君

防衛施設庁総務 局長 山田 滋君

防衛施設庁振興 局長 井上 幸夫君

防衛施設庁官房 局長 松永 信雄君

防衛施設庁アジア 局長 中江 要介君

防衛施設庁アメリカ 局長 山崎 敏夫君

防衛施設庁局長 大蔵省主計局次 長 田中 敬君

防衛施設庁局長 文部省初等中等 教育局長 諸沢 正道君

防衛施設庁局長 労働省労働基準 局長 中西 正雄君

防衛施設庁局長 厚生省社会局保 護課長 山本 純男君

防衛施設庁局長 通商産業省機械 情報産業局次長 井川 博君

防衛施設庁局長 郵政省人事局審 議官 魚津 茂晴君

防衛施設庁局長 建設省都市局公 園課地課長 三好 勝彦君

防衛施設庁局長 沖繩振興開発金 融公庫理事長 佐竹 浩君

防衛施設庁局長 内閣委員会調査 室長 長倉 司郎君

委員の異動

二月十三日

辞任

補欠選任

大石 千八君

受田 新吉君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

恩給、共済年金の改善に関する陳情書外一件 (東京都千代田区紀尾井町三の四七 全国警友会 連合会長安倍源基外十名)(第一号)

軍人恩給等の改善に関する陳情書外三件(宮崎 県北諸郡山田町大字山田九三六〇郷友軍恩連 盟山田支部長永井正外三名)(第二号)

金鵒勲章に関する陳情書(東京都新宿区若松町 四〇日本金鵒連合会長馬奈木敬信)(第三号)

同和对策の強化促進に関する陳情書外十五件 (和歌山県有田郡吉備町議会議長宮地虎男外十 五名)(第四号)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○宮澤外務大臣 たいだいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案におきましては、まず、スリナム、カーボ・ヴェルデ、サントメ・プリンシペ及びモザンビークの諸国にそれぞれ兼轄の大使館を設置するほか在ウジュン・パンダン及びホラムシャハルの各日本国総領事館を実館として設置することとしております。

次に、これら新設の在外公館につきまして、これらの公館に勤務する在外職員の手当の額を定め、あわせて既設の公館につきましても物価上昇、為替相場の変動等を勘案し、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定いたしますとともに、戦争、内乱等の特別事態が発生した地に所在する特定の在外公館に勤務する在外職員に支給する在勤基本手当の額を定めることとしておきます。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長代理 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。植木総理府総務長官。

恩給等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○植木国務大臣 たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、昭和五十年年度における公務員給与の改善傾向の分析結果に基づき、従来の平均改善率による一律増額方式にかえて、上位号俸の約七%から下位号俸の一・五%に至る上薄下厚的な増額を行うこととするものであります。なお、傷病恩給の基本額及び公務関係扶助料の最低保障額については、一・五%引き上げることとしております。

その第二点は、普通恩給等の最低保障の改善であります。

これは、長期在職の老齢者の普通恩給の最低保障額を四十二万円から五十五万円に引き上げる等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を大幅に引き上げようとするものであります。

その第三点は、扶助料の改善であります。

これは、妻に給する普通扶助料については、その者の年齢または有する子の数に応じ、また、公務関係扶助料については、扶養遺族の数に応じ、その年額に二万四千円、三万六千円または六万円を加算する制度を新設しようとするものであります。この措置によりまして、公務扶助料については最低六十万二千円が給されることになっております。

その第四点は、扶養加給額の引き上げであります。

これは、傷病恩給及び公務関係扶助料に係る扶養加給額を、現職公務員の扶養手当相当額に引き上げようとするものであります。

その第五点は、長期在職の老齢者等の恩給の算出率の特例であります。

これは、七十歳以上八十歳未満の者並びに七十歳未満の妻子及び傷病者に給する普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、普通恩給の最短資格年限を超える実在職年の年数が五年に達するまでの一年につき、さらに基礎俸給の三百分の

一に相当する額を普通恩給の年額に加えることにより、その処遇の改善を図ろうとするものであります。

その第六点は、六十歳以上の旧軍人等の加算減算率の緩和であります。

これは、六十歳以上六十五歳未満の者に給する加算による普通恩給または普通扶助料の年額を計算する場合には、減算率を百五十分の二・五から百五十分の二に緩和しようとするものであります。

その第七点は、普通恩給と併給される傷病年金の減算率の緩和であります。

これは、普通恩給と併給される傷病年金及び第二款以下の特例傷病恩給の減算率一五%を一〇%に緩和するとともに、普通恩給と併給される第七項の増加恩給及び第一款の特例傷病恩給の年額について、所要の調整を図ろうとするものであります。

その第八点は、扶助料を支給されていない傷病年金等の受給者の遺族に対する年金の支給であります。

これは、傷病年金または特別項症から第一款症までの特例傷病恩給を受ける者が、当該恩給の給与事由である傷病以外の傷病により昭和二十九年四月一日以降に死亡した場合において、その者の遺族に扶助料等が支給されないときは、これに対し十万円の年金を支給しようとするものであります。

以上のほか、昭和十六年十二月八日前の傷病者に対する傷病年金の支給条件の緩和、女子公務員の夫に対する扶助料の支給条件の緩和、旧満州農産物検査所の職員期間の通算等所要の改善を行うこととしております。

なお、以上の措置は、実施時期を昨年より一カ月繰り上げて、昭和五十一年七月から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

○竹中委員長代理 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 いま恩給法等の一部を改正する法案の趣旨が説明されたのですが、これとの関連でこれから若干お尋ねをしたいと思います。御承知のように、現在、ロッキード問題で国会の予算委員会初め各委員会とも非常に緊迫した面がございます。同時にまた、このロッキードの問題をめぐる、いわゆる対日政治工作資金等の問題あるいはわが国の防衛にかかわる面等について多くの疑惑が持たれておりますし、国民大衆もその真相究明、解明を早急にやるべきであるという強い関心と注目を持たれているものと私たちは判断をいたします。

そこで、本来ですと、特に本委員会は防衛問題を担当する委員会でもございますし、これらの諸問題を究明をしていくことを優先して取り扱うべきだと私たちは思うのですが、いろいろこれまでの経緯もございますし、また日程の都合もございますので、きょうから先ほど申し上げた恩給法の審査に入るのですが、まず長官に、長官御自身はこのロッキード問題というのを一体どうお感じになつておられるのか。すでに総理を初め各関係閣僚なども、わが国の民主主義の根幹にかかわるものだ、あるいは日米の関係からいっても真相究明はあくまでなさるべきだという御発言もあったのですが、しかし、すでに御案内のように、二月十六、十七日、あるいは昨日の証人喚問等を見て、も、なかなか疑惑は解明されないままに深まる、広まる傾向にさへあります。そういう意味で、私たちは今後とも継続してこの問題の真相究明に当たっていきたいと思うのですが、冒頭、国務大臣としてこのロッキード問題についてどう受けとめ、どうその真相究明、解明のために御努力を

ていかれようとするのか、そういった政治姿勢についてお尋ねをしてから問題の質問に入りたいと思います。

○植木国務大臣 今回のロッキード関係の問題につきましても、ただいま御指摘がありましたとおり、わが国の民主主義の根幹にかかわる問題であり、同時に国際的な問題でもございまして、日米関係の今後の展望に当たりましてきわめて重大な位置を占めている問題であるという認識を深く持っております。したがって、私といたしましてはこの問題についての真相は解明せられるべきであるという強い信念を持っております。ございまして、いよいよ国民が一片の疑惑を持つというようなことがありましては、政治に対する不信は増幅するばかりなのでございます。いわんや、今日のうちにきわめて大きな疑惑が持たれていくという事態に処するに当たりましては、政府は責任をもってその解明に当たるべきであると考えております。私自身ロッキード問題の閣僚協議の一員でございまして、したがって、ただいま申し上げましたような信念に基づきましてこの問題に取り組んでまいりたいと考えているところでございまして。

○上原委員 いま長官のこの件についての政治姿勢といえますか考え方が述べられたわけですが、閣僚協の一員であるという立場で——私はこのロッキード問題を聞いておいて感ずることは、国会の権威というものが地に落ちたと言いますせんが、非常に軽んじられている感を強くしているものの一人なんです。証人喚問をして、宣誓をして証言をなさる方も、どうも真実を述べておられないような感じを受ける。また、せっかく核心に触れているという段階では知らぬ存ぜぬ、記憶がないというようなことを相変わらず述べている。なぜそういう風潮が国会においてできたかという、私の短い体験からすると、国会での与野党に対し、特に野党の議員の質問に対しての政府の態度やあるいは政府委員という方々の答弁というものが、その場限りに何とか糊塗していかうとし

た姿勢が今日までいろいろあったと思うのです。外交、防衛の問題については特にそうなので。あるいは資料を要求してもなかなか提出をしない。そういうふうな官僚機構化したところに今日の議会民主主義の形骸化というものがあつて、国民の政治不信というものを一層深めている大きな原因があるのじゃないかという感を私は持つわけですね。そのことが、せっかく証人を呼んでも、証言をする段階においては何か一、二時間をしんぼうすれば何とかなるといふ逃げの証言にしてしまつていくのじゃないか。そういう意味では、私は各大臣、長官などは特にそうなんです。政府委員もやはり国会の議論に対しては誠意をもって答えて、国民の要求あるいは関心事に答えていくという新たな議会制民主主義のあり方というものをいまこそ確立すべきだと思つたのです。

ね。そういう基本というものを与野党が本当にそのそれぞれの責任の場において解明をしていかなければ、いまの問題もなかなか十分な審査ができないのじゃないかという感じを持つわけです。そういう意味でも、このロッキード問題については決してうやむやにするようなことがないように、私はもうこの段階まで来ると、やはり総理大臣初め政府がアメリカ側にどう資料の公開を要求していくかにかかっていると思つたのです。もちろん国内におけるいろいろな捜査、捜索の問題も含めてですが、改めてこの問題については、ロッキード問題閣僚協の一員としてうやむやにしないということをここで国民の前に明らかにしておいていただきたいと思います。

○植木国務大臣 ただいま証人喚問に関連をいたしまして国会の権威についてのお話があり、またそれに関連をいたしまして政府の国会に対する姿勢についての御指摘がございました。私といたしましては、当然政府は行政の責任にあるものといひまして国会に對しましては誠意をもって臨むべきであると存じますし、私自身、国務大臣といひましては各種の幅広い問題を抱えておりますが、誠意をもって対処してまいつたつもりでござ

います。今後ともそのための努力をいたしてまいりたいと存じます。

○上原委員 これは委員長にも一言御要望申し上げておきたいのですが、先ほどちょっと理事会でも話題になりましたように、特に防衛につきましてはプロパーの委員会でもありますので、ぜひロッキード問題の集中審議が本委員会でもできるように特段の御配慮をいただきたいと思つた。この点も記録にも残しておきたいと思つたので、委員長のごこれに対する御見解を受けておきたいと思つたのです。

○竹中委員長代理 上原君の御発言、後刻理事会において協議の上決定いたします。

○上原委員 そこで、恩給法の改正について、二点だけお尋ねをしながら、まあ余りロッキード問題からすぐ次元の低い話になるのも気が引けるのですが、せっかく総務長官がおいででありますので、そのほかいろいろお尋ねをさせていただきます。恩給法の改正につきましては本委員会ではたびたび議論がなされてきましたし、また昨年は特に恩給小委員会なども設置をして、予算成立前にいろいろ小委員会で検討した事項をさらに本委員会に提起をして、附帯決議なりいろいろな意見書等もまとめて、その改正を求めてきたわけですが、非常に技術的な面とか専門的な面が多いので詳しくはわかりませんが、大方附帯決議の趣旨なりあるいは小委員会等で取り上げられた問題についてこたえようとしていく改正案になっているの

ではないかという感を持ちます。

○植木国務大臣 恩給問題は、老齢者あるいは遺族あるいは傷病者に対するものでございまして、次元の低い問題ではなくて、大要国民生活にとりましては重要な問題であるということをおえて申し上げさせていただきます。上原先生もこれは御同感いただけると思うのでござい

さて、いま御指摘のように、この改正に当たりまして本委員会におきまして改善方の附帯決議がございまして、私どもはこれを最大限尊重すべく努力を払つてまいつたのでございまして。その結果、恩給の改定時期につきましては、これはもう早ければ早いほどいいことは十分承知いたしておりますのでございまして、今日の経済情勢の中におきまして、財政事情が大変困難なところでございまして、さらに一カ月を繰り上げをいたしまして七月実施ということにいたしました。

次に、一律アップ方式を改めて恩給増額を行うべきであるという御決議に對しましては、五十年度の公務員給与の改善傾向の分析結果に基づきまして、これに即応した形で上薄下厚の方式を取り入れることにいたしましたのでございまして。

また、最低保障額の引き上げにつきましては、共済年金の最低保障額の改善を考慮いたしまして、六十五歳以上の長期在職者の普通恩給の最低保障額を四十二万円から五十五万円に増額するとともに、これを基準として短期在職者等の最低保障額も大幅に増額することいたしました。また、軍人等の加算恩給につきましては、六十歳以上の者の加算減算率を緩和いたしました。

扶助料の給付水準の改善は、補助率を変えらうという御指摘がございまして、いろいろ努力をいた

しましたが、今回は受給者の家族構成等に応じました加算を行うということにいたしましたのでございます。

このように、私どももいたしましてはできる限り御決議の趣旨を反映するために努力をいたしたのでございます。

その他、給与スライドの法制化、退職年次による恩給格差の是正及び旧軍人と一般文官との間の仮定俸給年額の格差是正については今後の課題でございまして、これについては真刻に検討をしましてまいりたいと考えております。

○上原委員 そこで、具体的な点としてこの実施時期の問題ですが、当初十月一日が九月になり、八月になり、今度また七月ということにだんだん改善はされてきているわけですが、まず関係者の強い御要望は、もう申し上げるまでもなく、給与改定時期にせめて持っていっていただきたい、実施時期を四月一日にしてみたいという強い要望が出てくるわけですね。いまのように年々一カ月ずつ繰り上げる方向でいくと、あと五、六年かかるということになるわけなんです、この見通しとしてはどうか。また、確かに予算の面、いろいろ問題はあろうかと思うのですが、方向としては毎年一カ月ずつ繰り上げていくというお考えなのか、五十二年あたりでは四月一日あたりから持っていくというお考えなのか、この点ももう少し明確にしておいていただきたいと思います。

○植木国務大臣 ただいま御指摘のように、過去二十年來実施時期は十月でございましたのを、四十九年から一カ月ずつ繰り上げておりまして、今回も七月実施ということは一カ月繰り上げということにいたしましたのでございます。これは、先ほども申し上げましたように、強い御要望としてございまして、四十九年四月実施というふうにするべきであるという声がありますことは十分認識をいたしております、私どももそうしたいという気持ちには人後に落ちないのでございますが、この一カ月繰り上げて七月にいたしますことにつきましても、実は今回の予算折衝におきまして最後まで非常に

困難な問題として努力を続けたのでございまして、その結果、他の公的年金、たとえば厚生年金は八月実施というのが一昨年来でございすけれども、恩給につきましては七月実施というのを五十一年度からやるということになったのでございす。

それでは、いつごろになったらどうなるのかということでございますけれども、財政負担の問題及び公的年金との均衡の問題等もございす。私どももいたしましては、いま直ちに五十二年度にはこうなるといふことを申し上げられないというふうな情勢でございす、今後できるだけ、財政負担においていろいろ問題があるにいたしまして、実施時期の繰り上げについては受給者の要求にこたえてまいりたい、そのために最大の努力をしましてまいりたいという考えでございすので、御理解をいただきたいと存するのであります。

○上原委員 そうしますと、実施時期の問題については、今後とも総理府としては四月一日実施に近づけていくように最大の努力を払う、過去二十年、十月であったから、まあここいらで七月にまたくぎづけをしておくというお考えでないという点だけは明らかですか。

○植木国務大臣 そのとおりでございます。

○上原委員 これは関係者の強い要望でございすので、ぜひ御努力を賜りたいと思ひます。

それと、いま一点は最低保障の問題ですが、私も少しばかり恩給問題を取り上げてきて、絶えずこの最低保障の問題等、いわゆる上厚下薄の是正を主張してまいった一人なんです、いろいろ恩給表を見ても、やはり中間の中たるみは正の問題、あるいは今回のように上薄下厚ですとスライドしていくと、また中間より少し上の方です、下のそのあたりが逆転をする可能性もあるんじゃないかという懸念も一部にあるようなんですが、しかし、基本姿勢としてはやはり最低保障を大幅にアップしていく、それを基準に是正をしていくということが、端的に言うところという姿勢

でなければいかなと私は思うのです。その最低保障問題については今後どうお考えなのか、この点もお伺いしておきたいと思ひます。

○菅野政府委員 最低保障と申されましたが、全般的に低額恩給の問題を先生がお取り上げになつておられるように拝察いたしますので、両方から申し上げたいと思ひます。

私は、恩給の問題にはいろいろ問題があると思ひますが、今後の恩給問題の最大のものの一つは、何と言つても低額恩給の是正であるというふうに信じております。そこで、従来総理府といたしまして、最低保障をつくつたり、あるいは低位号俸を切り上げたり、その最低保障の額を上げたり、いろいろなことをしてまいつたわけでございますが、今回は、これは先生からも逐年いろいろな御示唆をいただいたところでございすけれども、一律アップ方式ではなくて、公務員給与が上厚下薄の傾向をとっている以上は、その改善傾向というものを取り入れるべきではないかという本委員会の御決議もございすし、また、われわれもその技術的な問題についてかねて検討していただるところでございすけれども、今回は法案に盛り込まれておりますように、昨年の公務員給与の傾向というものを、すなわち、下の方は大体一・五%、上の方は七%前後のそういう改善傾向というものによつて上厚下薄の傾向を今回、案として持っているわけでございます。そういうことによりまして、先ほど申しました低額恩給というものを幾分でも是正できるというふうに信じております。

それからもう一つ、最低保障でございすけれども、これは四十二年に恩給に初めて取り入れて以来逐年改正をいたしておりますけれども、今回の最低保障は、先ほど提案理由の説明のところでも、例示をいたしましたように、六十五歳以上の者に給する普通恩給で、最低恩給年限以上の者につきましては四十二万というものを五十五万というところにいたしております。これは今回の恩給改善が、先ほど申しましたように一律でございませ

んけれども、約一%近くの改善でございす、それに比べましても最低保障そのものは四十二万から五十五万ということで約三〇%というふうな大幅な改善になつておられるわけでございます。これも先ほど申しました趣旨の一つで、低額恩給を最低保障制度の面でも支えていきたいというこの念願の一つでございます。

以上、今回の先生の御指摘の点に関する改正の趣旨あるいは内容を申し上げました。

○上原委員 最低保障の件と低額恩給の引き上げ、この点は継続してやっていきたいというお考えのようですから、ぜひその点も今後御努力をいただきたいと思ひます。

そこで、あと一点、扶助料の給付水準の引き上げ、普通恩給の件ですが、これは現行の五割を遺族の生活実態等にかんがみても七割まで引き上げることを目途にしてみたいという附帯決議をつけたわけですね。もちろん、先ほど趣旨説明がございしましたように、遺族の家族構成、そういう面で加算額を今回新設といひますか加算額をつけているのですが、五割を七割程度に引き上げるといふことについては没にされておられるわけですね。これはいろいろ説明をお聞きしてみますと対象人員が非常に多い、したがって、お金がかかるというふうなことで、特にまあ大蔵が渋ったんじゃないかということなんです、きょうちょっと大蔵、お呼びしませんでした、やはりこの点も附帯決議にありますが、要望に沿う方向での改定と出されたわけですが、要望に沿う方向での改定というものをやらなければいけないのじゃないかと思ひますが、これができなかった理由と、今後の見通し等についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○菅野政府委員 扶助料の改善でございすけれども、これはいま先生がお話しになりましたような率の改善の要望もかなり強いわけでございます、私どももそういう線も検討材料の一つとしてこれまで検討してきたわけでございます。大正十二年に現在の恩給法に統一されまして以来、実

たは遺産に支給する給付でございます。これらの方々の生活の支えとなるものでございます。したがって、一定の拠出金に応じまして保険数理の原則によつて支払れます社会保険でありますとか、あるいは生活困窮国民に対し最低生活を保障する公的扶助とは、その考え方において相違があると存じます。恩給の性格がこれらの社会保障とは異なるということは、私はこの際申し上げて

おきたのでございますけれども、個々の問題の取り扱いに当たりましては、恩給の性格からくる基本的な枠はあるにいたしましても、社会保障的な考え方も随時取り入れていくべきである、こういうふうに考えているのでございまして、その点十分留意をいたしまして、努力を続けてまいりたいと存じます。

○上原委員　性格は違うと思うのですが、若干コメントいたしますと、要するに老後の生活保障というような面からすると、共通性も持っていると思えますので、そこいらを含めて、今後とも関係

者の御要望に沿えるように御努力を賜りたいと思
います。

そこで、先ほど冒頭申し上げましたように、せ
つかく総務長官のお時間があるわけで、余り機会
もありませんので、私は沖縄関係についても若干
お尋ねをしておきたいと思うのです。特に海洋博
後の沖縄経済の落ち込みというのが、これはその
当時からいろいろ指摘されてきたことなんです
が、不況等も相まって、極度に悪化をしている現
状でございます。恐らくいろいろな点ですでおお

考えになっておられると思うのですが、つい最近も觀光連盟の方々、協会の方々も上京なさつて、関係要路の方々にいろいろ御要望もしておられるのですが、国家的行事ということ、あるいは復讐記念という面で大々的に宣伝をされて約半年間開催されて一応日程は消化できたわけですが、もうその過程でいろいろな問題が起きたことは改めて

申し上げませんが、今後どうするかということについて、もう少し真剣にお考えになっていただかなければいけない面が多々あるのじゃないかと思

うのです。そういう面では、一体今後の海洋博の跡地利用の問題と、あわせて、落ち込んだ観光なり経済というものをどう立て直していくのか。これはもちろん地元の人たちを含め、県当局の努力というのも大事でございまして、ある面ではそこでもっとやらなければいけないという御指摘もまたあるかと思うのですが、しかし復帰前後のいろいろな問題を考えた場合に、政府が、国の方でどういう方針を持つことによって非常に左右される面が大いにもまた否定できない事実でございまして、そういうことを含めて、沖縄担当長官として、開発庁長官として、いま私が申し上げたようなことについて、どういってお考えでどういおう対策を立てておられるのか、その基本をまずお聞かせをいただければ、それから具体的な問題についてお尋ねをしてみたいと思うのです。

○植木国務大臣 海洋博は無事終了をいたしました。が、ポスト海洋博につきましても、沖縄県民の方々のみならず、私も早くから、いろいろな問題が出てまいりますが、これは十分な認識を持って対処してまいらなければならぬということ而努力をしてきたところでございまして、海洋博が終了いたしました経済が落ち込む、これに伴う失業者の増加というところが一番大きな憂慮すべき点でございまして。

そこで、すでに御承知のとおり、五十年の補正予算におきましてもいろいろな措置をいたしたわけでございしますが、立ちおくれしております社会資本の整備は、海洋博関連のもののみで終わるわけではございませんで、昭和五十一年度におきましても各分野におきまして整備すべき事業が山積いたしましたので、財政金融の面を通じて五十年の対策を期してまいらうということで五十年度予算を組み、また金融措置につきましても御審議をいただいているところでございます。すでに御承知のとおり、沖縄振興開発事業費は拡充させましたし、また沖縄振興開発金融公庫融資の充実を図るということについても留意をいたしております。また、その事業内容につきましても、

公共事業の推進と中小企業や住宅に対する融資の拡大を図るというように、即効性のある予算あるいは金融というものを考えているわけでございまして。私もいいたしましては、海洋博の関連事業が行われまして、その関連工事による諸事業費の十分な教訓をいたしまして、農業基盤の整備でありますとか、あるいは教育施設の充実でありますとか、あるいは先ほど申し上げました住宅あるいは生活環境の整備というような点は、いわば県そのものに歩どまりの多い事業であると思っておりますので、そういう点について重点的な施策を講じてまいるのでございまして。

なお、今後の沖縄経済の運営の基本は、過大化した第三次産業依存型の産業構造を適正化したしまして、第一次、第二次産業の一層の振興を図るという経済体質の改善を推進することが必要であると考えております。復帰後五年目を迎えるという点にございまして、百四万人の県民の方々の県民所得も本土水準に迫りつつありますけれども、御承知のように経済の体質は自立性に乏しい状況でございまして。したがって、私もいいたしましては基礎的な条件の改善をいたしながら各産業の振興を図ってまいりたいと考えておるのでございまして。

なお、海洋博の跡地利用計画につきましては、すでに博覧会が始まります前に閣議決定を見まして、記念公園とすることにしたのでございまして、県とも十分な連絡をとりまして、現在学識経験者から成る基本計画策定調査委員会においてどのような公園をつくるべきかということについて検討を急いでいるところでございまして、大筋の合意をいたしましては、海洋博の記念行事としてふさわしく、かつ、沖縄の気候、風土を生かした緑の多い公園とし、また同時に、その中に残します諸施設につきましても、十分に沖縄の特性を生かすとともに、日本国民全体が、また国際的な海洋博覧会の跡地でございまして、国際性を持ったものにしたいというふうな考えをしております。

でございます。そして、この公園を中心といたしまして、いままで開発が立ちおくれしております北部の開発をぜひ進めてまいりたいというふうに配慮をいたしているものでございまして。

観光関連につきましてもいろいろな問題が起っております。これは十分承知いたしておりますので、すでに博覧会中からいろいろな措置をとってきたところでございまして、沖縄総合事務局が中心となりまして県と開発金融公庫あるいは関係金融機関と協議の上で、いろいろな債務を抱えておられる方々がある、あるいはまた転業をしようとしておられる方々もある、これらの点についてはいまケース・バイ・ケースで融資をきめ細かく行うように指導をいたし、また努力をしているところでございまして、沖縄県民百万の方々が今後経済的な落ち込みによって、せっかく復帰されました成果といふものを十分に生かすことができなくて、県民生活といふものが大きな破綻を来すというようなことがありませんように十分に努力をしてみたいところでございまして。

○上原委員 いま長々とお考えを述べられたのですが、そのことは一面大事なことでもありますが、ぜひやっていただきたいのですが、しかし、また反面、そんなに気長なことを言っているわけにはいかない点があるわけですね。そこで、いまいくも即効性のある対策と言ったんですが、まさに今即効性のある対策をやらないとゴーストタウンになってしまうんです。

具体的に御尋ねしていきますが、まずはホテルとか旅館業、民宿を含めて大手から中小零細に至るまでの宿泊施設の問題ですが、海洋博準備過程において、要するに、四百五十万ないし五百万の観光客が行くんで宿泊施設が極度に少ないから、足りないからホテルをつくれ、それにつれていって業者の問題もあろうかと思うのですが、しかし、海洋博開催ということによってあれだけの施設ができたわけですね。これは単に自然淘汰なり個人淘汰だ

けで今後ならしていくというわけにはまいらぬと私は思うのです。

そこで、一体現在の宿泊施設はどのくらいあって、どういう利用がされているのか、本来なら沖縄県での人口なりあるいは観光、これまでの実績があるわけですから、それからするところの程度でなければいけないと政府は見えておられるのか、これらの点を具体的に御答えいただきたいと思うのです。

○山田政府委員 ちょっといま資料を持っておりせんけれども、海洋博によって御指摘のようにホテルあるいは民宿等が非常にふえまして、しかも施設の増加のみならず利用の仕方につきましても、従来二人部屋であったものを三人部屋にするとか、そういうような大きな収容力増大を図りまして、その結果、確かに御指摘のように予期に反しまして利用が十分でなかったという面がありまして、そのために現在いろいろな問題が起きているわけです。大体現在宿泊施設としては、一日当たり四万数千の収容能力があると思っておりますが、これにつきましては、現在私もいいたしましたが、県の観光行政当局と十分連絡をとりながら、今後のあり方につきましても検討を進めておる中でございまして。実は県当局におきましても、この点につきましても非常に心配いたしまして、今後のあり方につきましても具体的に計画を立てておりました。若干その数字も聞いたように思いますけれども、実は私もいいたしまして、振興開発の關係におきましても審議会の総合部会を設けて、その下部機構としての専門的な委員会におきまして、観光につきましても分析をいたしておる最中でございまして。ただいま四万数千が果たして三万でいいのか、二万でいいのかという点につきましては私から御返事を申し上げるのは適当ではないと思っておりますので、あえて申し上げませんが、少なくともや過剰な設備があるということとは否めないと思っております。

○上原委員 まさにいまおっしゃるとおりで、県内のホテル、旅館、民宿等々で約七百七十から八百

軒ぐらいになっていくわけですね。これは軒並み海洋博に向けて増設された、あるいは新設された面がある。しかし半面、海洋博が済んで後の観光というものは、もうほとんど行っていない状況でしょう。そうしますと、これは、つくった人が悪いんだ、自由業だからしょうがないということでは政治的に許されないと私は思うのですね、長官。そういう即効性のあることをやるにはどうすべきかということが、いま県民が要求していることなんです。特に、ちょっと数字を私の調査でいろいろ挙げてみますと、那覇市内の大手のホテルだつて、二月ごろからは二〇%を落ち込むという状況のようなんですね。中小、民宿等になるともうほとんどが空きにしかなくなって、本部半島、北部を含めて。これでは、先ほど長官が述べられた、跡地の利用をしながら北部開発をやる、あるいは沖縄の振興開発につなげていくその過程の手当をできないでいると、私は、それこそ過疎になり、その公園はスキが生えるかっこうにならないとも限らぬと思うのですね。ですから、当面何をやっていくかということに力点を置いていただきたいと思うのです。

そこで、具体的にお尋ねしますが、一体このホテルや旅館業、そういった宿泊施設にどの程度の資金が融資されたのか、投資額はどのくらい見られるのか。開発金融公庫が来ていらっしゃると思うので、その点明確にしておいたいただきたいと思ひます。

○佐竹説明員 お答え申し上げます。

ただいまの上原委員の御質問、沖縄県内におけるホテル、旅館等々宿泊施設に対する総投資額はいかほどであるか、それに対する総融資額がいかほどであるかというお尋ねのようでございますが、総投資額ないし総融資額につきましては、これは、私どもは実は公庫の融資をお預かりいたしておりました。したがって、公庫から幾ら融資をいたしたかということは明確にお答え申し上げられませんが、県内における総投資額ないしは総融資額につきましては別途お尋ねをいただきたいと思ひます。私の方には、実はその正確な資料はございません。

それで、わが沖縄公庫におきまして海洋博関連で融資をいたしました金額は、総額二百六十五億円でございまして、その対象件数は、ホテル、旅館あるいは簡易宿泊、ペンション等々に至りまして、全部で三百六十九件でございます。

○上原委員 開発金融公庫から二百六十五億、ほかの沖縄の地元銀行、金融機関を含めて大体六百億ないし六百五十億と言われていたわけですね。その点は、開発庁、そう見ておられるのですか、どうなんですか。

○山田政府委員 実は、私どもも正確に資料の報告を受けておりませんが、いま御指摘のような数字であると伺っております。

○上原委員 六百億と仮定をしてみよう。そのうちどの程度が投資者の自己資金と見ておられるのか。これは開発金融公庫の理事長さんならすぐおわかりと思うのです。

○佐竹説明員 これは上原先生もよく御存じだと思ひますが、同じホテル、旅館、宿泊施設と申しましても、小さきままでございまして、一律に自己資金何割という正確な数字は出しにくいのでございまして、私どもが取り扱いましたところの融資先で見ますと、中小関係ではおおむね二割程度でございまして、大のところにありますと、三割もしくは四割のところもございまして、おしなべてごく常識的に見まして、まあまあ自己資金は二割、八割は借入金。その八割のうち私どもの方にいらした分はまずまず四割ないし五割。地元の、ことにリゾート開発公社というのがございまして、あそこあたりは特別な機関でございまして、私どもの融資比率も高めにしまして、かの会場に隣接してございましてそのロイヤル・ビュー・ホテルと称するものに対しましては、たしか七割近い融資をいたしております。しかしながら一般的には、ことに本土進出の大手筋に対しては厳重に査定をいたしました。これは本土の資

本力を持っておりますから、したがってわが沖縄公庫の資金はできるだけ節約をしていきたいということ、大手ホテルに対しては四割程度しか貸しておりませんが、それらは自己資金ないしは市中金融の調達力が大いなので、それでできておるのだと思ひます。これは要するに自己資金はほぼ二割見当。これは推定でございまして。

○上原委員 二割程度と見ても、あとの八割は融資に依存しているということですから、六百億としても四百八十億あるいは五百億はいわゆる金融機関からお金を借りて関連施設をつくったわけですね。こうなりますと、大手の方は生き延びると言ったら少し言い過ぎかもしれませんが、経営合理化その他の面で何とか持ちこたえてこの危機を突破できるかもしれません、中小の方になりますと、私はそう簡単にはいかないと思ひます。そこで、これだけのお金を借りてこの不況の中でやってきた中小零細の宿泊施設、いわゆるホテル、旅館業に対して、何らかの金融措置をこの際お考えになっていただかないと、どうにもならないわけですね。いま県を含めて、転廃業の問題とかいろいろあるのですが、ホテルを改善してほかの保育所とかあるいは病院その他にやろうとしたら、それだけまたお金がかかるわけですね。ただでさえもうどうにもならない借金を抱えておつて、そういう転廃業に新たな資金の融資を受けようとしても受けられない、こういう状態が続いているわけですね。

そこで、具体的な面としては、こういう状況というのは個人的な責任というものももちろん逃れられない面もあるかと思うのですが、要するに金融措置、政治的な措置をやっていただかないとどうにもならないわけですね。返済期を延長するとか、あるいは利子の面を補給していただくとか、いろいろな点を具体的にいま考えていただかなければいけないと思うのですが、この点についてどうお考えなのか、どのような方策を持っておられるのか。これは長官の方なりあるいは理事長の方から、ぜひ明確にしておいていただきたいと思うので

です。

○佐竹説明員 この問題につきましては、実は私どもは、博覧会の始まるかなり前から、今日のようない事態になってはなるまいという危惧を抱きまして、無計画に宿泊施設等に対する投資が乱発されることに非常に危惧の念を抱きながらまいりました。したがって、そのような背景を持っておりましますものですから、私どももいたしまして貸付決定をいたします際は、十分に将来の経営にたえ得る、海洋博後においてもやっていけるであろうという体質を備え、かつ経営手腕を持った者、人的、物的の要素を丹念に検討をいたしました。きわめて慎重な融資態度をもって臨んだわけでございまして。したがって、少なくともわが公庫の取引先に関しては申しすならば、先ほど申しましたように件数において三百六十九件、このうち中小企業もしくは環境衛生資金が出ておりますのは、件数で環境衛生資金は大体三百件ぐらゐでございまして、中小関係で五十数件。金額にしますと、先ほど二百五十六億と申しました、これは総額でございまして、中小資金では約二十四億でございます。それから環境衛生関係では約二十億弱、合わせて、つまり中小系統を足しますと大体四十五億ぐらゐが中小関係でございまして。あとは大手でございまして。

そこで、先生一番御指摘の点は、その中小が非常に経営が苦しいではないか、これに対していかなる措置を講じておるかということかと思ひますが、これにつきましては、実はこの点、私どもの危惧が的中したと申しますとはなはだ不幸なことではございまして、ポスト海洋博どころではなく、博覧会開会中においてすでに経営が苦しくなりまして延滞を生ずるところが出てまいりました。これに對しましては、こういうものは長い目で見なくてはいかぬということ、経営者諸公を大いに鼓舞激励をいたしまして、私どもとしましてはできるだけ償還のしやすいようにつまり無理のない償還ができるような形に逐次、ケース・バイ・ケースで案件を整理いたしました。

たとえば、先ほど先生も御指摘になりましたが、償還期限の延長をいたす。大体、中小は七年ぐらいで貸してありますけれども、相手先によりましては十年程度に延ばして行く。そうしますと、月々の返済額が御承知のように、たとえば月に三万円払わなければならなかったものが十分の七に落ちるわけでございますね。そういうふうな約三割。そうすると二万円で済むとか、そうすると返しやすいくらいということで、非常に無理のない償還のできるような形に条件変更という、実務語でございまして、そういう言葉で言っておりますが、条件を逐次変更いたします。できるだけ返しやすいようなそういうことで御相談をしましてまいって、それは実は博覧会の開会中からすでにそういうことが行われているわけですね。ポスト海洋博になりましてそういう事例がまた一段とふえてまいったことは事実でございます。私もとうしては、かねてから行っておりますところのそういう実情に即した弾力的な措置を償還、元利回収の面でとってまいっておりますが、これを今日でも実は一段ときめ細かくやっております。ですから、私どものところのお取引先は一件一件十分御相談しながらやっておりますので、この点は御取引先の方も、何とかひとつ立て直して一生懸命やろうという熱意に燃えられておやりになっていただいております。

ただ、先ほど先生おっしゃった貸出金利の引き下げができないかというお話ですが、これは実を申しますと、市中金利に比べますと、わが沖繩公庫の金利は大変安いわけでございます。ですから私は、むしろ逆に、今日地元の地方銀行がなぜもって貸出金利を下げないのか。見ておりますと、一向下がらない。大体一割とか九分何厘、もってのほかだと思っております。今日、本土では銀行はどんどん金利を下げております。地元銀行の金利が一向に下がっておらぬ。ところが決算を見ると、かなり利益が出ておるじゃないか、おかしいじゃないかというような感想を実は持ちまして、先般も参議院特委員長に御就任になりました

た、かの稲嶺先生のところへごあいさつに伺いました際、先生にも申し上げたのです。これは地元の貸出金利を下げるのが先決じゃございせんか、沖繩公庫並みにまで下げるとは申しませんが、せめてその中間ぐらいまでははいかがでございましょう、これなどは稲嶺先生あたりから、たとえば崎浜さんであるとか瀬長さんあたりに一声おかけになれば、すぐ下がるんじゃないかと申し上げたのです。そうしたら、稲嶺さんは、いや、わしも実はそう話しておるんだ。で、何と言いましたと聞いたら、いやいや、検討中というものであった。そんな手ぬるいことではないかと、いまは検討の段階じゃないかと思うのです。実行の段階であると思ひます。われわれはケース・バイ・ケースでどんな条件を緩めて、ただし貸出金利は下げられないけれども、償還期限の延長をいたしまして、できるだけ無理のない返済ができるように実は御相談をいたしております。それに対して、市中銀行のこのやり方はわれわれにとつては不満でございますので、ひとつ沖繩開発庁におかれども、もっとも監督を強化していただきたいということを、実はかねがね希望をいたしておるところでございます。

○上原委員 何か証人でも呼んで聞かないとわからないようなことをおっしゃっているのですが、私は開発金融公庫のそういう——これは公的機関、もちろん銀行はみんな公的機関になるかもしませんが、金融行政ですから、それだけ手がたいてことをやるというのは当然のことである。しかし、にこにこしておっしゃっていると、何にもないみたいなきこになるが、実際問題はそうじゃないのです。これは一々金利の問題をやっていると時間がありませんので、要するに融資期間の延長はそういうケース・バイ・ケースというふうなことでなくして、制度化というか、そういう特別措置としてやらなければいけないということなんです。同時に、金融機関からの借り入れ返済の問題について

でも、据え置きをするとかあるいはいろいろな条件等を見て緩和をしていくということ、また当面の運営資金についても新たな融資というものを低利で手当てをしていく、こういう具体的な手当ての措置というものを、一つの行政措置あるいは制度的にやっていくか、どうにもならぬということですよ。いま市中銀行に對しては、開発行はもっと厳しい行政指導をやってもらいたいと佐竹さんがおっしゃっていることは、この点は正しいんだ。こういうことを含めてやるのが、開発庁の仕事じゃないですか。ここについて総合的に金融措置というものをやらないと、ばたばた倒れていく、後でどうにもならないということになる、これまた新たな問題として政治問題化して行く。

いま私が申し上げたこういう具体的な措置は、開発庁長官として早急におやりになりますか。

○植木国務大臣 観光関連産業に対する金融面の対策につきましては、いま開発金融公庫関係につきましましては理事長から御説明をいたしました。総合事務局が中心となりまして、沖繩県、そして開発公庫及びいま公庫の理事長から指摘のありましの関係市中金融機関、これらと協議の上、債務者の実態に応じまして、債務返済期間の延長、据え置き、また貸付条件の変更、運転資金の貸し付け、転産資金の融資等を行うように、ケース・バイ・ケースで対処し得る体制をつくるというように作業を進めているのでございまして、近く、ただいま申し上げましたような点につきましての合意をいたしましたものが私どものところへ来ることになっております。さらに督促をいたしまして、早期に対処し得るようにはいたしたいと存じます。

○上原委員 それはいつごろまでに来る予定ですか。

○植木国務大臣 今月いっぱいにはそれをやりたいと思ひます。

○上原委員 それでは、それを督促していただいで、いま申し上げた金融措置をやっていたら、転産業の面を含めて対策が講ぜられるように

お願いをしておきたいと思ひます。それと、先ほど公庫の理事長の方から御指摘がありました、いわゆる市中銀行の貸付利息の問題とあわせて日銀関係等の指導行政もあると思うのですが、大蔵大臣とも御相談の上でやっていたきたいと思ひます。

そこで、時間も少ないし、ほかの問題もありまして、ちょっと話は前後するのですが、海洋博の跡利用計画の問題、これは所管は一体どこなんですか、計画、プランを立てていくところは。

○井上(幸)政府委員 跡利用計画で都市計画公園として仕事をすることになっておりますので、事実上の、制度上の所管は、その意味では建設省になります。ただし、関係する予算は沖繩開発庁計上でございまして、その限りにおいて、計画面は沖繩開発庁長官、こういうことになります。

○上原委員 どうもややこしいのですが、建設省はいらしてですか。——そうしますと、建設省でいま跡利用計画の計画案はつくっていらつしやるのですか。つくっていらつしやるのと、どういうふうな、どの程度まで進んでいるのか、見通しはどうなのかという点。さらに、跡地の一部を利用して早急に観光客を、せめて海洋博開催前の七二年、七三年ごろの年間八十万前後の観光客が行かなければいけないわけですよ。いまほとんど冷え切って、飛行機に乗ったつてがらあきなんです。要するに、跡利用をもう少し早めなければどうにもならないという問題がありますので、一部の施設を早急に観光客に再開するというのが、リオープンするという方針も県から具体的に出てくるかと思うのですが、この見通しはどうなっているのか。ここいらの点、あわせて両方からお答えをいただきたいと思ひます。

○三好説明員 公園の具体的な整備方針につきましては、先ほど開発庁長官からお答えいたしましたように、現在基本計画策定調査委員会におきまして、この記念すべき公園の基本方針、基本構想、さらに基本計画につきまして議論をいただいでいるところでございます。この委員会は、現在

まで数回開催されてまして、来たる三月十五日に基本構想並びに基本計画について考え方が示されることとなっております。これを受けまして、五十一年度におきまして、建設省といたしましては七月いっぱい撤去工事等にかかるわけでございまして、八月一日以降建設省がこの土地の公園化、つまり建設なり整備という仕事に入っていくこととしております。

なお、それまでの間につきましては、沖縄開発庁からお答えいたします。

○井上(幸)政府委員 たいま建設省からお答えがございましたが、当初からの取り決めで、海洋博閉会後六カ月は当該施設は海洋博協会が管理をする、こういうことになっております。この六カ月が現在の出展物、建物の撤去期間に相当いたします。それで、たいまのところ当該施設地域一帯は海洋博協会の管理でございまして、私どもといたしましては、その管理内容について、現在のところ担当外ということに相なっております。現でございまして、現地から早期リオープンの話が非常に強く、これはある意味では施設ごとのケース・バイ・ケースの考え方が当てはまると思ひます。たとえば、沖縄県の施設でございまして沖縄県が管理しておられるエキスポランドの施設などは、これは撤去工事等は関係がございまして、比較的早期にやれる体制を整えれば、オープンが可能であるというふうに思ひます。

その他の施設につきましては、これはたいま建設省から御答弁のございましたように、六カ月以内に撤去するものは撤去いたしまして、その間は安全上の問題がございまして、撤去期間中は一般的な立入りは無理であるというふうに思ひますけれども、たいまのところ、海洋博協会、通産省、それから沖縄県で、どの程度局部的にリオープン可能かという詰めをおやりのようでございますから、それはしばらく管理者である海洋博協会にお任せを申し上げることになろうかと思ひますが、私どもといたしましては、観光シーズンでございまして八月というのをリオープンの一つの努

力目標、こういうことにいたしております。

○上原委員 建設省、私がいろいろ聞いていたところによりまして、この公園計画というのは、皆さんの案というのは、五カ年計画でやるということでしょう。完全なものにするにはそれだけかかるということなんですが、これも非常に気長な構想なんです。しかし、もちろん年度予算に

十六億でしたか十九億でしたか入ってはいないんですが、それはそれとして進めながらも、先ごろから言いますように、長官、当面のこの一部施設を利用することをさせねばどうにもならないわけですよ、即効性のあることというのは。これは県側から言いますと、県の要望は、できれば三月の十四、五日ごろから一部施設についてはリオープンしてもらいたい、こういう強い要望が通産大臣、開発庁長官にもちゃん出されているわけでしょう。これに対して協会も建設省も、もちろん開発庁が中心になってどう県側と詰めていくのか、この作業が全然なされていないような感じがしますので、いまの説明からすると、これを具体的にやっていたかといふと、先ほど言った、あれだけ四万四、五千もいたホテルも、火の気のないような形でずっとそのままになってしまっているわけですね。せっかくある施設を利用できる対策を早急に立ててもらいたいというのが県側なり関係者の強い要望なんです。これにどう具体的ににお答えしたいだけなのか、この面は余り気長な話ではなくして、具体的にこころする、少なくとも三月までには何が出来る、八月までには何をやるかというのを、これは長官の方から明らかにしていただきたいと思うのです。そうせぬとこれはどうにもなりませんよ。

○植木国務大臣 先ほど来お答えをいたしておりますように、この跡地につきましては民間等の撤去工事がございまして、また残しました物につきましてもいろいろ整備を行う、公園も整備をしていくというような作業が五年間続いているわけでございますけれども、現地から、また関係の団体から、御指摘のような早期に一部分でもいいから開園をしてほしいという要望があることは十分承

知いたしております。この点につきましては、たいま具体的に沖縄海洋博協会、それを所管をいたします通産省と県との間で詰めが行われている、その作業が行われていると私は承知いたしているのでございます。したがって、いま具体的に何日にどういふふうになるかということについての結論を得るまでにはいいないようでございますけれども、その努力は通産省、協会及び県が行っているというふうに向っているのでございます。その点については、私どもも推進をしていくように努力をいたしてまいりたいと存じます。

○上原委員 どうもそのやり方が、行政のいろいろな職務分限の件についてはわからぬわけでもありませんが、予算は開発庁で組む、計画は建設省でやる、それから跡利用の当面のものについては通産省と海洋博協会だという、ばらばらではどうにもならないような感じがします。そこで、担当大臣ですから、そこいらは総合的に掌握をしていただいてやってもらいたいと思ひます。

それと同時に、これは復帰特別措置の問題もあるわけで、私きょうは特に大蔵とか通産は呼んでないわけですが、観光戻し税制度の延長問題ですね、これと航空運賃の問題、これなどもぜひ具体的に御検討いただかないと、結局、沖縄は観光産業云々といったってどうにもならない面があるわけですよ。もちろん税の問題は、未来永劫にそういうことをやれというわけじゃありません。しかし、航空運賃の問題についてはきょうは時間がありませんから触れられませんが、私は、この点はいずれかの機会に、少し資料もありますので、復帰前との比較等において具体的に議論をしてみたいと思ひます。こういう政策、政治の判断においてしか復帰後の沖縄の問題――本場に皆さんが海洋博を沖縄振興の一つのてこにしたいという御意思があるならば、私はいますぐやるべきだと思うのです。したがって、これらの問題等を含めて、長官の方で総合的に関係者と話し合っているのか、それという決意をぜひ明らかにしておいていただきたいと思います。

○植木国務大臣 たいま具体的な問題として、観光戻し税の延長の問題がございましたが、この点につきましては、開発庁といたしましては、今後の観光振興という観点から、制度延長というものはまだ当分必要であるという考え方でございまして、そのための努力をしているところでございます。

それから、航空運賃の軽減につきましては、海洋博覧会開催前及び開催中も運輸省に対して強く要請をしたという経緯もございまして、いま一つの大きな沖縄の観光問題の中心的な困難な問題がこの運賃の問題であるというふうに認識をいたしておりますので、さらに運輸省と協議をいたしてまいります。

○上原委員 経済の落ち込みを回復していくためには、いま申し上げたようなことがなされないといけない問題でございまして、ひとつ特段の御配慮をいただきたいと思います。

それじゃ、時間も詰まっておりますので、あと一、二点お尋ねしたいのですが、こういうふうには経済は冷え込んだが、軍事基地だけは依然として華やかなんですよ。基地公害は相変わらず起きている。爆音公害、騒音公害、いろいろもう最近はおきたいのですが、きょうは要だけをお尋ねしておきたいのですが、まず岩国の第一海兵航空団、これが今度沖縄に移転をするということなんです。が、どういふわけで移転をするのか、そういう面については政府としてはどう見ておられるのか、また連絡があったのかという点を、後日のいろいろな議論と関連しますので明らかにしておいていただきたいと思います。

それと、承るところによりまして、伊江島射撃場での連日連夜の射撃訓練を第一八戦術戦闘航空団のF4Eファントムでやっておるわけですね。これは本委員会でも問題になりましたように、核模擬爆弾そのものの投下訓練を含めて、海洋博期間中は少し遠慮しておいたような面もあるようですが、何と長官、午前七時から午後十一時ごろ

まで、もうこれじゃ、私は一体何でこういうことをアメリカが自由勝手にできるのかと思うのです。これをどうするかということ。幾ら安条約といったって、こんなにまでアメリカの自由は日本が認めていないと思うのです。嘉手納の軍事基地だってそうなんです、私はいま毎週帰っているのですが、本当にひどくなっている。ファントムのタッチ・アンド・ゴーの訓練とか、余りにもひど過ぎますよ。これをなぜこんな手放しに認めているのか。これは私は、外務大臣がいっしょのときに本当に議論をしてみたいのですが、きょうも要点だけ取り上げておきます。

それと伊江島の射撃訓練場は、日米合同委員会で何か取り上げて、近々移転をするというある程度の合意がなされたやに聞いているのですが、これは事実なのかどうか、アメリカ側はその移転に代替地があれば応ずる考えという意思表示をしたのかどうか、こういった面についてもこの際明らかにしておいていただきたいと思います。

○山崎政府委員 まず、第一海兵航空団の司令部の移転でございしますが、これにつきましましては、ことしの二月十二日に米軍が発表を行っております。それによりますと、岩国におきまして第一海兵航空団の司令部は近く沖繩のキャンプ瑞慶覧に移転する。その移転は、第一海兵航空団と沖繩にありまして第三海兵団との間の連絡調整を一層密にして、そして第三海兵水陸兩用戦部隊の管理運営上の効率及び即応能力を増進することにあるというふうに申しております。それで、この移転に伴いまして、この航空団の司令部の要員が約千名移ります。また機材として、F39一機及びC17八機が沖繩に移動いたします。しかしながら、この航空団の所属の作戦部隊及びその機材は引き続き岩国に残留するというところでござい

ます。次に、ただいまお話のございました伊江島におきます米軍の射撃場の騒音問題でございしますけれども、この問題に關しましては、たしか二月二十四日の閣議で植木長官からも御発言がござ

いまして、われわれとしてもこの問題については深い関心を持っております。したがって、その後の二月二十六日の日米合同委員会におきまして、わが方から、この伊江島におきまして米軍の射撃訓練に伴う騒音問題その他伊江島に關する諸問題に關して対策を検討するため、ひとつこの合同委員会の場で話し合おうじゃないかということをお願いいたしまして、アメリカ側もこれに同意しておりました。したがって、この騒音問題を含め、伊江島にかかわるいろいろな問題について今後アメリカ側と話し合つてまいりたいというふうに考えております。

それから、伊江島のこの射撃場のものの移転問題に關しましては、これは確かに周辺の住民の方々にいろいろと御迷惑もかけております。ただ、こういう射撃訓練そのものは米軍として必要であるということも認めざるを得ませんので、その移設という問題についてもわれわれとしては真剣に検討いたしておるわけでございしますが、非常に技術的にいろいろな問題もございしますので、まだ日本側としても結論を得ておりませんし、まだアメリカ側と本格的な話し合いに入つておるわけでもございせん。ただ、この点は真剣に検討しておることは事実でございします。

○上原委員 第一海兵航空団の作戦部隊は当分は岩国に在留する。当分はということとは、将来は沖繩に移転する可能性も示唆しているのかどうかをもう少し明らかにしておいていただきたいと思います。

それと、そうしますと、新聞報道等によりますと、伊江島の射撃訓練場については、二月二十六日の日米合同委員会で、代替地があれば移転をすることに米側は同意をしたという報道があるわけですが、これは事実と違つたわけですか。また日本側は米側に対して射撃訓練場を移転してもらいたいという提案を合同委員会の場でやったことがあ

○山崎政府委員 私、先ほどの御説明が十分でなかったかと思いますが、この第一海兵航空団の作戦部隊は引き続き岩国にとどまるということとでございまして、この作戦部隊が沖繩に移駐するという計画は何ら承知しておりません。

それから、伊江島の射撃場の移転問題に關しましては、政府側としてはできれば移設したいということとは考えておりますし、非公式にアメリカにもそういうことは申しております。しかしながら、これはかなり金がかかる問題であり、また技術的にいろいろな問題がありますので、また正式に提案するには至っておりません。ただ、わが方のそういう希望はアメリカ側も十分承知しております。向こう側においても技術的な検討を加えておるといふふうに承知いたしております。

○上原委員 防衛施設庁、おいでいただいたというのですが、技術的にむずかしい面もあると思うのですが、防衛施設庁として、伊江島射撃訓練場の出砂島への移設等も議論されている、あるいは計画があるというふうなことも、あるのかどうか、また施設庁としてこの問題を具体的に検討しておるのかどうか、その点明らかにしておいていただきたいと思います。

○山崎政府委員 ただいまアメリカ局長から答弁がありましたように、正式に米側に話し、協議している段階ではございせんが、事務的なレベルにおきましていろいろな移設先の問題、それから技術的な問題と申しますのは、一応射撃あるいは爆撃する場合にそれを観測し、航空機と連絡をとるなかで着弾あるいはその他のコントロールをするわけではございせんが、そういう施設を仮に、出砂島と現在決めているわけじゃございせんが、離島に持つていく場合に、どれくらい土地の面積があればいいのか、仮に埋め立てを必要とした場合にどういふような工法で埋め立て、またそこ

にどれくらいいたてばそういう観測等の施設ができるかというふうな技術的な問題につきまして検討はいたしております。

米側の方の意見も非公式には聞いておるわけではございますが、ただいま申し上げましたように、これなら技術的に解決ができるというところまで話が煮詰まつておらないわけではございしますけれども、移設して現在の伊江島飛行場を返すということとは地元の方々の強い御要望でございしますので、そういう方向で実現に積極的に取り組んでおるといふことは申し上げられるかと思ひます。

○上原委員 そうしますと、これは明確にしておいていただきたいと思うのですが、日米間でこの伊江島の射撃訓練場の移転について合同委員会の議題として話し合つたことは現段階ではないということですね。

○山崎政府委員 先ほど申し上げましたように、前から非公式にこの問題は合同委員会の場を利用して話し合つておるわけでございしますが、先ほどお話のありました騒音問題もございしますので、こういう移設の問題、騒音問題あるいは周辺の住民の方々とのいろいろな問題も含めまして、ひとつこの伊江島の問題を総合的に話し合つてみようじゃないかというところで今度合同委員会でも持ち出したわけでございまして、アメリカ側もそれは結構であるということで、これから協議の場を設けてまして具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○上原委員 そうしますと、今後合同委員会の場でこの問題について日米間で話し合うということとは合意したわけですね。

○山崎政府委員 移設問題だけではなく、騒音の問題、それから伊江島の方々が利用しておられます民間飛行場の問題その他も含めまして総合的に話し合おうということにはなつております。○上原委員 そうしますと、これはあれだけの移設の問題ですから、もちろんそのことにも私はいろいろ疑問がありますが、当面のこととして、長官、これは夜の十一時まで、しかも夜間に、戦場でもあるまいし、やるということとは、これはどう考えたって人道上的問題です。外務省を含め

て改めて爆音、騒音の問題については、これは伊江島だけじゃありませんがね、嘉手納それから最近はずっと、ハンビー飛行場、那覇の自衛隊基地、全くやりたいほうだいのことをやっているのですよ。これで何が平和ですか。何が安全ですか。そういう面でも、改めて長官の方でこの爆音、騒音対策について外務大臣なり防衛庁長官とお話し合いをして早急に、百歩譲って、最低限夜間の爆音問題については絶対にさしやめない。これは民間空港を考えたってそうでしょう。大阪だって横田だって羽田だって、そういう公害訴訟の問題が出ています。これをおやりになりますか。ここでぜひ、この点は国民の前にもう一度決意を述べるだけじゃなくして、きょうの委員会が済んで後に早急にこの件についてお話し合いをいたしたいと思います。

○植木国務大臣 二月二十四日の閣議の前に、外務大臣及び防衛庁長官に對しまして、私から詳細にわたりまして騒音問題等について強い要請をいたしました。これはただいまお話をございました伊江島についてみましても、七時から午後十一時まで行われているというふうな状況でございます。これは大変住民生活に對して圧迫を加えているわけでございます。この夜間訓練午後十一時という点につきましては、外務大臣も防衛庁長官もともに常識的ではない、非常識であるということをおっしゃるわけでございまして、しかるがゆえに二十六日の日米合同委員会において正式にこの問題を取り上げようというところまでございけることができればいいと思います。

しかし、長期的にどうするかということについては、合同委員会でも十分協議をしていただいて、速やかに解決を図っていただくことをつけていただかなければならぬのでございますが、夜間の十一時まで行っているという訓練につきましては、やはり何と云っても、本土の航空機騒音問題にかんがみましても常識外のことでございます。したがって、外務省、防衛施設庁はそれぞれのチャンネルによって米側と話し合いをしていた

だいていると存じますけれども、この機会に改めてもう一度少なくとも夜間訓練の問題につきましまして両大臣とともに協議をいたしますし、また両省庁が御努力をくださるよう期待をするものでございます。

○中略委員 一問だけ関連でちょっと述べたいのです。

私は去年の十二月下旬に伊江島へ行きまして、四日間沖縄の基地を回って最後の日ですが、伊江島に行つて、その際に嘉手納の司令官にヘリコプターで伊江島に来ていただきまして、現地で一時間余り会話をしたのです。その際に、いま上原議員が取り上げられております特に夜間の飛行、それから土曜、日曜日の訓練の問題について少し時間をとって話しまして、その際に私たちは六時以降ということを要求したのですが、七時以降の訓練、それから射撃はやる、土曜、日曜はやらぬという二つのことについて現地の司令官は私に約束したわけなんです。それを伊江島の村長にもお話をし、その後伊江島村長から、そのことを文書で取り交わしたので司令官と話することに

ついて話を取り持ててくれないう話もありまして手紙を出してあるのですけれども、現地の司令官とはいまお話しした夜の少なくとも七時以降の訓練と土曜、日曜はやらぬという約束を約束した問題でもありません、これは現地の新聞にいま上原議員からも強い要求がありますけれども、そういう現場の担当者がわざとわざとに伊江島に私に行くというところで、現地のたて事務官だけではだめですから、嘉手納の司令官が直接ヘリコプターで来て、向こうの事務所まで来ておられますから御存じだと思ひますが、そのことについて私も強く要求しまして、大臣からもいま現地でそういうことはできるし、また夜間の訓練はやらぬという約束を約束しているわけですから、これを守らせるといふことについてはひとつ強く要求していただきたいし、直ちにそのことの

処置をとっていただきたいということをもう一度強く要求したいと私は思ひます。

○植木国務大臣 ただいまの御指摘の点につきましては、先ほど上原議員にお答えをいたしましたとおりでございます。さらに両省庁並びに関係閣僚に對しましてアメリカ側との強い折衝を要請いたします。

○上原委員 いま同僚議員の方からもありましたように、嘉手納の場合も午前九時以前は爆音は、エンジンテストとか飛行はしないという取り決めが、復帰前に村長と現地の司令官とたしか取り交わされているのだが、絶対守らぬですね。P3が来てから、いま午前二時ごろ——私なんかここで半分生活していますから、本当に気が狂いそうになる時があるのです。ベトナム戦争が終わるまではというしんばうもあつたのだが、復帰してこの方ますますひどくなっているのです。これについてはもう少し真剣にお考えになっていただきたいということを改めて念を押しておきたいと思ひます。

そこで、時間が来ましたので、あと一点だけちょっとはしってお尋ねするのですが、こういうふうなアメリカはやりたいういふことを勝手にやっておきながら、一方駐留軍労働者の賃金問題については、何と昨年のことがまだ決まっていないうのです。藤尾前委員長にもいろいろ御苦勞いただいたのだが、まだできていないのです。外務省は一体この駐留軍労働者問題についてアメリカ側と話し合つたことがあるのかどうか、まずお答えいただきたい。

○山崎政府委員 駐留軍労働者の給与問題に關しましては防衛施設庁が雇用主でもございまして、米軍と種々折衝をされております。この状況につきましてはわかれわかれは随時話を承っております。また、またむずかしい問題が非常にあります。しかも時間的に非常に切迫しておるというときにはわれわれも実は一緒にになりまして米軍との問題を話し合つております。過去におきまして一、二の事例につきましては、そういう意味で外務省とし

ても防衛施設庁と一体になって問題の解決に当たつてまいつた次第でございます。

○上原委員 今度の五十年の賃金改定について、外務省はこれまで何回アメリカ側と話したので

か。

○山崎政府委員 これは防衛施設庁の方にもお尋ね願ひたいと思ひますが、現在防衛施設庁が米軍と鋭意折衝しておりますので、われわれとしては毎日のように御連絡をいただいております。そして、われわれが必要であればこの点については直接お手伝いをいたしたいと考えておる次第であります。

○上原委員 あなたはいつか国会に証人として喚問せにやいかぬよ、このアメリカ局長は。ということは何もやつてないということでしょう、いままで外務省としては。

そこで、きょう時間ありませんが、こういう状態なんです。これは私は去年の九月から年内解決をやれというところでやつたんだが、いまだやつてない。しかもこの段階に来て、昨年持ち出した賃金改定の問題を新たにまた米側は提示してきている。松崎部長、五十年の賃金を一体いつになったら解決できると見ているのですか。なぜ日本政府はここまでアメリカになめられて、労働者にだけ犠牲を負わなければいけぬのですか。われわれが国会で取り上げてきたことに對して皆さん本当に忠実にやろうという誠意があるのかどうか。こういういかにげんな答弁をやるから国会の權威もすたれて、国民もいろいろ疑惑を持つのです。いつまでに解決できるめどがあるのか、現在のどのくらい話し合つていられるのか、明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○松崎政府委員 お答えいたします。五十年の駐留軍従業員の給与改定問題につきましては、昨年の九月、防衛施設庁としまして公務員の給与改定に準じた給与改定の提案をいたしております。ところが昭和四十九年、その前の年でありましたが、昨年度の給与改定のときに三二%というふうなこともあつたのですが、米軍の予算

が年々制約されていること、わが国の人件費の上がり方が非常に急角度であるということとはさみ状の問題があるので、定年の改定の問題とかあるいは諸機関の従業員の一部の職種の取り扱いについての調査というようなことを宿題と申ししますか、そういうことで両方で検討しようということになったものがございました。それが大変難航いたしました、ようやくことしの一月になりました、その定年の問題について、まあ両者ともいろいろ不満がございますけれども……

○上原委員 経過はいいですから、今後の見通し。
○松崎政府委員 一応終わりましたので、五十年の給与改定が、その前の宿題が終わらないうちにはできないというようなことを米軍が非常に強硬に司令官以下言っておかれておりましたものを強くプッシュいたしましたので、二月の二十四日でございますが、とにかくもう一つの宿題は残っているにしても、もう一年近くおくれることになりましたので、これは早く給与改定の交渉を始めるということによりやくなりまして、翌二十五日から、昨日もやっておりますが、五十年度給与改定問題について米軍と協議いたしております。

ところが、この米軍との協議は、まだ内容が非常に熟しておりませんといいますが、私どもの所望とは大変食い違っております、こういうことではどうにもならぬということを昨日朝から午後三時ごろまでいろいろ話しまして、アメリカ側としてはもう一遍それでは考える、日本側の言うようなことについて考えてみるということできのうは別れておりますが、考え直してもらった結果がなお大変常識的でないというふうに私も考えました場合は、逐次、先ほどアメリカ局長にお答えいただきましたように、外務省を初め関係省庁には経過を全部御報告いたしておりますので、政府としましてどういう態度をとるかを御検討いただくようになるかと思ひます。
○上原委員 ですから、五十年の賃金で具体的な折衝に入つたのは二月二十四日でしょう。二月二

十四日という、きょうは三月二日ですから、わずかに七、八日前じやないですか。そういうスローテンポでやっていると実際に問題があるんだ。合同委員会の下部機関として労働委員会などもあるのですから、それをうまく活用しないところに問題があるということをおはかねがね指摘をしておいたのです。

そこで長官、こういう問題はもう事務レベルの問題じゃないのですよ。今年の賃金を言っているんじゃない。去年の四月一日にさかのぼってやるべきことをやらない。こういうふうには、爆音騒音、首切りはやるわ、アメリカは責任を果たさないで、義務を果たさないでおきながら、大体あんた、ブラウン統合参謀議長なんか、PXLのこういう中で敷一等の旭日章なんかをやる感じがいかぬ。姿勢の問題です。だからアメリカになめられる。きょうは本場にこの件については、賃金問題に対しては私に実際がまんできない。一方ではまた基地労働者の労働災害も出ているわけでしょう。したがって、もう事務レベルではどうにもならない段階にきておりますので、長官、これは私は予算委員会でも一点取り上げておきたいと思うのですが、防衛施設庁には当事者能力がないのです。したがって、これは政治的に判断をしいた

だいて解決をすべき問題だと思ひますので、これも早急に防衛庁長官と外務大臣とお話しになっていただいて、ある面では給与の問題です、本土を含めて駐留軍に二万八千名の給与、これをぜひひとつ早急に解決をするということ、この点は直ちにきょう労働大臣と長官の方でやっていた方がいいのですが、おやりになりますか。
○植木国務大臣 要請いたします。

○上原委員 要請するんじゃないして、この点でお話し合いをいたしますね。
○植木国務大臣 そのとおりでございます。
○上原委員 中路先生の分に少し食い込みましたのでこれで終えますが、あと牧港の補給基地で起きた善納さんの労働災害の問題について医師を派遣してあります。これも対策は早急におやりにな

ります。ちよつとだけお答えいただいております。たいと思ひます。

○松崎政府委員 現地の県庁初め要請が二十五日にございましたので、翌二十六日から労働省の協力を得まして、こういう特別な事故でございますので、専門のお医者さんがどういう方か、いろいろ御援助をいたしまして、二十九日、日曜日に現地に到着いたしました、三人のお医者さんでございますが、それにわが庁の者も同行させておりましたこと、昨三月一日から診断とか検査とか、そういったことに当たっております。施設庁長官以下私どもとしましても、全力を尽くしてこの問題について善処をいたしたいと思ひます。米側にも強くいろいろなことを申し上げております。

○上原委員 それでは終えたいと思ひます。
○竹中委員長代理 午後一時十五分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後一時十九分開会

○竹中委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中路雅弘君。

○中路委員 法案に関連して幾つか質問もあるわけですが、私は、最初にちよつと時間をとりまして、前回この委員会でも取り上げまして、またその後小委員会でも論議になり、前回の国会で附帯決議の中に入れておりました従軍看護婦の問題について、幾つかお尋ねしたいと思ひます。前回この委員会でも取り上げまして以降、関係の同僚の委員の皆さんのところにも、この問題についていろいろ陳情あるいは要請がたくさん来ていると思ひますが、私のところにもそれ以後、昨年暮れからことしにかけて、関係者の皆さんから

たくさん要請や手紙をいただいております。またきょう持ってきましたけれども、従軍看護婦さんの問題を四年間にわたって全国を歩いて実情を聞き調査をされた作家の千田夏光さんという方が「従軍看護婦」という名前で一冊の本をまとめられて昨年の十二月の下旬に出してあるわけですが、これも私読ましていただきました、ぜひとも前回の附帯決議を実現できるように一日も早く図らなければいけないのではないかとこのことを痛感するわけですが、この問題は、一つは、現実的にこの従軍看護婦の皆さんが戦時中あるいはその後の抑留生活の中でどういう現状であったのかという実際状況と、もう一つは、これに関連して当時の従軍看護婦の皆さんがどういう身分であったのかという問題も解明をしなければいけないと思ひます。

その点で最初に幾つかお聞きしたいのですが、この従軍看護婦の皆さんが恩給の支給の対象にならないのは主として雇傭人であつたという、軍属でも恩給は判任官以上なわけですから、雇傭人は判任官にはならない、いわゆる傭人であつたというところが、この前の御答弁ですと主要な障害というかむずかしい問題になつていたのじゃないかというふうには私は思ひますが、いままで戦後ずっと何回か訴えられてきたが、この問題を取り上げることができなかった大きな要因というのはいま私がお話ししたところにあつたわけですか、まずそこからお話しください。

○菅野政府委員 一番大きな問題は、いま先生は雇傭人の問題をお取り上げになりましたけれども、その前の基本的な問題ではないかと思ひます。要するに公務員というものの年金制度が恩給でございますので、雇傭人という問題以前に、公務員でないということが最も大きな障害であるというふうに私は思ひます。

○中路委員 公務員でもないし、それから恩給の対象にならない雇傭人であつた、そういうことが原因だつたというふうには理解していいですか。
○菅野政府委員 申し上げましたように、順序と

しては、公務員でない、要するに公務員でない者に、恩給法という百年の歴史を持つものの性格によるわけでございませうけれども、公務員でない者に恩給がいくという事はないわけでございまして、第一段階は公務員でないということが基本であるというふうに思っています。

○中路委員 幾つか関連して聞いていきますが、昭和十三年に日本赤十字社の社令が、これは勅令第六百三十五号というようになっていますが、社令が変わっているわけですが、この当時の社令の内容については御存じですか。

○菅野政府委員 存じております。

○中路委員 幾つかの条文を私の方で読んでみまされども、この十三年九月九日の日本赤十字社令によりますと、たとえば第五条では「陸軍大臣、海軍大臣ハ日本赤十字社救護員ノ服制ヲ認可シ之ニ準テシムルコトヲ得」ということで、従軍看護婦の皆さんが帯剣をするということも出ていますし、第八条を見ますと「日本赤十字社救護員ハ陸海軍ノ紀律ヲ守リ命令ニ服スルノ義務ヲ負フ」ということで、第十条を見ますと「看護婦及看護人ノ待遇ハ兵ニ準ス」ということになっています。それから十一條では、給与は「之ヲ官給スルコトヲ得」ということも明記をされているわけですね。この日本赤十字社令を見ても、第十條では「待遇ハ兵ニ準ス」というふうになっていて、また給与は「官給スルコトヲ得」とされているわけですが、当時この日赤の看護婦の皆さんが戦地、中国大陸あるいは南方の地域、この地域へ動員をされる場合、直接は日本赤十字社が動員を命ずるわけですが、どういふ形で動員をされたのか御存じだと思ひますが、簡潔にお話し願ひたいと思ひます。

○菅野政府委員 私もきわめて詳細には存じ上げませんけれども、日赤に戦時の看護員という制度がございまして、それに志願をし、あるいは宣誓をするということになりますと召集の義務が生じてくるわけございまして、その召集についてもいろいろの分類があるようございしますが、その

召集に応じなければならぬという義務が生じ、そして召集されたのだと思ひます。

○中路委員 日本赤十字社の召集ですが、実際は陸軍省ですね。直接は医務局長、陸軍省が日赤に命じて召集する。だから発令者は、召集令状は日赤でありますけれども、しかし事実上は軍の動員に依りて召集をされるという形をとっているわけですね。だから、前回の小委員会でも私どもの同僚の木下議員が取り上げまして、私もきょう持ってきたのですが、召集状自身はごらんのように「戦時召集状」ということで、軍のいわゆる赤紙なんですね。発令者は確かに日本赤十字社ということになってはいますが、事実上軍の方が日赤に命じて動員をする。それで、兵隊と同じ赤紙の召集状で召集をされるという形をとっているわけですね。この召集状は赤紙と全く同じなんですね。

もう一つこれと関連して、この身分、戦地の衛生勤務に働いている日本赤十字社救護員の身分や取り扱いは方々をばりさせるために、当時、私が持っているのは昭和十四年のものですが、陸軍大臣名の通達が出ていますが、これは御存じですか。

○菅野政府委員 通達はいろいろ出ておりますのでちよつとどれかわかりませんが、こちらいろいろ調べておりますが……

○中路委員 はつきりしている通達の一つで取り上げたいと思うのですが、これは昭和十四年の七月十七日に当時の陸軍大臣板垣征四郎の名前で出されている通達です。「戦地の衛生勤務に働いている日本赤十字社救護員の取扱ひ方や身分をばりきりさせるため、つぎのような陸軍大臣名の通達が発せられた。」という中で、陸軍大臣の通達第四四三八号というのが出ていますが、これを見ますと、第二条で「救護員ノ始メテ陸軍部隊ノ指揮下ニ入りタルトキ当該部隊長ハ之ヲシテ宣誓セシムルコトヲ得」ということで、宣誓をして軍属になるわけですね。第三条で「前条ノ規定ニ依リ宣誓シタル救護員ハ其ノ時ヨリ陸軍ノ指揮下ニ離ルル時迄」病氣その他で離れるときまで「之ヲ軍属

トス」ということで、この第二条、第三条の関連を見ますと、宣誓をして軍属になる。それから、第六条で「救護員ノ給与ヲ官給スル場合ニ於ケル支給ノ標準左ノ如シ」ということで決められているわけですが、その際に、先ほども日赤の社令で出ていますが、看護看護婦、これは「兵ニ準ス」ということになっております。その看護婦さんの後に「使丁」というのがありまして、この使丁は「傭人ニ準ス」というのが出てきます。だから、傭人だからということでもし使われたとすれば、この陸軍大臣通達を見ますと、看護婦は兵に準ず、婦長は下士官に準ずということになっておりまして、さらにその後、「使丁」として「傭人ニ準ス」ということが、この中では明記されているわけですから、この点も明らかに宣誓をして軍属になり、そして兵に準じて、そういう身分として扱われる。準ずということになっていったという事は、これから見ると明白ですし、同じ軍属でも事務とかタイピストとか、いろいろあると思うのですが、明らかにそれと性格が違う。戦争が終つて、おまえたちは兵隊と違ふんだということに対して象から外されていますが、この日本赤十字社の社令や陸軍大臣の通達、一、二例を挙げましたが、これを見て明らかにこれは志願で一般的に軍属で入ったというのではなくて、初めからそういうことが義務づけられて、そして陸軍省の動員の指示によつて日赤が発令をして、戦地に動員をされたという経過になっているのじゃないかというふうには私は考えるのです。そしていま出ていますように、出陣進退は配属された部隊長の手中にあるわけですから、徴兵義務の兵隊とその点では事実上全く同じような状態ですね。いわば、軍人的なものとして身分が扱われていたと考えるのですが、この点はいかがですか。

○菅野政府委員 いま先生が言われた通達と同じものはちよつと見当たらないのであれでございませうけれども、いま言われましたようなことを読んで、その日赤の戦時の看護員の方々が軍人

並みではないか、あるいは普通の文官とは違ふんじゃないかということにつきましては、確かにその職務内容なり、いま言われました召集等々のことにおいて、そういう面があるかと存じますけれども、事は恩給という問題になりますとなかなかむずかしい問題がございまして、兵に準ずと申しまして、すべての者が兵に準じた待遇がされたわけではありませうし、それから、たとえば身分が軍属と書いてありますけれども、その軍属といふのは広い意味の軍属でございまして、軍属が全部恩給法の適用になるかと申しますと、決してそうではないわけございまして、やはりそういう点を総合的に考えますと、非常にむずかしい問題をばらんでいるというふうに思っております。

○中路委員 だから、私も言っていますのは、いま言いましたように、軍属の中で事実上兵隊と同じ扱いを身分の上でも受けている従軍看護婦、そういう現状にあつたのじゃないか。その点では、傭人であるとかあるいはその前に公務員でなかつたからということではなくて、実際、当時恐らく今日のようないふ事象を考へていろいろ規定が決まっていたという事はないと思ひます。従軍看護婦の方が動員される場合に、その後の問題で、あなたたちの身分はどういふ身分なんだという事について、その後の恩給の関連とかさういふことについての規定も、そういう事象を予想してされなかつた。また動員される看護婦さん、もつぱら国のためだということで行つて、自分たちの身分がどういふ身分だったのかという事とはつきり確認をしないまま、恐らく戦地に動員されていったというのが私は現状だと思ひます。だから、当時そういう規定がなかったとか、まだはつきりしないとか、あまいな面があるというところだけで、この問題を取り上げないという事とは実情に合わない。どういふ現状のもとで当時動員をされ、また兵隊と同じ、ある場合には兵隊以上の困難な仕事も戦地でやつてきたという実態をよく見て、どう救済するかという事を考えなければいけないところにいま来ている

のじゃないかと思うのです。

いま日赤の社令や陸軍大臣通達を取り上げましたけれども、先ほど取り上げました、最近出ました「従軍看護婦」ですね、この本を見ますと、動員された従軍看護婦の皆さんが戦地でどういう現状だったのか。これは四年間にわたって——千田夏光さんというのは非常にまじめな作家だと思えますね、会ったことはありませんけれども。ずっと全国を歩いて当時の状態を収録されている。全部紹介できませんけれども、それを読んでみますと、こういうこともこの中にずっと書かれています。特に戦争の末期になりますと、死に方ももう皆兵隊と同じですね。この本の終わりに戦死をした、事実上戦地で病死をした従軍看護婦のわかつている名簿が全部収録されていますね。二百十九ページから二百八十一ページにわたって名前が全部収録されていますけれども、その人たちの現状がこの本に出ています。

それを見ますと全く兵隊と変わらないですね。たとえばフィリピンが出ていますが、栄養失調症になって餓死で半数が死亡しているという班もありますし、ビルマでは機銃の掃射を浴びて半数以上が戦死しているという班もあります。あるいはもう九割までが戦後栄養失調になって、大体二年から四年ぐらいいろいろ後遺症にかかっているということも出ていますし、それから満州、いまの中国東北地方では、御存じのように戦後抑留をされて、これは全く抑留された軍隊と同じ状態。その中で、たとえば徹底抗戦派の開東軍の部隊の中にいた看護婦さんは、二十三人が一緒に集団射殺されているという仲間の報告もこの中に出ています。

こういうことを見ますと、兵隊と同じ、時としては女性であるというために兵隊以上の苦勞をなめ尽くしてきたというのが実際の状態じゃないかということをおもうわけです。

まあその点で、私のところに、去年この問題を取り上げましてから、全国の関係の看護婦さんがいま連絡をとり合って、国会にも要請したいと運

動をされていますが、その皆さんからたくさん手紙をいただいています。みんな紹介するわけにはいかないのですが、いまの現状を知っていただく意味で、きょう二、三持ってきたのをちょっと紹介させていただきます。これが実際どうだったのかということをお私はいく示していると思うのです。

これは全国から来ていますけれども、北海道の苫小牧の西野さんという方の手紙ですが、それだけ一部分だけちょっと、紹介してもいいところだけ、私信ですから、読ましていただきますと、これはさっきの陸軍大臣通達や日赤の社令の関係で理解していただきたいのですが、この西野さんの手紙の一部ですが、

昭和十九年戦時召集令を受け、陸軍病院に配属になり、野戦病院勤務中終戦となり、軍人ともにも俘虜収容所に収容されて長期に抑留され、昭和三十三年に日本に帰り、召集解除になりました。聞くところによると、日赤看護看護婦は、召集令を受けても自分の意思で拒否することができたはずだから、戦地に行つたのは自由意思であるから軍属でもなく恩給の対象にはならないとのことを言われているように伺いましたが、私たちは召集を受ければ自由意思で拒否することはできません。日赤卒業業者には、十二年間はいかなることがあっても召集に応じる義務が定められていました。ある人は乳幼児を残して戦地に赴いたと聞いております。日赤の看護婦に來た召集令状は軍人のものと何ら変わることはないと思います。

これは私がきょう持ってきているこの赤紙ですね。全く何ら変わらない、そのとおりだ。ただ召集者が日赤になつていくというだけですね。自由意思で任地を決めることもできません。たし、召集後は一切軍人と同じく軍の命令によつて動かされました。

これも、さっきの陸軍大臣通達でこのところは明確にされているわけですね。終戦後は従軍看護婦は軍人と同じく、俘虜収容

所に強制的に収容されました。ということ、その後俘虜収容所でどんな困難があったかということを書いています。

同じ条件のもとで働いていた日赤の婦長、書記、陸軍看護婦は恩給の対象とされ、また軍人も外国の戦地に行っていた人は一年が三年に計算され恩給を支給されておりますが、私たち看護看護婦のみが恩給の対象から除外されていることには納得できません。十五年間外地に抑留され、現在五十歳を過ぎようとしており、老後の不安でいっぱい。どうか私たち従軍看護婦にも恩給を支給していただけるようお願いいたします。

という趣旨の手紙が来ていますが、この手紙とさっきの私が読みました日赤社令あるいは陸軍大臣通達というのは全くこの現状そのとおりだと思ふのです。

また、これは高知の上野さんという方の手紙、これも一部だけちょっといまの現状を知っていたく上で読ましていただきますと「敗戦を知るよしもなく、牡丹江を出発以来ハルビン到着まで幾日もやけに降り続いた雨」とともに飢えを忍んで行つてきた、この人はこういうことを書いています。もう一緒に連れていっている傷病兵を看護する看護の医薬品も何もなく、自分が持っているガーゼ一枚を当てるのがやっとだったというんですね。そして歯を食いしばって看護をしていた、そこへハルビンの駅で出合った貨車が入ってきた。「くすんだ赤の十字のマーク入りの荷物」、貨車が入ってきたのでこれは赤十字の薬品が入っている、手当てができるということで力を振りしぼって運んで、あけて見たらどうか、それは敗走する日本の軍隊の上官の家族の私物が入っていたというので、私一人ではありません、じだんだ踏んでまたも歯を食いしばって、裏切られたと大きな叫びとともに全身がナメクジのように崩れてしまったということ、その後抑留生活でどんな苦勞をしたかということを書いていますけれども、これは軍隊の全部じゃないけれど

も、本当の、一部にあったことだと私は思います。しかし、このように自分の家族の敗走するときに私物を赤十字のマークをつけて運んでいる軍人、その上官に、いまここで私はわかつているけれども、言っているけれども、多額の恩給が支給されている、しかし、自分たちは全く恩給の対象にされないということ、こういうことが本当に正義として許されるだろうかということを後に書いておるわけですね。こういう問題私はよく考えてみなければならぬのじゃないかというふうに思うわけです。抑留生活の苦勞というのは、この後手紙で詳しく書いてありますけれども、やはり婦人だからということによる非常な苦勞が一人倍あったというふうな現状も書かれております。

時間もありませんからもう一通だけ御紹介しますけれども、これは香川県の木村さんという方ですが、

看護看護婦として召集を受けることは、女子としてお国のためになることと信じて疑わなかった当時の世相と教育でございました。三、四十年前の軍国一色に塗りつぶされた日本を思い出していただければ容易に御理解していただけると思います。軍の必要に応じて召集され、それを断るということは、妊娠中あるいは分娩間もないとか、子供が小さくて身動きできないとか、病弱のため任務に耐えられないという者を除いて絶対に許されないことであつたし、そのようなことは考えることもしなかったものです。

また、召集されていく先の病院の名前も聞かされず、自分で選ぶこともできず、軍の必要に応じて配属され、陸海空軍病院の軍属として軍規に従つて働いた病人や将兵の看護の任に当たつたのでございます。いやだからと病院をかわることもやめることも許されなかったこと、ございました。

終戦と同時に捕虜となり、看護婦なるがゆえに長期抑留の身となりました。私たちはいつも帰りたいと夢にまで見る故国でありましたが、帰

してくださいと言う自由もなかったのです。召集するとき、日本赤十字社は、また政府は、このようになることを予想されていたのでしょうか。私たちはわからなかったことでございまして。あくまで国のためと信じていたものでござい

ます。召集は二年間という約束でございましたし、長期に帰れないということは想像もしていなかったと思うのです。そのために恩給等ということとは考えられなかったことかと思えます。私も、捕虜として帰れなかった期間を推算して十五年という歳月を異国で過ごしてきたのですが、帰ってみると就職も思うに任せず、国立、公立の病院にも全員に窓が開かれていたわけでもありませんでしたが、戦前の日本しか知らない者が全く一変した日本に帰ってきて、不案内の私たちにだれが就職の手も差し伸べてくれたというのでしようか。

ということ、公務員としても年限が十七年必要です。公務員の年数の足りない分はこの期間が加算されている。軍人恩給をもらっている人たちは加算されておりますが、それもない。俘虜の期間についてもないということ、この方も老後の不安でいっぱいということをやや書き添えておるわけですが、ほとんどが五十歳、六十歳になる皆さんです。全国で恐らく三万余りだろうと言われております。

私はいま一、二の手紙を紹介しましたけれども、この手紙の中身、それから千田さんが非常に詳しく書いておられますが、この本を読ましていただいても、先ほど私が取り上げました日赤の社令や陸軍大臣通達に基づいて動員をされ、それで戦地でそういう兵隊と同じような勤務をしてきたというところは全く事実だと思ふのです。そういう点で、この問題が委員会の附帯決議にもなっているわけですから、私はぜひともこの救済の問題、恩給支給の問題についてもひとつ前向きな検討をやっていただいて、早急にこの問題が解決できる、救済できる処置をとるべきじゃないかと思

うのですが、長官のひとつ——幾つか私実例でお話ししましたけれども、御意見を伺いたいと思ひます。

○植木国務大臣 戦地勤務に服された日本赤十字社の看護婦の処遇の問題につきまして、は、昨年の参議院の内閣委員会におきまして当事者から御陳情がありましたのを私も拝聴いたしました。また、引き続きまして参議院の内閣委員会において、御指摘のとおり救済措置を図るよう

に検討せよという決議が行われたのでござい

ます。ただいまお話がいろいろございまして、救済看護婦の皆さんが戦地において、あるいはまた戦後もいろいろな御苦勞をしておられるということについては私も御認識をしております。そこで、恩給局においてもいろいろ研究をさせて

ございまして、附帯決議もあつたこととござい

ます。軍人ですと、たしか三年一ヵ月以上ですと、戦

闘行動のあつた大陸や南方地域にいますと恩給が支給されるわけですね。そして、先ほど私も取り上げましたが、捕人という、公務員でないとい

うことが前提だというお話ですけれども、いまま

で軍属でも恩給の対象にならない捕人だ——しか

し、先ほど言いましたように、陸軍大臣の通達でも捕人というのでないですね、兵に準ずるというところに看護婦は入っているわけですね。だから、軍人的な扱いとしてこの問題は解決できるのではないかと私は思ふわけですね。

また、戦後公務員になって、その期間を推算する場合でも、軍人の場合は、戦時勤務一年で戦地加算が三年について、合計四年とみなされるわけですね、抑留された場合、一年で一年抑留加算がついて二年とみなされる。こういう処置もいまないわけですね、公務員になった場合でも。実際には公務員になつても、共済組合法の適用は二十年が必要なので、非常に受給者が少ないわけですね。だから、いまの処置ではほとんど救済されないという現状なわけですね。

私はもう一言、ではここで聞きをしておきたいのですが、あの看護婦さんがマークでつけていた印はキリの花ですね、これはどういうことを意味しているのか御存じですか。

○菅野政府委員 十分存じません。

○中路委員 これは千田さんも書いていますし、そうだと思うのですが、日赤の従軍看護婦がみんなキリの花をえり章としてつけている。キリの花というのは、明治天皇の皇后だった昭憲皇太后が愛用したくしの飾りということ、これは皇后の股肱だという意味でキリの花をつけておるんですね。男の兵隊が天皇の股肱だと言われた、従軍看護婦は皇后の股肱だということ、キリの花をつけていたということですね。そして戦地で兵隊と同じように戦闘行動に参加している。ここにも、全く軍人的な、兵に準ずるということがそのえり章からも明らかにされているのじゃないか。一般的な軍属とまた違う性格がここにあるというふうにも思

ふのです。先ほど長官の答弁もありますけれども、この問題は国会の附帯決議でもありますし、ぜひとも実現の方法を研究もしていただきたいと思ふのです。

の方でそれを話したために、いままで忘れていた当時の職務関連で結核になったという証明書があるのを、それを添えて東京都にいま再申請をしたわけです。東京都では、できるだけ早くやりたい、ただ恩給は一年から二年かかるので、何にも連絡がなければ厚生省とか恩給局、上の方へ無事に流れると思ってくださいといま言われているということなんですが、この場合も本人はそういう法改正があったということを知らなかったのですね。一遍却下されたからもうあきらめていた。しかし法改正があったのを知らないからそのままになっていて、たまたま私のところへ手紙があったために、こちらが知らせたから再申請をすることができた。これは五十三年が時効ですから、きちっと手続をやっていただけば間に合うと私は思うのです。これは一例ですけども、知らなければ無効になってしまうという事態ですね。だから、いま時効になっているこういう問題が多いわけですし、先ほど長官に要請しましたように、恩給についての改正になった場合の解説だとかあるいはPRを、やはり政府の方、総理府がもっと責任をもってやっていくことを強く――先ほど長官から答弁がありましたからいいのですが、私はこういう実例を自分でも体験しておりますので特に痛感したので、この機会にあわせて要請をしておいたわけです。ただ先ほど再申請された問題がありますので、これはひとつ期日に間に合うように、調べていただいで申請が解決できるように処理をお願いしておきたい。この機会にあわせて要請しておきたいと思うのです。

それから終わりに、まだちょっと時間があるのですが、もう一つだけお尋ねしておきたいのですが、これも私のところへ来た手紙の問題ですが、これは横須賀市の古西貞雄さんという方から手紙をいただいたのです。生活保護費と恩給との併給に関連した問題です。

要点だけ話しますと、この方は軍人恩給が二十一万七千七百円あるのです。しかし、いま持病の坐骨神経痛で働くことができなくて、他に収入が

ない、子供も身寄りもなくて、夫婦二人の生活という方です。それで生活保護をもらっている。しかし生活保護費の支給ごとに恩給は月割りで全部差し引かれてしまうということです。これは大変矛盾するのじゃないかという意見なんです。

それで、これを見ますと、生活保護費を支給されている者でも、これは事実上行政の方がそういう配慮をしているのだと思いますが、五千円程度の収入は横須賀でも収入認定より差し引かないように実際には配慮をもらっている。それで、自分の現状を書いて、旧軍人恩給は老齢福祉年金または厚生年金等とは意味が違ふと私は思います、国家のために生命を捨てての務めでありました、その恩給を生計保護費より収入認定されるというところになっている、これは矛盾だと思うが、恩給受給者で生計保護費を支給されている者の共通の考えかと思ひます、恩給を全額収入認定として生計保護費より差し引かれるということは、恩恵に浴すべき恩給という意味がなくなってしまうと私は思います、恩給の全額あるいは幾らかは収入認定から除外されるようにぜひ計らってほしいという趣旨の手紙が来ているのです。これは、恩給の性格をめぐって論議がありますが、皆さんがふだん言っておられる主張、恩給は功勞に対するあれだという趣旨から言いますと、この訴えがあったのと同じように、生活保護費と恩給が併給になった場合、恩給がみんな引かれてしまうというところは確かに一つの矛盾だと私は思うわけですが、厚生省の方もきょうお見えだと思ひますが、両方からこの問題について——私はやはりここで訴えられてくるように、一定の部分は考えるべきじゃないかという意見です。特に七十歳あるいは七十歳以上の老人になつてくると、なおさら生活の問題とも関連をしますから、この点の検討が必要じゃないかと思うのですが、ひとつ御意見を伺ひたいと思ひます。

○山本説明員 御指摘のとおりでございます、生活保護法では、御本人の資産、能力その他を全

部最低生活の維持のために活用していただくことを前提に保護を適用することになっておるものでございまして、いろいろな制度がございまして、趣旨その他いろいろあるかと存ずるのでございまして、やはりそういう金銭収入というものは一応最低生活費に充てていただくべきものだと考えてやっておるわけでございます。

いま、たまたま七十歳というふうなお話がちょっと出ましたのですが、七十歳になりますと、お年寄りに普通の若い方々とは違つて、いろいろ生活上の入り用というものがございまして、現在でいいますと、月に八千円の加算を上乘せするといふことをいたしておりますが、それ以外には、あとは母子状態にある方とかあるいは身体障害のある程度以上重い方、そういう方々以外は、そういう収入は全部収入としまして生活扶助の給付金から差し引くといふことをいたしておるのでございます。

○菅野政府委員 これは生活保護制度の問題であるかと存じます。したがらしまして、恩給局なり給付府から云々するような問題ではないというふうに考えております。

○中路委員 ふだん恩給局の皆さんは、恩給というものは全部生活費というふうに割り切つてはいないわけでしょう。恩給の性格というところについて、どうなんですか。

○菅野政府委員 恩給の性格はいろいろございまして、いまま生活保護といふことを私が説明するのは筋違いでございまして、収入がある者はまずそれで生活をし、それで足りない者は最低生活を保つという制度だと存じますので、これは恩給の額の問題等とはやはり違ふ次元の問題ではなからうかと存じております。

○中路委員 いまの関連の前に私がお聞きしているのは、恩給の性格というところについて、ふだん皆さんがおっしゃつておられるわけでしょう、恩給は生活費だというふうに割り切つておられるわけではないと思ひます。もう一度その点はお聞きしたいと思ひます。

○菅野政府委員 恩給の性格論でございすけれども、それは先生いま言われましたように、国に長い間勤めたとか、あるいはそのためにけがをしたとか、病氣になったとか、亡くなったとかいふことを原因とします、そういう国に対する功勞に報いるためのものであるというふうに存じております。

○中路委員 だから、訴えがございすこの中身は、これは一つの矛盾じゃないかといふことで、私はひとつ検討しなければいけない問題点じゃないかと思ひます。

それで、そういう性格としてもらつてゐる。しかし片方では生活保護をもらへば、それは収入だからといふことで全部引かれてしまつて、この人の場合、事実上恩給の額といふものはないわけですね、もうそのほかはないといふ。これは一つの矛盾じゃないかといふことでお話があるわけですが、この問題は小委員会なり何かのところででも、改めて少し皆さんの意見も聞かしていただい議論したいと思ひます。これはほかでも同じような共通の問題点が私はあるのじゃないかと思ひます、生活保護になりまして厚生省ですけれども、関係のところと一度検討していただきたいというふうには私はお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○菅野政府委員 これは生活保護の方の面からの問題でございすので、恩給局が検討するといふわけにもまいりませんけれども、広い関連の問題としてはいろいろ勉強させていただきたいと思ひます。

○山本説明員 最低限度の生活に満たない部分を補足的に給付をするというのが生活保護法が立脚してございす一番基本的な原則でございまして、これを考えるかどうかといふのは大変大きな問題だと存じております。現在の法律のもとでは、私どもとしてはいまの取り扱いを変更することは非常にむずかしい問題だといふふうに考えております。

○中路委員 改めてまたこの関連の小委員会等で

もひとつ意見も出していききたいと思ひます。限られた時間ですから、一応……。

○竹中委員長代理 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○竹中委員長代理 速記を始め。木野君。

○木野委員 恩給関係で私から二、三お聞きしたいと思ひます。

一つは軍人の一時恩給、引き続き三年以上勤務をしておつた者について一時恩給を出されまして、初めは下士官に対してなされたわけでありましたが、兵であつても一時恩給を支給するとなつたわけでありまして、

軍属についてお聞きしたいのでありますが、軍属で引き続き三年以上軍に勤めておつた。軍属でありますから、もちろん陸軍なり海軍なりにおつたときには軍属宣誓をいたしまして、軍機法その他機密関係すべてにつきまして軍属としてそういう制約を受けておつたわけでありまして、軍属として引き続き三年勤務しておつた、そういう場合に一時恩給の支給はどうなつておりますか。

○菅野政府委員 これは先ほど来の問答にも関係がございすけれども、恩給というものは公務員という身分を持った者に対する年金でございすので、軍属という方々につきましては、引き続き三年以上ありまして恩給は出まいません。もちろん援護法上の軍属でございすれば、その方がおけがをなさつたとか亡くなつたときにはそれなりの処遇があるわけでございますけれども、先生がいま御指摘のようなことにつきましては、それもないわけでございます。

○木野委員 軍属で文官、任官している場合はどうなつたか。

○菅野政府委員 文官で任官している場合、もちろん三年以上でございす一時恩給が、引き続きいていればあるわけでございます。

○木野委員 身分は軍属であるが任官はしておらない、雇ひの場合どうなつたか。

○菅野政府委員 少なくとも恩給に関しまして

は、任官しておられませんか出ないわけでございますが、一時金は共済組合法の規定に従って、出るものを出していると思ひます。

○木野委員 私も恩給関係の変遷その他をずっと見てみるわけですが、たとえば一時恩給は、三年間勤務しておったという場合、当初下士官以上だ、こう聞いておったのですが、それが兵にも広げられた、こういうふうに理解しておりますが、それはどうですか。

○菅野政府委員 これはいろいろ変遷がございますが、戦前は下士官以上というふうには決まっていたわけでございますが、軍人恩給が復活しました昭和二十八年におきましては、その引き続く期間が七年以上という条件がございましたが、その場合に、下士官と兵と両方をその時点において適用者とするように、一時恩給の場合にはなつたわけでございます。それが四十六年の改正におきまして、戦前のおりに下士官以上の者ならば三年以上の場合がなつたわけでございますが、下士官以上の者は三年以上というところで四十六年の改正がなされました。要するに三年以上七年未満というものが新しく対象になつたわけでございます。それから兵につきましては、先生御存じのように、三年以上七年未満の者も昨年の改正によりまして適用者になつたわけでございます。

○木野委員 私は、階級をどう比べていいか、その辺のところはわからないのですが、一つの考え方として、下士官と兵、文官の場合には判任官と雇員、こういうふうな対比ができるのじゃないか、こう思つたりするわけでありまして、それで、一時恩給が兵に対しても適用される、広げられたという考え方を推し進めていって、軍属の場合にも、雇員についても三年間引き続き勤めておつた場合には一時恩給をやつていいのではないのか、こう思うのですが、その点はどうでしょう。

○菅野政府委員 下士官が大体判任官待遇、あるいは兵は雇員待遇というのは、大ざっぱな考え方は、任官しておられませんか出ないわけでございますが、一時金は共済組合法の規定に従って、出るものを出していると思ひます。

○菅野政府委員 下士官が大体判任官待遇、あるいは兵は雇員待遇というのは、大ざっぱな考え方は、任官しておられませんか出ないわけでございますが、一時金は共済組合法の規定に従って、出るものを出していると思ひます。

○菅野政府委員 下士官が大体判任官待遇、あるいは兵は雇員待遇というのは、大ざっぱな考え方は、任官しておられませんか出ないわけでございますが、一時金は共済組合法の規定に従って、出るものを出していると思ひます。

方においてはそれとおりだというふうに思ひます。ただ、一時恩給のことにつきましては、先ほど変遷を申し上げましたようなことで、兵についても、やはり同じように戦地で御苦労なされた、そういう特殊なことを勘案した上に漸次改正がなされたわけでございます。一方、共済組合法等におきまして雇員につきましては、同じような一時金の制度もあるわけでございますので、恩給でそれを見ていくというところは、いかかというふうに現在存じております。

○木野委員 軍人の場合に、恩給といったときには、兵は本来は入らないのですか。身分としての兵については、本来は軍人恩給は適用にならないのだ、本来は下士官以上について適用になるものだ、こういうことですか。

○菅野政府委員 軍人は大變特殊でございますので、兵につきましても当初から軍人恩給の対象になつてはいます。ただ、一時恩給というものの対象ではなかつたわけでございます。

○木野委員 こういった解釈につきましては、雇員である軍属、それも軍属という網をかぶせられることでは同じであつて、軍属と軍人とは変わりないわけでありまして、私はそういう意味で、一時恩給を、三年以上引き続き勤務をした者は、下士官であつて兵であつて支給された、これは結構だと思つたのです。軍属につきましては、判任官以上である者については、三年以上引き続き勤めた人には支給する、これも結構だと思つたのです。雇員である軍属については、三年以上引き続き勤務しておつたときには何か助けてやる方法はないか、この点を強くやうやうしたい、こういうことで希望しておるものです。この点については引き続きあなたの方で研究していただきたい、こう思うわけでありまして。

恩給というのは、いや下士官しかやらないのだ、兵はだめなのだという体系なのか、それとも、いや特殊な事情で兵まで広げたというならば、いまの軍属である場合に、判任官はいないのだ、雇員はだめなのだと言わずに、軍属という身分から見て、雇員につきましても何か救済の方法を考えていただきたい。恩給関係は、一つのなを是正しますと、それに関連して、それと同じやうに助けてやらなければいかぬのが出てまいりますが、私はその一つであると思つております。この点については引き続き検討してもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○菅野政府委員 雇員問題全体が大變むずかしい問題でございますが、その中の軍属で雇員に相当の者をどういふふうに出遇するかという点になりますと、また個点ももう一つ違つてゐるかもしれません。ただ何分、そういういきさつもございまして大變むずかしい問題でございますけれども、最近雇員全体の問題がいろいろ起つておりますので、その広い一環として、いま先生御指摘の問題についても勉強させていただきますと思ひます。

○木野委員 それから、もう一点お伺ひしたいのですが、戦死者の奥さんが結婚した場合に、遺族年金といふものは、それは支給になりますか。

○菅野政府委員 これは支給を打ち切られます。○木野委員 その方が、結婚したのが不縁で別れた、そういう場合には支給されますか。

○菅野政府委員 現在の法体系のもとにおきましては、一度結婚して失権をいたしますと、回復することはございません。

○木野委員 昭和二十七年ころまでに離婚しておつたという人には支給される、こういうふうにしておりませんが、その点はどうなんですか。

○菅野政府委員 恩給ではそういう制度がございせん、先生がいま言われましたのは、あるいは援護法の関係ではないかと存じます。

○木野委員 援護法の関係を説明願ひます。

○菅野政府委員 援護法は厚生省の援護局所管でございますので十分に存じておられますが、援護法の関係では、援護という別個の観点から再婚解消等についていろいろの措置をとつてゐるやうに伺つております。

で、日を改めて聞こうと思つたのでありますが、これもたしか年月を区切つて、それまでに離婚しておる方はいい、それから後離婚した方は適用にならないといふことを聞いておるのですが、そんなことは御存じございませんか。

○菅野政府委員 厚生省でございせん、的確なお答えができませんけれども、そういう日の区切りがございまして、たしか今度の法改正でも、その区切りの日の改正等が載つておるやうに伺ひたいと思つております。

○木野委員 この援護法の関係につきましても、一定の時期を限つて、それまでの場合には助ける、それから後の人は助けてない、こういうふうにしてゐるわけでありまして、事情を見てまいりますと、助ける者はやはり助けてやらなければいかぬと思つてゐるわけでありまして、戦争未亡人になつた、再婚した、しかしながら縁がなくて別れる、こういう場合でありますから、できるだけその人たちに有利になるやうにしてやりたい、こう思つておるわけでありまして。

これはまた厚生省の場合に呼びまして聞きたいと思ひますが、恩給関係ではそういう事例が多いわけでありまして、先ほど申しました軍属の場合、雇員であるために救済されておらない。同じく軍属として軍の砲兵工廠なり勤めておつた。片方の人はもつたが、片方の人はもつたない。爆撃をくらつたり、ないしは生命を危険にさらしたのも同じである、職務も同じである、そうしてゐる制約も同じである、軍人と軍属と変わりない。こういうのでありますから、兵に延ばされたやうに、同じやうに雇員の場合にも研究していただきたい。また、援護法の場合でも同じであります。いま一定の年月を切つてあります。それから後につきましても、研究していただきたい。このことを重ねてお願いいたします、私の質問を終わります。

○竹中委員長代理 ちよつと速記をとめて。

○竹中委員長代理 速記を起して。

○竹中委員長代理 速記を起して。

大出俊君。

○大出委員 恩給法にかかわるたぐさんの問題を抱えているわけでありすけれども、当委員会の所管である給与法に絡みまして、やがて勧告も出てくる予定だと思っておりますが、せっかく文部大臣お見えをいただきましたので、主任制度をめぐって、給与法と絡みましていけば当委員会のお荷物になりそうでございます。この委員会では給与法をぶつぷさなければいけませんから、そういうことになりそうでございますから、そこをまた、人事院規則なんていって、くだらぬ話で、人事院もどこかで逃げようなんて考えているけれども根性がございすから、これまた見過ごすわけにはまいらぬという気がいたします。そういう意味で、先にこちらの方を聞かしていただきたいのであります。

○大出委員 文部省の皆さんが、この学校教育法の施行規則、文部省令と申しましょうか、これをお出しになって実施をなさるといのは一体いつからでありますか。

○永井国務大臣 三月初めでございす。

○大出委員 一日実施ということになるのだと思うのでありますけれども、ところで、現状はどんなことになっておりますか。

○永井国務大臣 現状は、十県規則を変え、そのほかに四県、従来からの規則ができているところがありますので、十四のところを準備を整えておる、そういう状況であります。

○大出委員 これは学校管理規則の改正が要るわけでございますね。それを現在すでに改正をいたしておるところはどのくらいございすでしょうか。

○永井国務大臣 十県でございす。

○大出委員 恐縮ですけれども、学校管理規則を改正をした県を挙げていただきたいのです。

○永井国務大臣 初中局長から答弁させます。

○諸沢政府委員 県及び市町村の学校管理規則を、市町村につきましては全部の市町村でないところもございすますが、改正したところを県ごとに申し上げますと、岩手、宮城、秋田、群馬、山

梨、鳥取、徳島、香川、愛媛、鹿児島、以上でございす。

○大出委員 恐縮ですが、それも一遍言っていただけませんか。全部で十になるのですか。

○諸沢政府委員 そうでございす。岩手、宮城、秋田、群馬、山梨、鳥取、徳島、香川、愛媛、鹿児島、そのほかに四県、既存の規則で主任が設置できるところがございす。

○大出委員 それは、福島とか富山とか愛知とか岡山とかいふところですか。

○諸沢政府委員 そうです。その四県です。

○大出委員 これは既存の規則——規則改正をし

ておるわけですか。

○諸沢政府委員 たとえば、学校には、法令で定める職員のはか、次の職員を置かなければならぬというふうな書き方をしております。

○大出委員 これらのところを含めて十四県、つまり今回規則改正をしたところが十県、こういうことになりすか。そうでずな。

そこで、私はかつて苦い経験がございまして、例の勤評問題のときに、私、神奈川でございすから、さんざんもめにもめてもめ抜まして、神奈川方式なんというものを、私も苦労して中に入ってまとめた時代がございまして、私は総評本部の副議長時代でございまして、出身県でございすから、神奈川には往生した時代がございまして、一つ間違ふと、これからはそれに類するようなどころが県によりましては出てきそうな気もするわけでありす。この十四県以外のところ、今日までは比較的無難なところがやっておりますのでありますから、香川などのように管理規則の附則などで従来の主任を追認するという形でまとめおるところなどもあるわけでありすから、したがって、これからのところが実は問題の焦点だろうというふうに思っておるわけでありすけれども、三月中に何とかして四月から、なん

というところもあるようでありますし、それから文部省への回答の中で、できるだけ速やかにというふうな趣旨のところもあるようであります。そこまでもいいないところもあるようでありますけれども、そこを色分けをしていきますと、残りの県はどういうことになりすか。

○永井国務大臣 その点も初中局長から御答弁申し上げます。

○諸沢政府委員 あと残りの県につきましては、三月中に管理規則を改正して四月に実施をしたいという決定をした県が四県ございす。それから、実施するという方針のもとで、時期についてはさらに検討してやりたいとおる県が二十三県ございす。それから、実施そのものも含めてもう少し検討したいと言っておる県が六県、そういう色分けになっております。

○大出委員 そうなりますと、これは三月中に何も無理にやらぬでもいいことになりすね、こういうばらつきでは大変公平を欠くわけございすから。これは予算上は三月の予算があるわけございすね。三月はどのくらいの予算を組んでいるわけですか。

○諸沢政府委員 第三次給与改善に要する経費として、五十年の三月一カ月分に計上してありますのは三十七億でございす。文部省として、その三十七億をめぐりまして人事院にその改善の具体的中身として勧告してほしいと要望しております事項は、主任手当を含めて四つの事項になっております。

○大出委員 つまり、この主任手当をめぐり問題、あるいは義務教育の特別手当とか、あるいは永年勤続の方々を一等級にだとか、クラブ活動の部長ですか。これは一遍正式に文部省の方からその四点を少し詳しくお答えをいただきたいのです。

○諸沢政府委員 第一点の全教員の処遇の改善という点につきましては、全教員についての本俸の引き上げ、あるいは義務教育等教員特別手当の率の引き上げ、これをお願いしておるわけでありま

す。

第二点としましては、教育経験の長い優秀な先生について一等級昇格の道を開くようにしてもらいたいという点であります。

第三点は、今般の学校教育法施行規則の改正に伴って新たに省令化されました主任について、何らかの形で手当を出す道を開いてほしい、こういうことであります。

第四点は、現在、学校における教師の部活動の指導につきましては、たとえば生徒を引率して校外に出て対抗試合をするというような場合、泊を伴う場合、あるいは日曜日一日をつぶすというような場合には、特殊勤務手当の形で手当が出ておりますが、このような部活動指導というものの範囲を、さらに学校内における生徒の練習試合の指導というふうなもののが長時間にわたった場合、その際にも手当が出せるようにしてほしい、大体以上のような内容でございす。

○大出委員 これは予算的には、これらのことを文部省のお考えどおり実施するとして幾らかかりますか。

○諸沢政府委員 五十年三月の予算のめどは三十七億でございすけれども、現実に今回の待遇改善を平年度化した場合の五十一年度における義務教育関係の国庫負担金は二百二十四億というふうになっておりますので、それに合わせますれば、三月一カ月についての経費はほぼ三十七億の半分になるわけでございますが、そのうち全体の待遇改善を幾らにするかとか、あるいは主任の手当についてどのぐらい振り向けるかというふうなことは、文部省としては具体的に要望をしていないわけでありまして、人事院に対し、その四つの事項が満たされるよう検討してほしい、こういうふうな要望をしていくわけでありす。

○大出委員 本来これは、二百二十四億というのは半分でしょう。

○諸沢政府委員 そういうことでございす。

○大出委員 あとこのままでやるとすれば、都道府県が半分負担をする、こういうふうになります

な。

○諸沢政府委員　そういうことでございます。

○大出委員　これは自治体財政、まことに苦しいわけでありますが、相当これは骨の折れることになると思えますね。これは主任手当云々だけでなく、こんなにたくさんこの際各種手当を出そうというの、これはどういう意味なんですか。私が大教室にお伺いをして大臣というお話をしたときに、主任手当の問題だけであって、全体の先生方に一%だとかいう話は全くなかったわけでありました。あのときの話は主任手当制度をつくって、主任手当制度をつくる限りは主任手当を出したいというお話で、それらをめぐる時期には、いまお話が出ました、全体の先生方に一%つけるとかいうようなことは当時話に出てなかったわけでありましたが、主任手当に合せてたくさん出てきたのはどういふわけですかと、こう聞いています。

○永井國務大臣　私も、人材確保法に基づきまして第一次、第二次の改善を進めてまいりました。そして第三次の改善というものの、ただいま初中局長から申し上げました四つの種類のものを含め、その四つのうちのひとつとして主任に対する手当、これを初めから考えていた次第でございます。

○大出委員　私のところへは、全体の先生方に一%ずつ乗るのだから、これをつぶされるところと全体の先生がお困りになるので何とかとめていただけないかという話が大分ございまして、どうも大分これは政治的に、永井さんが頭がいいのか、後ろの方においでの方が頭がいいのか、かわりませんが、わずかず全体に配っておいで——これは前に四%出したわけですから、このときに人事院様の方は、何でもこんな四%を出すんですかと言ったら、現実には主任なんというものがございましてというので、実際には主任のことも考えて四%をつけた勘定になっていたわけですね。

ところが、今度また大分大臣は苦勞されたようございまして、別な方から主任手当をやれ

と、こう言う。妙なところで局長さんがやめまじたりいろいろございまして、だんだん問題が詰まってまいりますと幅が広がりまして、一%全部に乗っけると、給与法をぶつぷすなんて言ったって、ほかの方の先生が少しふえるんだからというのでつぶしにくいというふうなことを政治的に考えた、こういう風に食わぬやり方に見えるわけですよ、私も見ています。意図的な、主任手当というものを通したい、つまり学校の管理体制を強化したいという意図があって、それを何とか通すために作戦的に少し横にばらばらと広げて、けしからぬからこれをつぶしてしまえということにならぬように配慮なさったという意図歴然たるものがあると思っているのですが、いかがですか。

○永井國務大臣　私もが考えてまいりましたことは、もちろん人材確保法というものの最大の標目というのは、学校教育を充実していきまうために人材をそこに集めるということであるわけでございます。そこで、それを一次、二次、達成してまいりまして、しかしそのことは同時にもちろんすべての先生の給与を上げていくことではあります、学校というものが調和のある姿で運営されていく、そして魅力ある職場であるということになければならない、それとつながっているというふうには私は考えたわけでございます。

ただいま先生のお言葉の中に、主任制を入れて管理体制でも強くするということなところじやないですかという御質疑のあれもございまして、が、事実上この主任というものを管理の方からとらえていた考え方の人も相当おったと思います。私はそこで去年春からいろいろ実情を調べ、いろいろ考えますと、学校というものは工場とか役所ではないわけでございますから、管理というふうな仕事に主として当たっていただく方はすでに校長、教頭というのがある。しかし、むしろ学校というものは当然教育の場でございまして、しかもサイズが大きくなつていたりして、校長、教頭だけではなかなか教育の革新が起つてこ

い。さて、そういう角度からどう主任をとらえていくべきかという、実際もそうであるし、またその実態に即して今後何を強化していく、そして調和のとれたものにするかということになると、主任は管理的なものとしてはとらえない。むしろ教育の指導、助言あるいは連絡、調整、そうしたことをやる人ではないか、こういう考え方をとるべきであるということ、その考えを明確にいたしました、そして省令を出したということでございます。

そういうふうになりますと、当然これは主任以外にも、いま初中局長が申し上げましたように、これからのいよいよクラブ活動というものが大事になっていきます。そういうクラブ活動の担当の先生というのに対してやはり待遇をよくしていくということも考える、そういうふうな、やはり一番の下敷きは全体の先生の給与を上げるといふことだと思えますが、同時にいまのようなことも勘案して、そうしてこの二百億を超える予算でございまして、これをひとつそういう姿で学校の先生方の給与としてお考え願えないものか、こういうわけでございますから、セツトにして管理体制をつくらうということではなく、むしろセツトにして魅力のある学校をつくらうということでございます。

○大出委員　これは大臣と直接この委員会の場所です。私はあきれたのですが、大臣が話を始めたから、二、三十分というお目にかかる時間だったわけですが、大臣がいつの間にかその二、三十分しゃべってしまったようなことになりました。だからあの長い大臣の結論がどこに行くのかなと思つて聞いていた話を耳にしていますから、大臣が言わんとすることがわからぬわけでは、大臣が言わんとすることに反対だというだけであつて、現実にはそうならないという見方をするから私も反対なわけではございません。

それはそれでいたし方ではないですが、そこで二、三承つておきたいのは、当時からの大臣のおっしゃる中に、幾つかの主任の方々に主任手当制度をつくって手当を出す、だがしかしそのことは管理体制へというところではないのだという、教育現場の後ろの方に、かといって組織だから管理が要る、校長がおり、あるいは教頭がおりということになっておる。そうすると中間管理者という言葉が出てくるのは、そこに主任制度をつくらうということから出てくるわけですが、しかしそれは管理ではないんだというのが大臣の言い分なんですけれども、そこに先生方と管理者側の大きな見解の相違が出てきているわけですね。それに立つてあなたの方の言い分は、だから主任になるべき人は、属人的に言えば一定期間そこにおいて、今度はほかの先生とまたかわるローテーションというものもあるんだという、いまでもそういうお考えをお持ちなのかどうか。やめれば主任手当はなくなるという筋合いですね、ほかの人が主任になれば。そううまく学校の教員室の内部というものは——それは長らく教育問題を手がけてこられた永井さんですけれども、そう簡単にいくようなぐあいにはできていないか、現実には立った場合に、だから、いまでもその考えでそういうことが行い得るという考えをお持ちなのかどうか、念のため聞いておきたいと思ひます。

○永井國務大臣　ローテーションといふと自動的な輪番制みたいに考えやすいのでございしますが、私はローテーションというふうな言葉は使つたことはないで、どういふふうに行っているかと言いますと、専門的な資格者をできるだけ多くその場に活用していくようにすべきである、こういうふうに行つていくわけでございます。それを申しまして、そして一月に入りましてからの次官選達にもその趣旨を明確に盛り込んでございす。いまでも私はそういうふうな姿で運営していくことが望ましいと思ひます。そのことは可能であらうかというふうには考えております。

○大出委員 ここでの議論に入りますと時間がなくなりまして、またお忙しいところお出かけいただきましてからかえって恐縮でございますので、承るだけにいたしておきます。

そこでもう一つ承っておりますが、この間お出しになった省令で制度化された主任は何と何と何になりますか、ここで述べておいていただきたいと思ひます。

○諸沢政府委員 小中高の学校段階で若干異なりましても、小中高を通じて制度化いたしましたのは教務主任と学年主任でございます。それから中高につきましては生徒指導主事というものを制度化いたしました。なお中高につきましては、従来、進路指導主事というものが制度上はございましたが、それを規定の整備をいたしました。さらに高等学校につきましては、学科を置く高等学校について学科主任それから農場長、さらに特殊教育諸学校につきましては事務主任を置くことといたしました。

以上でございます。

○大出委員 そこで総括的にひとつ承りたいのですが、冒頭に承りましたように四十七都道府県の足並みが大変にばらついていておられます。日教組なんという組織が全くないところなどは、これはさきわめてスムーズに簡単にいってありますが、あるいはまたいわゆる世の中が言う革新自治体というものがございまして、ここはここのままとまりを持っておりまして、それなりの意思決定、意思方向なども進めておりますので、そこを客観的に言いますと、幾つかのところはやるんだからそこに先に手当が出ていくが、やらなかったところには手当が出ていかないという、このばらつきになるわけですね。いままだほとんど意思表示もしていないところも幾つもあるわけでありまして、研究中とかあるいは自治体財政窮迫の折そう簡単にまいらぬとか、いろんな言い方になっているわけでありまして、真ん中の二十二というだけ早くというところも、果たしてどれだけの早く早く実施するかということ

にも疑問があるわけですね。発足に当たってまあどうやら足並みがというところは五つかそこらしかないわけでありまして、そういうばらつき方であってもなおかつやっておいでになるというところになると、そこらへんは一体どう見ればいいわけですかね。自治体の内部のことですから、そこに自主性があつていろいろ議論されておるのでしようから、私どもそれはいいとかいけなとかいかなとか言いかねるわけでありまして、自治法に基づく自主性もございまして、そういういたしますと、また地方議会もございまして、たとえば議会がこれは認めないということになった場合に、これは議会の意思に反して、その長が公選首長でございまして、独断専行はできない。そういうことになりましたら、文部省側から見てこれはどういうことになりますか。自治体の議員が議会で認めない、いろいろな理由がございまして、うけれども、認めないというままとまりについては客観的に見てそれなりの正当な理由があるはずでありますから、そこで議会が認めない、こういう結果になったらどういうことになるか。たとえば革新自治体の中なかでも、与野党のバランスからいって、私はここへ来て大臣相手にしゃべっていますと野党なんですけれども、自分のところへ帰りますと与党でございまして、横浜市も私の兄弟みたいな男が社会党の横浜市議会議員をやっております、そこへきて、神奈川県の方も今度は与党になってしまいましたから、私はうちへ帰ると全部与党でございまして、そういう意味で与野党のバランスからいいますと、議会の中も野党の方が多いわけですね。ですから、文部省の方はどういうふうにお考えになりますか。

○永井国務大臣 この教育委員会規則を決めますのは、申し上げるまでもなく教育委員会でございます。教育委員会の関係さらにまた教育庁のいままで文部省へいたいただきました御報告では、この主任制度というのは、制度それ自体は結構であるという事です。ただ先ほどから初中局長が申し上げましたように、いま検討している段階でしてなべく早くやりたいというのと、さらにもう少し検討したい、そのもう少し検討したいというので一番おくれられている姿になっておりますのが六つあるわけでございます。ただいま先生が御指摘になりましたように革新自治体等がございまして、それは革新自治体に限らず給与の条例の問題は確かに議会の問題でございまして、一応その二つのことは分けて考えなければいけない問題ではなからうかと私は考えているわけでございます。

○大出委員 しかし、これは妙なことに市議会なら市議会、県議会なら県議会がこの種制度を導入すべきでない、こういう意思表示をしたときに、分けて考えるからといって、その自治体の立場というのはあなたが考えているように簡単ではない。たとえば自治体の首長は市長であり県知事でございまして、そうなりますと、その議会に対して責任を負わなければならぬわけですね。その議会の場合は、市長の方あるいは県知事の方からすると、これは大変にむずかしい問題が出てくるわけですね。一つ間違つと教育委員会の任命の問題にまで発展をする。かつての勤評もそうです。したがって分けて分けて考えられる状況にはない。ただ江戸のかたきを長崎で討たれたんじやかなわぬということもありまして、だから物を言うことについてはなかなかやわらかく考えて応答いたします。シグ・片山さんという方に予算委員会の証人と言つたら、物理的に一日に間に合いませんので、御本人の腹の中は出る意思がないのでしようけれども、つまり断り方はいろいろあるわけでありまして、だから私の申し上げているのは、そういうところがたくさん出てきた場合に、たくさんでなくても相当の部分出てきて実施しないという場合に、これこれのところがやるのだからいいじゃないかと進めていく、こういうところが当面皆さんのお考えでございましょうか。

○永井国務大臣 これまで進み方が必ずしも速やかでなかつたというのには幾つか理由があるかと

思ふのでございますが、一つは、県段階におきまして、いま先生御指摘になりましたように各市町村のそれぞれの状況というものがやはり違つていて、そういうふうなものを踏まえて決めていかなければいけないという問題があるかと思ひます。これは県が革新であつて、場合によつてその県の中のある市が保守であるということもある、その逆のこともございまして、それからもう一つは、地方財政上の問題があるかと思ひます。さらにもう一つは、組合に反対があるという場合もあるかと思ひます。

そこで、私は革新市長会の代表である方にお目にかかりました際にも申し上げたのですけれども、さような事情は十分私としてもわかりまが、まず教育行政に關しましてはできる限り教育委員会というものがこれに当たつていくわけでございますから、これは中央におきましては文部省でございまして、いろいろ政治的立場の違いというものがございまして、しかし委員会中心に事を運ぶように御協力願いたいというふうには実はお話し申し上げましたし、いまもさうに考えているわけでございます。

財政に關しましては、これは実は第二次改善のときにも相当むずかしいということでおかれていたところもございまして、そこでは主任のようなものを含まない場合にそういうことがあつたわけですので、そこで本年度は第三次改善になるわけですが、私どもも考えまして、本年度の分は二年に分ける。しかし何といひましても先生方の給与をよくし待遇をよくしていくということは、法律に基づいて約束をして運んでいくべき事柄でございまして、三次に取り組んだわけですね。取り組みましたけれども、財政事情がかなり状況にあるというところは、地方を問わず実情でございまして、二年に分けてやっていくというふうなことで、私どもも財政事情を踏まえながら検討してまいりましたので、そういう意味合いからいいますと各自自治体の御事情がございまして、うけれども

も、われわれもその点を勘案して進めておりますので、いま先生がおっしゃったような方向にならないようにやはり教育委員会中心で進め得るのではなからうか、だから財政についてはいまのようなおくれているわけであらう、こういう考え方で進めていくわけでございます。

○大出委員 念のために承りたいのですが、教育委員の任命手続というのはどうなっておりますか。

○諸沢政府委員 教育委員は知事が議会の承認を得て任命いたします。

○大出委員 極端なことを言いますが、たとえば防衛庁の対潜哨戒機PXLJやありませんが、これを決めるために四十七年の十月九日の四次防衛のための専門家会議で、機種選定委員会が機種選定のための専門家会議をつくる、大変にこの専門家会議のつくり方はむずかしいですね。専門家を決めて専門家会議を構成するまでに決まってしまう。これをこしらえて、できたときには一年ばかりわざわざ延ばして、まず専門家会議をつくるのを一年ぐらいい延ばしていく、決めてまた一年。一年期間にはありますけれども、専門家会議を決めたときに中の色分けを見ますと、これは輸入だ、P3Cを買おうということになるかとわかるような任命ですよ。そうすると、極端なことと申し上げたように、ある自治体で、これはちよとおもしろくない、この際教育委員も全部かえようじゃないか、知事が任命して議会で承認を得ればいいんだから、いまこれに賛成の教育委員はやめてもらおうじゃないかということになって全部入れかえをして、教育委員会はこういうものは一切反対である、なぜならば教育の基本にかかわるから。皆さんが法律云々おっしゃるけれども、自治体は自治体の自主性があってやってるんだから、教育の基本にかかわるんだから導入できないということになる、これは決定的にやれないわけですよ。分けておっしゃるけれども、これやうてできない芸当じゃない極端な例を実は申し上げたわけですが、大臣、私はここでその論争を

しようと思っているんじゃない。論争をしようと思っているんじゃないですが、勤務評定をめぐる長年の紛争のように何年もかかっておるわけですね、これは。人事院の法律的な基礎というものがあつて、あるがしかし、大変な規模の反対だという層ができてきて認めないという、何年もかかってたわけですよ。最終的に私どもも総評のついでで、太田、岩井の真ん中で副議長なんかやってのんきなことを言っているわけにはいかない、わが県神奈川のことだから。苦心して、そこで神奈川方式ができてまとめたわけですけども、そういうまた二の舞は私もいさか迷惑なわけですよ。だから、そこらで皆さんの方がどういうふうなこれから——省令改正をなさったんだからそれに沿って押していこうかというの、相当な無理をあえてしてもやろうというの、自治体のそれぞれの自主性というものは尊重しながら進めていこうというのか。時あたかも学校の先生方の団体はストライキをやろう、人事院が勧告をしたら勧回撤回闘争をやろうと、こういうわけですね。そうすると、これは一つ間違つて父兄、児童を巻き込んだ大変なことが実はでき上がりかねないわけでありまして、そのことも気になりますので、文部省の——わずか五県しか発足に当たって同調していない、今日。その後それらを含めて十四県ばかりですね、何とか制度改正に踏み切るところがある。あとは二十二の県はできるだけ早くというところの意思表示しかしてないという、そういう状況の中です。つまり、その気になつてブルが起ころかねない。つまり、その気になつて学校の先生方初めそれを取り巻く集団が行動を起し始めますと、いまはできるだけ早くと言っている県でも、父兄を含めたトラブルを起したくない、自治体の首長も公選首長であるとして、保守、革新に限らず無理はできないという気持ちになる。そうすると、いまはこうだが、これから後の方は相当なずれだつて考えられるわけでありまして、組織の消長をかけてやろうなんという組織もございすから、そういうことにな

りますと、皆さんがこれをどういうふうと考えて進めておいでになるのかということを、ひとつこ

で大臣に承つておきませんと、私どもの方もこれは対応に困るわけでございます。いかがでございますよう。

○永井国務大臣 確かに主任の制度の省令化は文部省が昨年の暮れやりましたわけでございますが、別に文部省だけが考えてやうたというのではなくて、これもかなり早い時期におきまして、教育委員長の会議からの御要望というものがあつたわけでございます。そして教育委員長の御要望というものは、やはり主任に手当を出したらよろしい、こういうことなんです。その場合に、幸いなことに、革新自治体の教育委員会からもそういう御要望がありましたので、これは保守、革新という政治的なことを問わない御要望と理解いたしました、私どももこの作業に取りかかつたわけでございますが、しかし念には念を入れなければいけませんから、さらにこの制度をつくらなければいけません。本間に学校教育とか管理反対という幾分かでも政治につながるようなそういう形の制度をつくり上げていくという方向ではなく、教育の本身に即して考えていく方向ではないかということでございます。いま先生が御心配の点はよくわかります。私も、決してのんきに安心をいたしてゐるわけではございませんが、しかし先生もそういうふうな御心配をいたされたわけでございますから、ひとつそういう意味合いにおきまして全く政治の問題を離れまして、できる限りいろいろ御理解をいただいたいて、事柄をいけば静かでないような方向に持っていくことがなく、そして事柄を理解を得た上で進めていくようにしたい。事柄の発端においては、教育委員長さん方のさうな御意見もあつたということをやはりひとつ重要な地盤としまして進めていくべきは道が開かれると、かように考えているわけでございます。

○大出委員 大臣、途中からおなりになりましたが、これは本来政治絡みなんです、出

発が。そしてさきの人事院の総裁佐藤さんでも、最初文部省側から文書で意見を求められたとき、さうしてこれは断つておるわけですね。給与制度というたてまえを前に出されて断つておられる。だが法律が押し通されてしまえば、従わざるを得ぬという姿勢だつたわけですね、結論は。ですから、当初は明確に、私はこれも質問いたしました、賛成できたいと言つておるわけですね、さきの人事院総裁の答弁は。その後はっきり断られた。ところが法律ができるということになって、そこでこれはもういたし方がない、こうなつていったわけですね。したがうして、本来政治絡みだから、政治的な対応をしようということにならざるを得ぬわけであつて、だから実は心配なんです。したがうて、無理はなさぬといふいま大臣のお気持ちに受け取りましたから、そこらひとつお互いが踏まえおきませんとこの教育現場をこわしちゃいますから、そこを父兄絡み、学重絡みでとんでもないことになつていって困るわけでありまして、そういう意味でひとつ承つたわけでありまして、無理でない方向というお話をさせていただきます、その限りわかつて。そこで承つておきたいのですが、人事院の方のお立場からして、二次改善なんかのときもそうでございますけれども、ぎりぎりに来て皆さんのところでお出しになるものでかかつて、夜木さんにも大変御迷惑をかけたが、物をまとめるのにも苦心惨たんした実は経験を持っております。年内に債務を発生さしておかぬ限りは、三月期の予算というものは使えませぬから。だから、そういう意味で非常に迷惑をしたわけですよ、率直のところ、この委員会は。したがうてこの勧告というのは、もうこのまま来たんだから、三月に入つてしまつたわけですから、いまお出しになつたからといってそう簡単に対応できませんけれども、いづる一休お出しになるおつもりなのか。聞くところによると、閣議の今国会の法律の限度は十三日とかなんとかいうことのようにございすけれど

○茨木政府委員 これはいませつかく検討をいた
だいておる最中でございますが、いまのままでい
けないこともないというふうに考えております。
○大出委員 逆から言わせるようなことを言た
ってだめじゃないですか。だって、特勤ならいま
のままでやるじゃないですか。規則でできるじ
やないですか。それならそれで、規則でできると
答えてくださいよ。茨木さんどうですか。やって
できないこともないとか何とか、あなたごまか
しやいませんか。

○茨木政府委員 現行の十三条の体系の中で読め
ると思っております。

○大出委員 そうでしょう。だから申し上げてい
る、規則でできるじゃないか。悪知恵の働く人が
と言ったのだが、何も茨木さんが悪知恵と言うの
じゃなくて、後ろの方にいる方々が規則でやれ規
則でやれと言っておられるのが耳に入るものだけ
から、それなら十三条の特勤を使う以外には手がな
いのじゃないか。それは論理的にそうなるのだけ
で仕方がないのか。これは論理的にそうなるのだけ
で仕方がないのか。皆さんが決めていく前に物を
言わせようと思っているのじゃないけれども、論
理的にそうならざるを得ないわけで、だからいま
はっきりお答えいただいたので、いいですけれど
も……。

ところでもう一つの問題は、先ほどお話しをい
ただきました、大臣がお話しになつて……
永井大臣にはさつき失礼しましたが、例の大学紛
争のさなかに坂田大臣と大分やりとりをしました
ので、またそんな闘争になりそうな気がするもの
だから目移りがしました。

ところでこの二番目の、簡単に言えば義務教育
特別手当と言つたらいいのでしょうか、これは十
九条の四項でしたか、五項でしたか、どつちかで
したか、さつき大臣がおっしゃつていた二つ目の
問題は、これを使つて一%、こういうことにしよ
うというわけですか。

○茨木政府委員 第一番目の全員に対する配慮と
いうものは、去年からの経緯もございますし、や

はり義務教育等職員の特別手当を使つてやること
が一番適切ではないかというふうにいま検討して
いただいております。

○大出委員 そうしますと、三番目の永年勤続の
方々というのは、かつ優秀だということでしょう
けれども、大体何年ぐらいを考へて……これは一
等級へという意味でございましょうか、定数との
関係もございしますけれども、どういふふうな方法
でお考えになるか。どういふことでございしまし
ょうか。

○茨木政府委員 この問題は、昨年特帯決議をお
決めたいただきます際にもこちらの方の意見も申し
上げまして、年限だけではないということと「資
格と」にそれらをいろいろ含めてやつたという御
了解をいただいております。

そこで、いまいろいろ検討いたしております
が、この問題を処理する前に前提といたしまし
て、昨年漸進的に校長、教頭等の処遇をするのだと
いうことを申し上げまして、去年大要御議論いた
だきましたけれども、二分の一とか四分の三程度
のものをやるような表現をとつていただいたわけ
でございしますが、まずそれをここの段階で本来
の等級のところへそれぞれ位置づけるといふこと
をしなればいけません。それからいま御議論に
なっておりますりっぱな先生といふものを、これ
は私も各方面、文部省さんにはもちろんでござ
いますけれども、県の人事委員会や教育委員会
等にも御意見を伺つておりますけれども、なか
か基準のいいところが見つからないという問題が
一つございします。それから、大出先生におしかりを
受けるのかもしれないけれども、地方の団体の
特殊事情もございします。その他の問題もございま
して、そういうようないろいろの問題で関係のと
ころも御意見を聞いておるわけでございします。

そういう問題がございしますので、まだ結論を出
しかねている状態でございします。しかし、特帯決
議も昨年ございしましたことでもあり、文部省さん
の御要望もございしますので、前向きな姿勢をとり
ながらこれを考えていくというふうなことができ

ないかということ、いませつかくの御検討をい
ただいておる、こういう段階でございします。

○大出委員 何かの基準を決めるというわけだ
な。その基準を決めかねている、しかし決めなけ
ればならぬ、こういうわけですね。そういうこと
ですな。

○茨木政府委員 率直に申してそういうことで
ございます。これはよくおわかりのことだと思いま
すが、特に当委員会は所管でございしますから、各
俸給表、各等級の運営にも、これは直接国家公務
員についても微妙な影響を及ぼすことでもござい
ますので、格づけをし得る何らかのメルクマール
がないと困るということで、職員側にも組合側にも
いい案があつたら持つてきなさいという話まで
実はやつておるわけでございします。

○大出委員 これは三次改善のやつは撤回闘争だ
そうですから別で上げても、いままで上げてき
たものは、何も人材確保は先生だけじゃないの
で、ほかにも人材確保の必要があるわけござい
まして、そんなことないと言つたほかの職種の方
が怒ります。だから片一方で人材確保で上げまし
たで済む筋合いでないから、それに見合うように
一般の方々も追つかけて上げてもらおうと思つて
いるのです。ですから、私はいままで先生方が上
がることに反対しているのじゃないので、先生を
上げるなら上げて結構だから、それに見合うよう
にあつてこつちを上げてくれたらいいのだからと言
つてゐるわけですから、そうすればみんな上がつ
ちやうのだから、それは一向差し支えない。ただ
今回だけはこれは例外である、こういうわけなん
ですが、そこで、クラブ活動の方々の、つまり校
外試合だとかあるいはそれが長時間に及ぶとか、
そういう方々に対するもの、今度はそれが卒が拡
大されるというわけですね。練習試合を校内でや
るという場合も、それが時間が長くなれば何がし
かのことを考へるということにしたい。そうする
と、これはどういふ形で人事院の方はおやりにな
るつもりですか。

○茨木政府委員 これはいま特勤の中に教員特殊
手当というものがございします。これは約八時間
程度を押えてありますので千二百円出ております
が、これよりもやはり程度が軽いものになつてま
いるというふうな考へておりますので、時間もよ
り短いもので、また年間の回数も多いものと思わ
れますので、したがつて金額ももっと少ないもの
で、このグループを一つつくつて処理するといふ
ことにしたらどうかというふうに考へておりま
す。

ただ基本的には、先ほど冒頭に申した特別手
当の問題との関連でございしますが、一応本俸及び
特別手当及び教職調整、この三つでおよそ先生の
所管される仕事全般には網をかけておるといふの
が人事院の態度でございします。したがつて、部活
動についてもやはりそういうことで一応網はかけ
ておるのだというたてまえをとつております。し
かし、特にそういう意味で今度また特別手当の形
でそれらの三つの網をかけておりますものをふや
していくといふことも踏まえておるのだというこ
とを組合にも話しておるところでございします。そ
ういふことでございしますので、たとえば突き出ま
したものに付いてさらに少し濃厚に処理してい
くのだという考へ方では申し上げましたような
ことを考へていったらどうか、こういうふうに考
えております。

○大出委員 念のために一つ承りたいのですが、
そうすると、給与法が通らぬでも主任手当といふ
ものは実施できる、こういう御見解ですね。

○茨木政府委員 そういふふうには申し上げま
す、かえつて大変いかぬのでございまして、給与
法の中身は、全員に及ぶものでありますので、
りますものが盛られておるものでありますので、
勧告いたしました法律案が出ました時にはそれは
やはり通していただいて、一緒に処理さしていた
だくといふことが適切じゃないかというふうに考
えております。

○大出委員 それは技術論でしょう。論理的には
今日の給与法に基づく特殊勤務手当の十三条とい
うことでおやりになるというなら、別に給与法が

通らなかつたやうと何であるやうと、予算があればおやりになれる、筋としてはこういうことになるんじゃないですか。いかがでございますか。

○茨木政府委員 ぎりぎりした技術論のお話だと思ひますけれども、それは大出先生が一番よく御存じのことでございますが、私も気持ちとしては、やはりいま言ったやうな、精神的には本気で、まずいろいろ校務を、去年から申し上げておられますように、担当していらつしやいます、それから従来とも省令化されました主任のほかにもいろいろものを分担されておられるという姿が学校にはございます、それから部活動の顧問の姿もございまして、そういうものにまず基礎的に全員にお手厚く処遇をしていくという姿が出て、それとの絡み合ひで、より突出したものにもう少しずつ出していただくという姿を踏まえてやるべきことが正しいのじゃないかというふうに考えております。

○大出委員 それの基本だとすれば、給与法がもし仮に——いつ出さるかおわかりにならぬというわけですから、去年も住生しましたが、あの二の舞をやりたいから申し上げているのですけれども、どうもこれだけの問題を抱えている給与法の改正が出てくるというのに、いまだにどうも勧告も出てない、今日ただいま二日でございまして、そういう状態で出てきた法律、そんなに簡単に通せるかと言うと通らぬじゃないか。これは通らなかつたらどうしますか、規則でやる分は、通らなかつたら一緒に規則は出さないで先まで持つていく、こういうことになりますか。

○茨木政府委員 いま、せっかくできるだけ早く勧告を出していただきますように努力いたしておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○大出委員 大変微妙なところでございまして、つまり堂々と主任手当ということで法律上制度化をする、これが実は筋だと思つてゐるのですけれども、これだけたくさん問題を抱えているのですから、それを規則でおやりになるというのが本心だというのが明らかになつたわけでありまして、

それだけに私は、給与法は通らぬ、一般の先生方に一％というものは乗らない、だが皆さん方の執念で、政治的執念が後ろの方にあって——これはここにおいてになる方じゃないのですけれども後ろの方にあって、永井文部大臣やむなくここまで進んできたわけでありまして、規則でやるものはやつてしまふということにすべきではないと思つてゐるのですけれども、人事院総裁、ひとつこれはおたくが法律改正で主任手当というものを法律上制度化するという道をおとりにならぬのならば、規則でおやりになるのだというなら、これはいま私が申し上げましたように法律がどうち向いてても大丈夫なように規則で制定しようとなさるわけですから、これは大変に政治的であることとなる。そこそこ、いかがでございますか。

○藤井（眞）政府委員 主任問題というのは、これほど大変政治的な重要な事項になつておりますことは、われわれもよく承知いたしております。したがひまして、ある立場あるいはたてまえ論から申しますれば、変なそくな手段ではなくて、それこそいわゆる堂々たる給与上の措置としてやつたらどうかというやうな議論も、これはあり得ると思ふのです。あり得ると思ひますが、しかし、これは先刻お話をありましたように、特殊勤務手当というものでない性質のものではないかというところ、それから大出先生、給与の専門家です。それから申し上げるのですが、実は給与体系というものは、やむを得ずいろいろな事情でいろいろな体系がだんだんできて複雑になってまいりましたけれども、本来はそう複雑化すべきものじゃないかと思つて、むしろ単純明快であるべきではないかというふうに考えております。

そういうことで、なるほど事柄の比重としては主任というものは大問題である、それにどうして給与的な評価をするかというところも大問題でございまして、しかし、これは給与制度として見ました場合には、主任に対してどういう措置を講ずるというやうなことが、果たしていまの給与体系に堂々と、給与法上の別の体系としてやるべきことなのかどうかというところは、これは給与法上のわれわれの立場としても問題はございます。そういうやうな点にもならみ合わせながら実はいま、せっかく議論を詰めて検討いたしておられるやうな段階であることを御承知をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、今度の第三勧告に盛り込まれる内容は、現在詰めておりますけれども、これはやはり一貫として、全体として一つの全き姿になるというふうなわれわれとしては考えております。そして、やはりあくまで第一次的には教員全体にかぶつていくというものを主体にすべきであるという考え方をとつておりまして、それが本来のあるべき姿ではないかというふうに考えております。したがひまして、これを御審議をいただきます過程においては、いろいろな問題が起きます。その他の取り扱ひ等については、その時期その他については、あわせてひとつ検討を加えなければならぬ事態が起きるのではないかと思ひます。

○大出委員 これはそのときに議論をしなればなりませんが、実は主任手当というものを法律上制度化するというところは論理的にしかう簡単にはできない。どこの官庁にも主任がおりますが、それじゃ世の中の主任諸君に主任手当という制度があるか、そんなものはない。そうなりますと、主任手当というものを法的に制度化するとなれば、これはさつきお話をした管理職なら管理職というものの考え方で主任に手当を出すということにならざるを得ないのです。そうなれば二〇％からおろしてきて、係長は一八にするとか主任は一五にするとか、あるいは一二にするとか一〇にするとか、そういう物の考え方をとらなければならぬ。文部省がよしんば主任は管理職だ、こう言つた場合には、それじゃ管理職手当だ、こうなつて、じゃ、その上の方の世の中の職階の体系の中で、主任と課長の間にいるのはどうするのだというところにこれはなる。文部省に係長をつくるんじやないんだから、学校に係長をつくつてゐるんじやないんだから、それでしよう、教頭だ、何だの

次に主任が出てくるわけですから。そうすると、これは制度上、法律的になどということになるとすれば大変なことだ。もし管理職手当と言つたのじゃ、今度は大臣が困つてしまふ。永井大臣は、管理職じゃない、こう一生懸命言つてゐるんだから。ところが、手当の方は管理職手当だつたんだというのじゃ、大臣、何ということをやつたのだ、手当は管理職手当じゃないか、こうなつてしまふわけですから、これは実際にはできない。それでしよう。だからそういういいかげんなことをやらないさんというところ、給与の制度上からいけば妙なことがで上がるというところを私は大臣に申し上げたのです。だから、そういうウイークポイントもあるから、結果的に規則でやろう、こういうわけですから、やはり給与法とセットでなければならぬだろうと言つたら、せっかくお通しをいただいたと思つてゐるのですから、こうお逃げになつたが、これはこまごまの議論にしておきます。どうせこれは勧告撤回闘争なんということになるのだそうですから、総裁のところは撤回しろと言つて皆さんが行くのだというのですから、そこからの話にしたいと思ふ。

そこで、最後に承つておきたいのでありますけれども、自治体の側にある——これは文部大臣に承りたいのですが、たとえば東京の例を見まして、自治体の税収入の大体六〇％近いものが法人二税です。法人事業税と法人住民税です。ところが東京都のを調べてみたら、この三年間で、三年前は三七％前年対比でふえてゐるわけですが、二年前は二一・五％前年対比で法人事業税がふえてゐる。ところがこれは七％切つてゐるわけですね。ところが、これは七％の自治体だつて——何もこれは自治体の責任じゃない、国の政策によつて総需要抑制なんというのを二年やつたのですから。だから法人事業税は決定的に落ちてゐる。前年対比で七％を割るなんといつたら、消費者物価の上昇を考えるとみればにっちもさっちもいきはしない。

そういう時期に、半分は自治体で持つてやうの

だから、これはなかなかそう簡単じゃない。そういう理由で、やらない、やれないというところだつてたくさん出てくる。その場合にぐれぐれも申し上げておきたいのは、御無理をなさると、これはかつての勤評闘争みたいな、自殺するのちよちんのという騒ぎまで起こりかねない問題まで地域によりましては出てまいります。そのところはくどいようですけれども、これは文部省が再度のお考えなんです、できる限りそういう方向に持ち込まないという御努力をくれぐれも願いたいと思うのですけれども、最後に重ねてひとつ大臣から承っておきたい。

○永井国務大臣 当然学校が静かな場であることは望ましい、これはもう申すまでもないことです、ただいま先生が御指摘になりました財政事情の問題がある、実はそのことを勘案いたしました。これは主任は一部でございすから、むしろ主任というよりも第三次給与改善全体についてどう考えるべきかというところにかかってくると思ひます。それを勘案いたしましたから、したがひまして、これを今回は一挙にやるのではなくて、二年に分けて行つていこうというのでございすので、私も当初から財政事情というものを十分に配慮しつつ進めていくべきという考え方に立っているところでございす。

○大出委員 大きく言つてあと二つ。

文部省の皆さん、大変お忙しいところお出かけいただきまして、どうもありがとうございます。人事院の皆さんがいつ勧告なさるのかわかりませんけれども、いま十七日のようなおくれ方ではないというお話でございましたから、政府の予算日程からいけば、法案日程からいけば十三日とかなんとか言つておられますからその前あたりに出なければおかしいと思つておるのですけれども、そのときに改めて、当委員会と文教委員会の合同審査なんという場面も当然出てまいりますから、議論をさしていただきたいと思います。きょうは文部省の皆さんありがとうございます。大臣、大変どうも恐縮でございました。

それで、あと二つ、大筋を申し上げて御質問いたしたのでありますが、一つは恩給の関係、一つは例の週休二日制にかかわる問題。

郵政省の方にお見えいただいて、所管の委員会でございませぬのにお待ちいただきまして、恩給関係の要点を二つ、三つ承つておきたいと思ひます。

この間の、恩給法を通します際のこの委員会で、いまここにおいでになります藤尾先生の御努力で、当時内閣委員長でございましたから、小委員会をおつくりいただきまして、いま竹中さんが小委員長をおやりいただきましておるのではありませんけれども、この中で、今日まで、恩給審議会答申以来の数々の問題を整理をして、ある意味の戦後処理を含む軍人恩給等もあるわけでありまして、それなりの決着をつけたい。あと週休二日のことございすが、こういうふうな考えを進めていたものでありますが、その中でももう少し議論をさしていただこうと思つております。

郵政省にかかわる、これは洗つていきますと郵政省だけではありませんけれども、郵政省には旧来特定郵便局などというのでもございまして、これが公経理に移る云々という問題などもございまして、歴史がございす。これは前に申し上げましたから申し上げませんが、私は何遍でも同じ質問を繰り返すつもりでございすけれども、普通信手であるとか通信手であるとかいつておられた方々、大体十七、八年でやめておる方が多いのでありますけれども、その局長さんの方は期間通算が全部できるようになったわけでありまして、その中で同じように働いていた方々が、共済などでもやってまいりまして、共済の長期と恩給と対比をして計算してみたら、前回これまた申し上げましたから繰り返しますが、選択権を与えていただくことにした場合に、果たしてどういう結果になるだろうか。これ、郵政省にお願いをいたしました。サンプリング調査みたいなことをやつてやっていた結果が、郵政の共済関係で受給者が八万一千人おいでになる。八万一千

人のうちで、通信手、通信手の履歴を持つておる者が約一万七千人おいでになる。この中で、通信手、通信手の履歴を持つておる方の期間の一部または全部を恩給公務員期間に算入して計算してみた場合、現在より年金額の高くなる人が一万四千人おいでになるというわけですね。一万七千人の方々のうちで一万四千人がよくならないわけですね。

そうしますと、制度上出てきているこの種の職種でございすから、局長さんも期間通算をしていられるのでありますから、当然、その当時一生懸命働いていた方々、末端で一番苦勞されていた方々、われわれにとっては先軍でございすが、こういう方々についてこそ改善を考へてしかるべきであらう、こう思ひまして前回この点を指摘をしたわけでありまして、この件について、当時御検討いただくことが、議事録にございすようにお約束をいただいた中心なものであります。ところが、その後御検討をいただいたかどうかというのをとまもつて郵政省並びに恩給法の方々に承りたいのであります。いかがでございすか。

○魚津説明員 答えたいします。

昨年先生から、ただいまの問題につきまして本委員会の十月二十八日におきまして御指摘があったわけでございす。その際にも申し上げたとおりでございすけれども、心情的には先生の御指摘になる点が非常に理解できる点がございす。しかしながら、この通信手、通信手を恩給公務員として扱うかどうか、そういう点につきましては制度的な、総合的な整合性というものも非常にございす。またあり方というものもございすので、私たちといたしましては、主務官庁としての恩給局に、先生から御提起のある論点でございすとか、それから、実は通信手あるいは通信手の経験等をなさつておる方がその後退職などをなさいますと、日ごろ私たちに要望としてお話しされる点があるわけでございす。そういう点につ

方という点をいかにして調和させるかということ恩給局に御検討と申しまして、どうか考究をお願いしてある次第でございまして、そういう意味で今日まで接續を続けてきた次第でございす。

○大出委員 魚津さん、ちよつと待ってください。大変お忙しいところをおいでいただいて、お待ちを恐縮なんでありまして、前回調査は、ここにも書いてありますけれども、抽出二％という形の調査をおやりいただいたわけであ

りますね。これをもう少し、これはお願いでありますけれども、幾つか拾つてみて、私がこの間申し上げましたのは、在職年数で二十年、二十五年、三十年、三十五年、四十年とこう当たつたのですけれども、実情は、もつとすれすれでやめてい

方またたくさんあるわけですね。こころの方々の、つまり、この間伊豆の長岡で、つい先日だと思ひますが、長岡の福祉会館でこれらの方々お集まりになつていろいろ議論されたようであります。そういうこともありますので、一％の抽出調査を、もう少し具体的に中身を出していただけないかという気がするのです。たとえば、ケースケースで、何年の方でこういうケースになるかということなどをもう少し当たつてみていただけないかという気がしてゐるのでありますけれども、これはお願いしておきたい。

急な御検討をいただきたいことを申し上げたいのですが、そういう角度でお答えいただきたい。

○菅野政府委員 いまお話しのような経過で前国会当委員会が議論があったところでございます。そこで恩給局といたしましたのは、郵政省の方からいろいろな資料をいただきましたりしておりますし、それからもう一つは制度の非常に基本にかかわる重大な問題でございますので、そう急には議論が進みませんけれども、恩給局の中にグループを設けて議論を闘わしているところでございます。

○大出委員 総務長官の時間がございせんから、あと二問ばかり承りたい。

この件、長くお待ちいただきましたけれども、私は実は当時通信手、通信手の諸君と一緒に昭和十四年に郵便局に入ったわけですから、一緒にやってきました仲間でございますから、実情を知っておりますだけに、何とかこれは前に進めたいものだという気がしているわけでございまして、さっきちょっと触れましたようなサンプリングならサンプリングでいいのでありますけれども、大体一〇、どのくらいのことになっているかという資料がございましたらぜひいただきたいと思ひまして、この席で要求させていただきますと思ひます。

それから、恩給局の皆さんの方でもこの議論をなさっておられるようでありますけれども、その問題点がございましたら、一通ぜひ聞かせていただきますようお願いいたします。魚津さんどうもありがとうございます。心配になりますので、お出かけいただきました。

それから次に、中略さんもかつて取り上げておられましたけれども、日赤の看護婦さんの件、私も前に一遍質問したことがございますけれども、今回の恩給改正に当たって、この問題はどうかふうにお検討いただき、どういってお考えになつておられるのかという点、これは共済で処理するという

方法もなくはない、あるいは恩給の方でということもやってみるべきではないかという気がするのでもございますが、ここで議論はいたしません。約三万三千という方々、正確に言えば三万三千五百名ぐらいの方々が該当者としておいでになるというところでございまして、議論はこの委員会ですで行っておりますから多く申し上げませんが、考えただけひとつ承つておきたいと思ひるのでござい

○菅野政府委員 いま通信手、郵便手のお話がございましてけれども、その問題と関係はないのですけれども、身分の問題としては非常に関係があるわけでもございまして、いま言われました日赤救護員の問題はさらに一つ問題があると思ひます。それは、日赤救護員そのものは、やはり非常に広い意味の公務員でないという基本的な問題がまずあるわけでもございまして、御存じのように恩給法上公務員というのは、また狭い範囲のものがございます。

そこで、より基本的な問題があるわけでございすけれども、ただ業務そのものを見ますれば、確かに戦場で兵に近いような御苦労されたことのあるわけでもございまして、これが果たして恩給の問題なのか、あるいはその周辺の問題なのか、あるいは、いま言われました身分の——さらに公務員というふうにいたしましたところでまた身分上の問題がございまして、お話しのごいしました共済の問題にもかかわつてくる問題でございます。そこで、非常に基本的な問題とそれから多方面にわたる問題とということでございまして、恩給局としてもいままでもいろいろ資料を集めたりして検討いたしておりますけれども、当委員会の種々の議論をさらに拝聴いたしまして、どういふ点で解決方法があるのかということを含めまして、これから勉強させていただきたいというふうに思つております。

○大出委員 竹中さんを中心にお願ひしている小委員会の方もございまして、ぜひひとつそこらとも関連をして検討させていただきたいと私も

の方も思つておりますので、ぜひひとつ前に進めていただきたいと思ひます。

もう一点、時間がございせんので簡単に申し上げておきますが、この老齢福祉年金などの併給問題が、今度の法改正の中で取り上げられております。

〔竹中委員長代理退席、藤尾委員長代理着席〕

この問題でかつて裁判などもございまして、ここに当時野呂さんが質問した議事録がございすけれども、結局裁判所の方向というの、国の政策的な次元の問題だということになってくるわけでありまして、そういう意味で、この今回の、併給引き上げと一口に言つたらいいと思ひますけれども、この問題についても少し技術的に考えられないかという気がするのです。これは枠を外してしまつて、完全に併給するということと制限を取つてしまつてないかという感じがする。生活保護基準を調べてみましても、この間承つてみましたら、加算額等がございすから、七十歳の単身の男子で月額四万一千二百円から五万三千九百九十二円ぐらゐでなんですね、老齢加算が入りますから。そうなりますと、これは制限を外してしまつてもいいのではないかと、この感じが私にはするものであります。総務長官の時間間がございすから、ここでこれを議論している時間がない。したがって、そのところを、これは後ほどまた議論をいたしますけれども、総括的に承つておきたいのであります。ここらはどうお考えでございすか。

○菅野政府委員 老齢福祉年金は、先生御存じのように国民年金法に基づくものでございまして、いま対象になつておられるような方々で恩給を併給されておられる方々、併給をいたしますか、恩給が出ておられる方々、併給をしない方々、恩給を併給する方々、併給問題だと思ひますが、その問題に關しましては、恩給では別にそれを減らすとかふやすとかいふことを全くやらないわけでもございすので、老齢福祉年金というものの性格から議論が

なされるのではないかと、どういふふうに思ひます。総理府といたしましてはちよつとお答えしにくい問題でございます。

○大出委員 これは前から議論のあるところでございまして、老齢福祉年金をこしらえたときに、この制限をお年寄りの方々が非常に激しく反対をなさつた歴史があります。

〔藤尾委員長代理退席、竹中委員長代理着席〕

いまお話しのように恩給の方では制限を付してないが、向こうが付しているからこういふ結果になるのだという、私はやはり恩給の方がせつかく制限を付してないのに、向こうが付しているからこういふ結果になるという場合は、それこそ総理府にある公的年金制度調整連絡会議という大変長い名前の会議、総理府にそういうものがあるでしよう。私は一遍その責任者はだれだといつて出てきてもらつてやつたら、やれ三本立てで考へていくとか四本立てで考へていくとか、考へてばかりいてこれは何にも調整しない。カンガエルというのは土の中つて決まつていゝんで、これは何にもやつてない。ずいぶんひどいものだと思つてびっくりしたので、それが総理府の傘下の恩給局の方々が、これは向こうの方のことだからと、こうおっしゃる。そうではなくて、だから取り上げたんだが、総務長官、本来総理府にそういうものがあるのだから、総理府の中でいまのやつは、恩給は制限を付してないが向こうが制限してつて、おのづかは、後ろを振り返つてみていただいて、おたくの中の調整会議にかけてください。何でそれをやつてくれないうのですか。いかがですか。

○植木国務大臣 公的年金の歴史的な沿革や実態のそれぞれ調整をやらなければならぬというところは十分承知しております。この点については各省庁と全然連絡をしていないわけではございません。たとえば障害者の問題でありますとか遺族の問題等につきましては、できるだけこれをそ

そこで、こういった問題についての日本とアメリカ等々を中心いたします対外関係、こういった問題についても伺いをいたしたいと存じますし、また今度のロッキード社の売り込みに関する非常に不徳義な問題、こういった問題が、本来私どものこの内閣委員会の主管をいたしております防衛正面に關しますいろいろな問題、これとの関連が非常に多い、こういうことになっておりますから、この二つの観点を合わせて、いろいろと後ほど伺いをいたしたいと存じます。しかしながら、せっかくこういう法律案が出ておりますので、これと関連する問題を二、三お伺いをして置いて問題に入りたいと思います。

ただいま、在外公館の位置あるいは給与、これに關する法律をお出しになられました、新たに南米に一つ、それからアフリカに三つ、それから中東に一つ、東南アジアに一つの総領事館、これの改正について御提案になられておるわけであります。

そこで、こういったことを最近ずっと痛感をして見ておりますと、何といひましても、先進諸国の間ではいろいろ大きな変化があるということは、これから在外公館については余りない。主としてアフリカでありますとかあるいは中南米、東南アジア等々の移動について在外公館を設ける必要がある、こういうことで本提案もなされておられるわけでありまされども、国連の構成等々を見ましても、たとえばアフリカならアフリカという地域を見てみますと、百四十数カ国のうち四十七カ国を占めておる、こういうことのごときでございます。そこで、私どもの対外関係、こういった外交上のいろいろな措置、当然必要などころに必要な機関を設ける、あたりまえのことでございますけれども、そういうものから考えてみまして、中東であるとかあるいはアフリカであるとか南米であるとかというような地域の特長な、たとえば国語なら国語というものがある。そういうものに通曉しない方々をたくさん在外公館に出すということに大方

なるのだろうと思ひますけれども、そういった点で、外務当局のこういったいろいろな外交上の進め方について大きな欠損がありはせぬか、私はこう思っておりますけれども、この点は大員でも官房長でもいかがお考えになっておられますか。

○宮澤外務大臣 御指摘のように、最近独立をする国々がたゞいま御指摘のような地方に非常にふえてまいりました。わが国はこの国とも親善関係を結びたいと考えておりますが、ことさらに、それらの国から申しますと、今日、いわば屈指の経済大国になりましたわが国が、大使館を開く等のことをするかしらないかというところは先方としては非常に關心を持ち、あたかも、わが国はそういたしませんと、何か輕視をしておるのではなかつたかと思はれるような状況がございます。したがひまして、そのような誤解を招きませんためにも、できるだけお許しを得て大使館を開き、人員を十二分に置きたいと考えておるものでございますが、御指摘のように、新しく独立いたしました国々の中には、言語の關係で、従来外務省がそれに適した人材を十分には持つておらないという場合が少なからずございます。ことにアラビア語等は、その一つでございますが、そのような極端な例になりませんにいたしましても、仮にフランス語にいたしましても、ソ連語にいたしましても、このような国がふえました現状に、上は大使から下は若い人々まで十分対処できるといふような体制に今日なつておるとは申しがとうございます。したがひまして、私どももいたしましは、やや遅まきではございますけれども、そのような人々の養成にかかつておるわけでございまして、突然大使にそのような要員を得るといふことも困難でございますけれども、時間をかけまして養成をしていくということにたゞいま努めておるわけでございます。

○藤尾委員 ただいま御指摘になりました政府の、あるいは外務省の姿勢、こういったものを見ましても非常に受け身の姿勢でございまして、積極的にそこに溶け込んで、そこに大きな日本に対する友好と支援を得ていくという積極姿勢がきわめて乏しい。これは宮澤外務大臣でございすから、慎重にそういうお運びをいたしておるのにはありますが、そこでごいいますけれども、そこに在り外公館をつくらないうと、相手が非常にいやな気がするだろうというふうなことではいけないのでございまして、私ども日本の国は軍事力を持たぬが、対外的に大きな力を持つていく、これは道義と私どもの主張を評価して賛同してもらう、そういうものが力になつていくわけですから、やはりそういった努力を積極的に進めていくという姿勢がなければ、日本の外交は外交として伸ばしていくわけにはいかぬ、私はそう思うのです。そういう点から言いますと、たゞいま遅まきながらなどと言っておられるのは、きわめて私は先見性に欠けておる、まことにいままで三十年間、戦後だけ考へてみましても、何をしておつたのかといつて指弾を受けても仕方がない、そういった大きな欠陥がそこにあつたわけである。いま大臣はアラビア語という一つの代表的なことを言われたわけでございますけれども、アラビア語なんというものは、これは何といひましても最近出てきたようなものではなくて、古い言葉であつて、古くから地球上の大きな地域を占めておる代表的な民族と言語でございます。そういったものに通曉してないような、あるいはそういったものに通曉してない人が非常に不足をしておる、たまたま油の問題とかなんとかというふうな非常にバイタルな問題が私どもに起つてきておる、そこであつてということでは、これは話にならぬということだと思ふのです。現実には、これはそんなことをお聞きをして恥をかかしても悪いわけでございますけれども、中東あるいはアラビア語諸国、これは全部国を合わせますと相当な数になる。そこらにたゞさんの在外公館がある。その中でアラビア語の本当によくできる、堪能な、外交的見識を持つた方がどれだけおられるか。数えるぐらいしかいないでしよう。一国に一人もない。そういう状況なんです。

そこで、いま外務大臣が御指摘になられたような努力をこれからいたしますということになろうと思ひますけれども、いまだどんなアフリカがそうやって国を増してまいりまして、国連の中で四十四カ国も占めておるというふうな状態の中で、それでは私どもにいままでもつきり縁のなかつたブラックアフリカカンというもの、これは共通語が必ずしもあつたわけではありせんけれども、わりあいにそれに共通してある言葉を採せば一人だつておりますか。そういった方々が非常に努力をせられましても、言語的なそういった親近性もなければ何もないような外交官が非常にたくさんお出かけになられて、非常に大きな仕事をされていく。私は非常にむづかしいと思うのです。その効果は上がらぬと思うのです。そうじゃありませんか。いかがです。

○宮澤外務大臣 まことにどうも、御指摘のとおりだと申し上げざるを得ないのでして、アラビア語の専門家にいたしましてもきわめて限られておりますし、また民間にそのような人たちは非常に需要が多うございますから、にわかに採用するといふことも困難である。スワヒリ語はもとと少ないのであらうと思ひます。アフリカでございまして、いわゆる旧植民地の關係で、フランス語あるいは英語などがかなり使えるのではありますけれども、それにいたしましても、英語の場合はともかく、その他の言葉になりますと、いま大使に出ますのがちやうど戦後外務省に入りました人々が何人か出ておるといった程度で、戦前の人も相当おりますから、なかなか大使といったようなところにはおられません。それらの語学を駆使できる者が十分にはおらないというふうな現状であります。私どもも苦慮しておりますことは、残念ながら御指摘のとおりであります。

○藤尾委員 そういうことになりますと、そういった欠陥をカバーする方策が考えられなければならぬ。そこで、余りいいことじゃございませんけれども、民間団体の協力を得るということに、予

算の中にも、これは非常に類が少なくて私は話にならぬと思ひますけれども、いろいろな協会とかなにかというようにもの若干の補助金を出しているいろいろなことをやっておられる。そういうことも全く九牛の一毛なんですね。実は私の友人で長い間フランスにおりました新聞記者が、これでもう十五、六年になりますか、アフリカ協会というものをつくって、その事務局長をやつてずいぶんまじめな努力を続けておられる。そして毎年毎年私どものところへ、予算の時期になると、何百万円かの予算を、こしはどうかというふうなようなことを言つてこられる。そのアフリカ協会の場合には、今度はスワヒリ語の専門家を養成するために在外留学生というふうなものをとにかく十人つくつて出そうということですね。こういう大變りつぱな事業をやつておられる。これに対して、いままでいろいろな努力をしてこられたそういう事業全体に対する補助金が年間五百万円ですな。それで、しかもあなた、こしは削つてゐる。それで、そういう姿勢では、とてもじゃありませんけれども、あなたの方の考へておられるような事業が軌道に乗つて展開をしていくというわけにはなかなかまい、そう思つておられますので、これは返答をいただくにしたら、相済みませんということだけでございまして、ようから返答はいただかぬことだけでございますが、十二分にお氣をつけていただきたい、そう思います。

そこで、本論にいいよ近づいてまいるわけでございまして、これはけさの新聞でございまして、各紙一斉にそういうことが出ておるわけでございますが、「ソ連に注意を喚起」ということで、外務省が代理大使を呼んで北方領土の書記長報告について注意を喚起された。非常に大きく取り上げられておるのです。これは非常に大事な問題でございまして、日本国といたしましてはこの種のことを忘れてもたつては困る。私は外務省の外交政策、これは後で防衛庁も同じこととございすけれども、日本の生存あるいは日本の今後

の対外政策、そういうもののの中で、非常に長期的な、しかも絶対にどんなことをしても私どもはこれを貫くまでは譲れぬというふうな根本的な問題がある。と同時に、これと並行いたしまして、場合によれば、相手の出方が変わればまた変わるといふような中期的な問題もある。また、何か起つたらすぐそこで手を打たなければならぬという短期的な対処の仕方という、こう葉張りですわな、そういう政策もないことはない、必要である、こういうことだろうと思ひますけれども、少なくともソビエトとかあるいは中国とか、あるいは東南アジアとかアメリカとか、ヨーロッパでも同じでございまして、国連とかいふものに對する私どもの外交姿勢、これはいろいろなことがありますね、その中でもいろいろなことがある。そういう中で、たとえばこに出てきておる北方領土の問題、この問題を一体どう考えるかというふうなことは、これは私どもとして一歩も、半歩でも譲るわけにいかない。絶対的な要請です。中には、余り事情に明るくない方が、思ひつき何か知りませんけれども、中間的に北方領土のうち何れ何れの要求しておる四島の中の二島はすぐ返してもらえそうだから、これは返してもらう、あと二島についてはこれはペンディングに上へほうり上げて、これは後々の問題として、懸案として考えていこうではないかというふうなことを言われた人も中にはおられますけれども、そんな者は一億分の幾つかでございまして、これは、私は日本国民一億の立場から考えてみまして、一億が一億譲つてはいかぬ、こういう基本的な問題だと思ふのです。

同時に、今度は私どもは立場を変えてみて、そこでしゃべつておるソビエトのブレジネフ書記長、この人の立場も戦後ずっと一貫して彼らはそういうことを言つてきてゐるのです、あるいはこれは変わるかもしれないけれども、そして、これが言つておる場所、これは何といひましても党大会ですから、晴れのひのき舞台みたいな場所です。そこでそういうことを言つておる。勝手に

日本の国で根拠のないことを言つておるようなやつが、そういうことを言つても兩國關係の上にプラスすることはありせんというふうなことを言つてゐるんですね。こういう問題、そのたびごとに注意を喚起するといふようなことにならんですけれども、注意の喚起ぐらいのことではいいんでしようかね。いかがです、これは。

○宮澤外務大臣 いわゆる北方領土の問題につきましては、わが国はポツダム宣言を受諾して第二次大戦が終了いたしましたけれども、この北方四島といふものは、過去のいかなる時代においても、わが国が他国からいかなる略取をしたと言われるような領土ではないわけでありまして、それは一八五五年の日露条約がきつめて友好裏に、ウルップ島と択捉島との間に國境を定めたといふことでも明らかであります。

この点については、ソ連側も、かつて私どもとの交渉でその点に異存を申したことはございまして、かつて、近くのことだけをとつて申しまして、当時の田中首相がモスクワを訪問いたしました、以来この問題についての交渉が再び毎年行われるようになりました。今年の一月にもグロムイコ外務大臣と私との間で交渉が行われました。不幸にして妥結をいたしておりましたが、わが国の立場は、藤尾委員の言われますごとく、これは世界どこで主張いたしましても筋道の通つていない立場であります。したがって、この点はわれわれとしては忍耐強く主張していかなければならない。過般、ソ連のブレジネフ書記長が党大会において、この問題に言及したか見える発言をしておられますので、この点について先般、ソ連大使がちょうど党大会出席のため不在でございまして、代理大使を招致いたしました、わが国の立場を再び強く申し述べたという経緯がござい

ます。わが国として、われわれのどこに出しましても誤つていないと思はれる主張を力強く貫くというところは、これは御承知のようにできない立場でありますけれども、しかし、われわれの主張が間違つていないということが明らかでありますので、これは忍強くわれわれの主張を主張としてしていく。それによつて、ソ連がこの主張を認めるということが恐らく自国にとつても有利であるといふふうに判断をするような状況というのが私は生まれないとは限らない。そのような状況をいかにしてつくり出していかうかということに私どもはやはり最大の努力をいたさなければならぬといふふうに考えております。

○藤尾委員 いまの大臣の考えの中によくあらわれておると思ひますけれども、私は、外交というものはそのためにある。あなたはいま、力によつて相手をフォースするといふことはできないといふことを言われましたけれども、力にもいろいろある、経済的な力もあれば文化的な力もある、そのために外交というものがあつて、外交活動というものはあるのですから、やはり世界で、たとえば百四十四の國のうち、百四十幾つあるのか知りませんが、ほとんど、共産國二、三カ國を除いては全部賛成だといふぐらゐの國際的世論をつくり上げることに成功すれば、それは非常に大きな力なんです。それで、ですから、私どもはそういう意味では、やはりそういう力をつくれるような活動を現に進めていって、そういう私どもの主張をやはり力にしていかなければならぬ、そういう努力が必要ですよ。それで、私は私どもが力がないからといふことでなくて、やはり世界の大勢を動かして、力づくでもやる、あなたの方を考慮させてみせるといふぐらゐの積極的な意向を、これまたお持ちをいただきたい。これも返答は要りません。

そこで、お次は中国でございまして、ただいま御案内のとおり、周恩来前首相が亡くなられてしまつて、非常に私どもよくわかりませんけれども、新聞等々にあらわれてくるいろいろな報道を通じてみますと、ちやうどおもしろい何かひよいとなくなりまして、後、収拾がつかないような情勢が何か起りかけておる、そういう感じが私どもには

ひしひしとしてするわけでございます。その中で、昨年から、その前からも同じでございますけれども、政府あるいは外務当局は中国との間の平和友好条約というものを結んでいかなければならぬ、そこに覇権という主張が出てまいって非常に困惑をしておる、それを何とか調整しなければならぬということで非常な努力を続けてこられた、いまだにその基本的な解決のめどというものは立っていないのか私には知りませんが、いけれども、こういう情勢になりますと、これはいやでもおもうでも私どもの態度、私どもの考え方、相手方の考え方、そういうものの中にこれは微妙な影響が出てくると私は思っております。あるいは大臣のお考えはそうでないかもしれませんが、この点は大臣も注意深く毎日毎日をごらんになっておられて、そうしていろいろな情報を収集をせられていろいろな御判断を願っておると思えますけれども、いまこの大陸の、いまいろいろな新聞に報道をせられておるような情勢、そういう情勢と、その覇権という問題に対する相手側の物の考え方、それがどういう方向に動いていっておるか、もし、大臣は大臣として、この際言った方がいいと思われれば御紹介をお願いしたいし、それはいまこの際余り言わぬ方がいいということであればそれでも結構でございます。お答えをいただきます。

○宮澤外務大臣 ただいまのお尋ねに對しまして、批判にわたることは差し控えますけれども、私の見ておりますところを申し上げます。

この条約締結につきましてのが国の考え方は、中国側にかなり明瞭にそれとして受け取られておるといふことは、私はすでに昨年の秋過ぎの段階からさように信じてよろしいと思っておりますのでございいます。そうして、そのよくなわが国の物の考え方は、中国において真剣に検討せられつつあったというふうに考えております。

しかるところ、今年に入りまして周恩来首相が一月に亡くなられて、そして鄧小平氏がその跡を継ぐであろうというのが大方の予想であつたわけ

でございますけれども、現在のところ華国鋒氏が首相代理ということになっております。

他方で、昨年の十一月ごろから、北京の大学におきましていわゆる教育、学習についての論争が行われるに至りまして、それが今日では発展を遂げていわゆる毛主席の教えをどのように解釈すべきかという論争が相当表面化しておるよう存じております。で、このような論争がいかに決着するかということにつきましては、残念ながら判断の十分な材料を持っておりません。しかしながら、半ば公式の政府機関と思われる中国の新聞等が、これはきわめて重大な事態であるというふうな言明をしておりますことから判断をいたしますと、ただいま中国としてはこの問題の処理を最優先にするところでございます。そのように私は事実関係を見ておるわけでございます。

他方で、外交の責任者である喬冠華氏はなおその地位にあるというふうな存じておりますので、その限りにおきましては私も従来、たとえば私が喬冠華氏といたしまして昨年の会議等というものは、なお中国の首脳部にそれを熟知する者が外務大臣として、外交の責任者としてとどまっております。たゞいまのところ、現在の中国の事態を、中国自身の半公式の新聞自身が重大な事態であると述べておりますところから考えましても、そのことに中国の政治の最も優先した度合いが与えられる、最優先の事態として中国の政治がたゞいまの国内の問題を考へておるということは、恐らく否定できない事実であらうと思ひます。

○藤尾委員 この問題は非常に大きな問題で、しかも相手方にいたしまして、これはあるいは非常に不遜な言葉になるかもしれませんが、毛沢東主席にいたされましても八十二歳でいらつしやるわけでございますから、これは健康上いろいろな支障も出てまいっても仕方がない、そういう予測は十二分にしておかなければならない。そういうときに、そういうおもしろいかもしれませんが、もう

ろいろな波動が起こつておる、まあ起こりつつある、あるいは起こるかもしれない、そういうような情勢でございますから、今後の推移はよほど慎重にござらなければならぬ、ここでであつて、どうも私ももの中国に對する態度を変えられないといふことは、これは一つのりっぱな考え方でございます。これはこれに筋は通つておりますから結構でございますけれども、私は、ここでやたらに押していくというふうなことは、やはり諸般の情勢、大勢というものをよくごらんになつてあそばさないと、後であのときとちよつと早まったわいといふことではこれはなかなか済まぬといふことになりがちでございますから、十二分に御注意をお願いしたいと思います。

そこで、その次に東南アジアでございますが、この間、御案内のとおり、インドネシア、フィリピン、シンガポール、マレーシア、タイの東南アジア五カ国がバリ島でバリ宣言というものをしました。何か伝え聞くところによりますと、本當かうそか知りませんが、わが国の総理大臣もその会議に呼んでもらいたかつたようなことを意思表示をされたのかさねなかつたのか知りませんが、結局はそれが実現いたしませんでした。東南アジア各国では、あの人たちがすれば、よその国の影響を受けずに自分たちだけで話したい、そうして自分たちだけで話を進めて一つの宣言をおつくりになつた、こういうふうなことで、やはりこの東南アジアに對しまして、田中前総理がタイやインドネシアに對してになつた非常に不愉快な目にお遭ひになつたというふうな前例もあることでございますから、そういう状況を十二分に御把握になつてお進めになるものをお進めになつて、また大きな亀裂になつてしまつて、そのこと自体がまた大きな亀裂になつて、後で修復するのに数年を要するといふようなことになつても余りいい結果ではない、私はそう思ひますが、こういふことについては外務大臣はどうお思ひでございますか。

○宮澤外務大臣 先般、いわゆるASEANの諸国の首脳会議が開かれました。それはASEAN史上初めてのことであつたわけでございますが、やはり各国が関心を持っております最近における最も大きな事態の変化は、インドネシア半島の国々がいわゆる社会主義政権化しつつあるという事態であつたと思ひます。これに對する関心の度合いあるいは関心の方向は、いわゆるこれに隣接するASEANの国々となつてない国々としてニュージーランドがあつたように存じます。しかし、いずれの国々もこれらの国々となつてない形では共存をしまひたい、そしてその基本になるのは、やはり自分自身の国が民生を安定し、向上させることによつていわゆるレジリエンスを高めていくことであるといふ点では、共通の認識がASEAN首脳の間にあつたように存じます。そして、そのために、さらにはASEANの国々の間でまず経済というところから始めて、何か少しづつASEANとしての共同意識というものをつく上げていきたい、政治の面でもだんだんにそうしていきたいといふ、そのような共通の意思があつたと思ひます。そのために条約あるいは取り決め等が、あるいは署名せられあるいは今後検討せられることになりました。

そういう状況におきまして、わが国は、これらの国々がいわゆる自分の国の政治をよくする、自分の国の民生を向上させるということが基本であると認識した点に對しては、それらの各国の努力といたして、わが国としては、それらの各国の努力といたして、わが国のできる限り助けていく、相對の二国間の関係、あるいは場合によりましては將來多国間の関係になり得るであらうと思ひますが、そのような努力をこの際さらに強めていくといふことが、当面わが国として心がけるべき外交政策の基本ではないかと考えております。

○藤尾委員 そこで、いよいよアメリカでございます。アメリカは御案内のとおり十一月には大統領選挙が行われて、それまでに予備選挙と称せられるもので、いまこれからハチの巣をついたよ

うな騒ぎになってくる。ほとんど、アメリカの国内の関心の恐らく七、八割までがこの大統領選挙に集中されていくであろうと思えます。そういったときに、日本との関係というようになこともその大統領選挙の政策の一環として非常に影響を持つてくることだろうと思ふのです。

そういった時期にロッキード事件というものが表に出された。そしてアメリカの多国籍企業、必ずしもロッキードが多国籍企業であるかどうかという概念規定は別でございませうけれども、そういった多国籍企業の中のあるものが非常にお行儀が悪いということが表に出た。まあ私どもの場合にもこれは大変なことだ。日本国民一億のほとんど私は八割以上の関心がここに集まっていますという感じがいたします。そしてその裁量いかんでは——たとえば政府は、このロッキード問題については私どもの国に關する限りの詳しい資料提供をしてくれということをおっしゃられますし、また最高首脳である総理大臣は親書をもつてフォード大統領にこの問題についての協力方をお求めになつておられる。やがてその返書が来ると言われておりますけれども、そういうことになっている。

これでその返書がどうなるものになるか私はわかりませうけれども、実際問題としてそういう一連のことを政府としてあるいは外務省としてもおやりになられて、さてその結果出てくるものが、一体この忙しい大統領選挙を迎えるアメリカというものの対して非常にいい印象を与えるのか、あるいは私ども八割以上の国民がこれはこれはと言つて注視をして息をのんで見ておられるようなときに、何がやってくるか知りませうけれども、返事なら返事が返ってくる。そして、そういうものの結果が兩國関係の上により固い結果を示してくれるなら結構でございますけれども、必ずしもそうでないということになつていったならば、これはまた私は相當な責任を政府としてはお感じを願わなくやならぬ、そういうことではないか。そう思うのです。

極端なことで、私も余りいまの当面の問題を、まだ来ないやつをあれこれ言つてみるのは非常に謹慎でございませうから、これを他國に例をとれば、たとえばオランダの場合、本当かそうか知りませうけれども、現実のオランダの女王様の御夫君であるベルンハルト殿下という方のところに多額の金が行つたとか行かぬとかということになつて、オランダの場合には三人委員会というやうなものができて、さてそれをどうのこうのといふいろいろな事を進めておられる最中でございませう。しかしながらその際に、もしアメリカが何らかの形で不用意なこれに対するタッチの仕方といひますか触れ方をされませうと、あるいは場合にやれば——それは私はわかりませう、そんな事情はわかりませうから全然無責任な話でございませうけれども、私はオランダの政体自体の中に、政治体制の中に大きなひびを入れるかもしね、そういう責任をアメリカはしやべり方いかんでは負わなければならぬかもしね、というやうなことになるかもしね。そのことはオランダとドイツとスウェーデンとスペインと、あるいはイタリアとトルコとギリシャと日本と、場合が全部これは違ひますというわけでは私はないだらうと思ふんです。

そういうことも考え合はしてみて、これらの運び、そしてわれわれがいままでとつてまいつたステップ、そういうことが本當に適切なものであるかどうか、国民は私は、それは好ききらいは別です、しかしこれに非常に注目しておられる、そう思うのですが、そういう一連の措置は一体あなた外務大臣として、あるいは閣僚として、これはなさねばならなかつた非常に正しい手であつたと思はれますか。いかがです。

宮澤外務大臣 いわゆるロッキード会社についての調査あるいは公聴会等々はアメリカ自身の事情によつて行われたものであつたわけでございますが、その結果といひまして、わが國に關係のある情報等々が、わが國の立場から見れば完結しない、必ずしも十分に裏づけされた事実を伴つた

形でない形で流され、あるいは公にされ、報道されたということによつて、わが國に非常に大きな問題を引き起しておられるのが現状でございませう。したがつて、わが國としてはわが國独自の立場からこの事態を解明しなければならぬというふうな政府は考えておられて、すでにそのための調査、捜査等が行われ始めております。また国会におきましても証人の喚問をしておられるわけでございます。と同時に、わが國といひまして、この事態解明のためにはアメリカ側から利用し得るすべての資料をわが國が提供される必要がある。それによつてわれわれの解明に資する必要があると政府としては考えまして、事件の当初からそのやうな要請を米國政府にいたしております。

たまたま本院におかれても同様な種類の御決議をなされ、そしてそれと同時に、それを伝達いたしましたことと首相の書簡を大統領に提出をいたしましたこととでございませう。政府の考えはこの首相の書簡に盛られておりますが、仮にどのような情報であれ、真実の情報であれば、その結果わが國の政治というものはあるいは何がしかの傷を受けるかもしねない、しかしわが國の民主政治はこれに十分耐え得るだけのものを持つてゐるし、また日米關係そのものも、真実の情報の提供を受けるということがひいては將來に向かつてさらに伸展させるゆゑである、そのやうな首相の所信を述べた書簡を大統領に提出をいたしましたわけでございます。この点は政府といたしましての最終的なしるしとしての正式の考え方でございますので、それが首相によつて表明をせられたわけでございます。

この首相の書簡あるいは国会の御決議についての正式の反応は今日までのところまだ参つておりませんが、私の存じております限り、米國政府におかれても、この書簡に述べられました首相の考え方基本的には同意である、したがつて、米國としてなし得る限りの協力をすると、首相と同じやうな考え方、同じやうな哲學に立つて協力をしようというところが米國政府の基本的態度であるというふうには私は了解をいたしております。

と申しますことは、確かにこの事件はわが國にとつて不幸であるのみならず、日米間にいつとき、決して本来好ましくない影を投入したものであると思ふけれども、事態が真実によつて解明をされていく、そのために日米間の十分の協力があつたということによつて、日米間の基本はさらにこれによつて信頼、友好關係を強めるであらう、そのやうな首相の信念は政府全体の考え方でございます。

○藤尾委員 ただいま、これも内閣の公式なお考えでございますから、外務大臣だけが違つたお考えになるはずがないので、それはそれなりとしていただいておりますが、私が非常に心配しておりますのは、たとえば國務長官であるキッシンジャーさんが、新聞報道ですからわかりませう、私は知りませうけれども、ともかくも非常に肝心なもののキーポイントを押握つておられる方々の名前にコミットをしていくということになるとこれはえらいことになりかねないやうなこともありまして、司法長官、連邦裁判所を通じて、そういうものの公表あるいはその他に当たつてはきわめて慎重にやつてほしいというやうなたぐひの報道が私どもの新聞紙上にも出てきたことは事実でございます。私は、その間にいかなるものがあるか、そのことについてとかく言う資格は持つておりませうけれども、私の常識で考えてみて、非常にそのキーポイントを押握しておられる人たちが、もしそういう人たちがいるとして、そのキーポイントにおられる人たちが、あるいはそういう人たちが、そのキーポイントからその工作資金と申しますか運動資金と申しますか、そういうものを仮に受けたというやうな話、伝聞、そういうものがいろいろうたぐさんあつたとしても、それを証拠づける本當のファクトというものはきわめて少ないかあるいはないという方がより正確ではないかという気が私はしているのです。そういう場合に、そういう不確かな、裏づけのない伝聞のごときもの、うわさのやうなものをアメリカ政府の名において、公式な

日本政府からの依頼にたえて、それではかよう
でございませうというところで、あなたが言っ
ておられるような、本当に一つしかない真実を真
実として伝えて、一時的にいろいろな日本政府に
痛手があつてもそれにたえられと言つてきて
いるんだから、とにかく言つてやりましようとい
うような、責任のとりようがきつめて不明確なよ
うな事を言つてくるわけはない、私はそう思つ
ているのです。しかしながら、そういった本場の
—— いままでのいろいろなことを、たとえばアメ
リカの上院の外交委員会多国籍企業小委員会等々の
証言なんかでいろいろ出てきたものだけでもこん
なにたくさんある。そういった同じものであれ
ば、これは何も政府が特別に、総理大臣が親書を
出して、そうして協力をしてくれ、それに協力を
いたしましようというように、出てくるも
のは全く同じものということになれば、これは
一体何をしておるんだということになります。そ
うですね。そうかといつて、それじゃ、それから
ぐつと進んで、これだといふものが出てくる可能
性というものはきつめて少ない。ということにな
れば、その親書を出され、あるいは外務当局から
たびたびにわたつて要請をされておられるそう
いふ政治的なステップ、それは相手が相手だから
仕方がないと言つてしまえばそれきりの話です
けれども、そういった御努力の値打ちですな。評
価、そういったものがたつと落ちてしまふとい
う可能性はありませんか。心配でございませうけ
れども、いかがですか。

○宮澤内閣大臣 わが国としては、本件に關係の
あるすべての資料を米國側が提供されることを総
理大臣の名において要請をいたしておるわけで
ございます。

そこで、先ほど、キッシンジャー國務長官のと
られた態度についてのお話がありました。い
わゆる國務長官の名によりまして出されました
國務省の考え方は、これは文書になっておりますが、
二つの点を含んでおつたと記憶をいたします。
一つは、ただいま藤尾委員の言われましたよう

ないいわゆる伝聞でございませうとか、根拠のないと
申しませうか、平たい言葉でございませうが、そのよ
うな完結しない、いわゆる資料としての真実の値
打ちのないようなものが無責任な形で漏れたりす
ること、及び、真実であつても、それがプリアマ
チエナ、つまり未熟な段階において資料が出る
といったような、そのような二つの場合には、これ
は米國と他國との間、これはわが國のみを言つて
おるわけではございませう。御指摘のようにた
くさんの國についての話のようではございませうが、米
國と他國との友好關係を傷つけることによつてア
メリカの國益を損なう、このように考えるとい
うのが、國務長官が裁判所に出しました意見の概要
でございませう。したがつて、ここに述べられ
ておりますことは、アメリカ自身の調査が完結し
ない段階において早期に情報漏れること、及
び、いかなる段階であれ、十分な裏づけを持たな
い片々たる伝聞のごときのもが真実のごとく伝え
られること、この二つのことはアメリカ自身の國
益に沿うものでない、こういう判断を示してお
るわけではございませう。

したがつて私は、一般的にこのような判断
がアメリカ政府の判断の基本になつておるであ
らうといふことは、この書面から想像がでると思
ひます。しかしながら、今回アメリカ政府がどの
ような方針のもとにどのような協力体制を出され
ますか、したがつてどのような資料がわが國に提
供されるかといふことは、今後のことではござい
ますので私は判断をいたしません。裁判所に対し
て正式に、昨年の暮れに申しました米國國務省の
考え方は、ただいま申し上げたようなものであ
つたといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○藤尾委員 この問題につきましても、これは予
算委員会等々でも非常な御勉強になつておられま
すし、あるいはその結果どうなつたのか知りませ
んけれども、國會の中に特別委員会等々をつく
つてさらに進めていこうという計画もありのよう
でございませうから、そういったものが出てきた段
階でさらに厳しい、この問題の核心に迫つていく

ような努力が引き続いて行われるだらうと私は思
ひますから、これ以上外務大臣や防衛庁長官を前
にしましてお話を私が進めていつたところで大し
た益にもならぬ、そう思ひますからこの程度でや
めておきます。

そこで、いよいよその中身に入つていきたいと
思ひます。

私は、これはロッキードだけの話ではないよう
に思ひますけれども、今度のロッキード事件とい
ひますものが示しております日本に關する事件と
いひますものは、その発端が昭和三十三年のF86
にかかわるべき戦闘機の機種選定をめぐるとい
ふ巷間うわさをせられ、こんなに大きな——資料
がいっぱいありますけれども、要するにグラマン
かロッキードかと言われるような大騒動を起し
た当時の戦闘機の選定事件、これが一つ。

それからその後、これは大して問題になりませ
んでしたけれども、昭和四十四年に、それではそ
のM4と並行をして、M4にかつて主力戦闘機にど
れをすべきかといふことで起りましたF4ファ
ントムといひますものを決めた当時、そのとき
にあつたフリクション、これが第二。

第三番目に、いろいろいま取りざたをされてお
りますような昭和四十七年当時の、いままだ地下
に潜行をしておりますからわかりませうけれども
も、表に立つてきております問題は、ロッキード
の全日空に供与いたしました民間航空機のトラ
イスターといふ事件、あるいはこれと関連してお
るであろうと思われる対潜哨戒機P-3というも
のの選定事件、いままでの問題といたしまして
は、大きく分ければこういった三つの山があつた
のじゃないかといふ気が私にはいたしておるわけ
であります。

ところで、逐次それについて考えていかなけれ
ば、同じような問題が——これから私どもがF4
ファントムの後にあるいは意図することのできな
い次期戦闘機の決定、これは大出先生がこの前
委員会で非常に詳しく御質問になられましたけれ
ども、14にするのか15にするのか16にするのかとい
うようなこと、これも避けることのできない、通
つていかなければならぬ道でございませう。そう
いふ問題にこれは必ず波及をしていく。そうい
う意味で、私どもは過去のことにいつてとやかく
言ふということが主眼でなくて、そういう疑いの
目をもつて将来とも再び見られることのないよう
に、こういう意味合いで過去三回の山場を振り返
つてみたい、そう思うのでございませう。

そこで、第一の昭和三十三年、岸内閣當時行
われましたグラマン・ロッキード事件、これは防衛
庁でも、この問題に關して、あるいは予算委員会
等々のいろいろな関連でこれが問題になるとい
ふことを十二分に御承知の上に当時の關係者をお集
めになつて御勉強になつたと同つておりますけれ
ども、その当時の話をもう一遍簡単に結構でござ
いますから再現をしていただきたい、これは防衛
庁長官にお願いをします。

○坂田内閣大臣 今度のロッキード問題に關連
いたしまして、わが防衛庁で三つの機種選定につ
きましての山があるという御指摘でございませうが、
そのとおりであらうかと思ひます。この点につ
きましては、詳しくはいま防衛局長からお答え申
上げたいと思ひますが、まず第一番目のロッキ
ード・グラマンといふ問題につきましては、御承知
のとおりに赤城防衛庁長官、そして源田……（藤
尾委員「赤城防衛局長官です。その当時の防衛
局長官は左藤義詮さんと伊能さんでございませう。」と
呼ぶ）いや、私が申し上げましたのは、その後にな
りましてM4を決定されたことを実は申し上げて
おるわけではございませう、ロッキード・グラマン
のことにつきましては防衛局長からお答え申上げ
たいと思ひますが、M4の問題につきましては、た
だいま私が申し上げますように赤城防衛庁長官、
それからまた源田さんが調査団の團長として米國
に参られました、種々厳密な専門的、技術的調査
を行い、そして源田報告を出され、そしてまた自
分もM4に試乗されて帰つて来られたわけでありま
す、源田團長からお聞きをいたしましたところ
で、自分の機種選定についてはいささかも疑われ

ザーとしての立場からグラマンがよろしいといふことに決めたのでしよう。決めましたね。

○丸山政府委員　御指摘のように、当初永盛調査団を派遣をいたしまして、その結果、当時のグラマン社の実験機でございますが、F11F—1Fという航空機が最も適当であるという一応の防衛庁としての見解をまとめまして、そして三十三年の四月十二日に国防会議で、防衛庁の説明に従って

一応F11F-1Fを採用するということを内定をいたしております。

○藤尾委員 その内定をしたのがよかったか悪かったか、私はよかったと思うのですけれども、とにかく後でひっくり返ってロッキードの104になった。国防会議でお決めになられたわけですね、最終的には、一回決めたものを白紙還元されて、また調査団をお出しになって、そして源田調査団の結果、坂田防衛庁長官の言われたように104ということになったわけですね。その間に防衛庁が一回決めた、専門委員会にかけて、専門家がみんな集まって、純専門的に技術的に公正におやりになられてグラマンF11Fというのに決めた、そうですね。それがどうしてすり変わっていったのか。それはどういう理由だったのですか。これは国防会議の事務局長、あなたは国防会議の事務局長でいらっしゃるからかつかつてのそういう問題をお調べになつておられると思う。どういう状況でそれは変わりましたか。

○内海政府委員 いろいろ私も勉強いたしておりますけれども、結局先ほど防衛局長が御説明になりましたように、グラマンの製造しておる航空機に対するいろいろな観点の調査の結果、再びこれが適当でない、さらに調査団を出して再検討するというのが、ロッキードの方に移り変わった理由だろう、この辺につきましては、実を申し上げますと私も国防会議としてのそういうことに関する資料はございませんので明確に至らず、防衛庁の方にいろいろ資料が残っておりますので、防衛庁の方にさらにお尋ねしていただきたいと存じます。

○藤尾委員 あなたはかなり大べらぼうのことを言われますな。国防会議で一回決まったものを変えたんでしょ。そうでしょう。そのときの記録が国防会議にないですか。

○内海政府委員 この間に関するいわゆる国防会議の議事録というものはとっておりませんので、それらを説明できる材料がございません。

○藤尾委員 国民はとにかくこのことを非常に重

要に考えるわけですね。そうすると、国防会議におけるいろいろな決定、それについての議事録といまするものは今後一切とどめないですか。

○内海政府委員 これにつきましては過去の経緯を申し上げなければいけないと思いますが、第一回の国防会議が開かれた際に、国防会議の議事内容については閣議の議事に準じて議事は録取しない、いわゆるだれがどういふふうな発言をしたかというふうな問題につきましてはこれを記録しないという前提がとられておりますので、そういう内容につきましては何ら記録が残っておりません。議事録あるいは当時のいろいろ述べられております他のいろいろな新聞あるいはその他の資料によつてそれを承知しておるところでございます。

○藤尾委員 そうすると、その方針は今後とも一貫するわけですね。

○内海政府委員 特に国防会議において特別の決定が行われれば、私はそれに従いたいと存じます。

○藤尾委員 そうすると、これは歴史というものが非常にあいまいになる、隠されてしまうわけですね。

○内海政府委員 いま申しましたのは、だれがどういふふうなことを言ったかという意味の議事録がないということでございます。何月何日にどういふふうな会議が行われて、どういふ方が御出席になつて、そしてどういふ決定が行われたというところにつきましては明確な資料はもろろん存在しております。それは事実でございますし、存在いたしております。

○藤尾委員 そうすると、そういう問題をめぐつていろいろな憶測が行われるということになります、これから先つづつていられるその種の歴史というものは、憶測によつてつづられるということになります、そういうことですか。

○内海政府委員 国防会議におきましては、先ほども申しましたように、要するに決定あるいは国防会議の議員懇談会の了解というものによつて判

断する、これが在来ずっととられておるたてまえになつております。

○藤尾委員 私は余りべたべたと同じことを言うのはいやでございますけれども、この際一応防衛庁がグラマンのF11Fというものに決めた、それを国防会議で白紙還元したということは書いてある、どうしてそうなったかということとはわからぬ、そういうことですか。

○内海政府委員 私、いまここで申し上げる資料を持つておりませんが、さらに詳細国防会議に存在します諸資料によりまして明らかにして申し上げます。

○藤尾委員 私はあえてその問題をさらに追及したところで意味がありませんから言いませんけれども、そんなことでは日本の歴史というものがめめられる可能性がある。この点は申し上げておきますから十二分に頭に置いて、この次に国防会議の何かがあったら、そういうことを言ったやつがいるということを語っていただきたい。あなたもよく性根にしみてそういうことをお考えになつていただかなければ困る。よろしゅうございますね。

では、それはそれといたしましてやめますけれども、とにかくそのグラマンがいつの間にか白紙還元されて、そしてロッキードに移り変わつていく、その間に調査団が出たり入ったりするということになつておる、そうですね。そのときに、なぜ変わったんだという主たる大きな理由、それは防衛局長、御存じでございますか。

○丸山政府委員 これは一応私も調査いたしました、当時の閣議決定その他の資料に基づいての見解でございますので、細かい点について多少問題があるかもしれませんが、一応そういう前提で申し上げます。

先ほど申し上げましたように、三十三年の四月十二日にF11F-1Fというグラマン社の生産にかかわります要撃戦闘機を採用することを内定をいたしました、四月十五日の閣議に報告をいたしております。このときの国防会議の決定並びに閣

議報告、この文章を読みますと「次期戦闘機の整備について」ということで「航空自衛隊の次期戦闘機については、今後の計画を進行せしむる諸条件を整備するため一応F11F-1Fを採用することに内定する」ということが決められております。それから、御案内のとおり、機種内定後、国会におきまして衆参両議院の決算委員会、内閣委員会等におきまして証人喚問がございました。で、この機種内定の経緯についての審議が詳しく行われたわけでございます。

その後、三十四年の六月の十五日、このさきの内定を白紙に還元をいたしまして、さらに調査団を派遣するという趣旨の閣議了解がなされております。その文章を読みますと「次期戦闘機の整備について」これは三十四年六月十五日の国防会議決定、三十四年六月十六日の閣議了解でございます。「航空自衛隊の次期戦闘機の整備については、昭和三十三年四月二日の国防会議において一応F11F-1F(98J-11)これが新しい名称に変わつておりますが」を採用することに内定したが、この後F104は開発せられ、西独においてこれを採用した状況などにかんがみ、この際前記内定はこれを白紙に還元し、更に調査団を派遣するなど慎重検討のうえ次期戦闘機を決定する。これが閣議了解の文句でございます。

防衛庁はこの決定に基づきまして、三十四年の八月に改めて源田空将を団長といたします調査団をアメリカに派遣をいたしました。この調査団は、アメリカにおいて同年の十月まで八十日間、F102A、これはコンベア社の米空軍の飛行機でございます。それからF106B、これはF102Aの改良型でございます。同じくコンベア社、それからN156F、これは米空軍の試作中のものでございまして、ノースロップ社、それからF11F-1F、別名98J-11ということでございます。これは米海軍の実験機でグラマン社、これが前の内定の候補機であつたわけでございます。それからF104C、これは米空軍でロッキード社。この各機種を対象として、次期戦闘機としての運用上及び性能

上の見地からの適否を比較検討するため、米軍の協力を得て、調査団のみならず操縦するなどして実機について調査をいたしたわけでございます。この調査団は、十一月六日調査結果を防衛庁長官に報告をいたしましたので、防衛庁は庁議を開いてこの報告を検討した結果、調査団の意見を尊重してF104Cを採用することが適当であると認めて、このことを同日の国防会議に説明をいたしてあります。国防会議は防衛庁の説明を聴取した結果、次のような決定をいたしております。

三十四年の十一月六日国防会議決定、同じく十一月十日の閣議了解でございますが「次期戦闘機の整備については、さきに米國に派遣した源田調査団の報告にもとずき防衛庁において慎重検討の結果、決定した米軍の現用するF104Cを日本向けに改造する型を採用することを承認し、機数一八〇機外に訓練機二〇機を昭和四〇年度末までを目途とし國産する。」という決定をいたしております。

○藤尾委員 あなたのお読み上げになりましたのは、その当時の公式な記録のつづり合わせなんです。したがって、それはどこまでもその中身の真相を知らしておるものではございません。私は知りませんよ、本當言うと。本當は知りませんけれども、私の推察しあるいは伝聞するところを総合してみますと、そうでなくて、グラマンのF11Fというやつを一番初めに決められた。その前に出された資料、専門家会議で検討された資料、それに幸か不幸か間違いがあった、あるいは作偽があったということが、これがひっくり返る原因なんですね。そしてそこに専門家が登場をし、そしてその専門家を通じて児玉警士夫も登場してくるわけですよ。そして児玉警士夫が、当時の内閣あるいはあるいは防衛庁というものの間にいろいろないきさつがあって、そうしてこれが白紙還元、翌年の調査団再派遣、源田調査団というものに変わっていくわけです。私の問題にしたいのはそこなんです。いやしくも防衛庁という国民の税金を預って国の防衛の最大責任を

負うという、その防衛庁が依頼をした専門家の機種選定委員会で、出てきた資料自体が非常に改ざんされておるといふようなことでは、これは話にならぬということになりはしませんか。あるいはそういつたことが表ざたになってくる、その自体に非常に大きな問題がありはしませんか。それが今日ずっと続いてきておる日本のこういった機種選定にまつわる体質であるとか、あるいは日本人のメンタリティーの非常に大きな欠陥と言ふべきか、そういったものと関連してきておる、そこにつけ込む余地が出てきておる、そういうことだと思ふのです。そういった事実はなかったのですか、あったのですか。

○丸山政府委員 ただいま先生の御指摘の点は、防衛庁としての決定が行われる以前においてそういう調査の段階での問題があったかどうかということでございますが、この当時私も、いわゆる専門家会議というのに対して防衛庁が諮問しておったというような点は、ただいま私どものいままでの調査では出てまいっておりません。この点について、最初のF11Fというグラマンの要撃戦闘機が候補機として決まる過程においての決まる理由でございますが、これについて左藤防衛庁長官が国会で選定の理由を述べておられます。特に問題になりましたのは104との関係でございます。その分をちょっと読み上げさせていただきます。その機会に特にF11FとF104について比較検討いたしました点を申し上げますと、速度、上昇力に關する限りF104がF11Fにまさることは明らかであります。機体の安全性、操縦性、離着陸性能、所要滑走路の点におきましてF104はF11Fに比べてかなりの難点を持っております。特にエンジンがとまりましたときにおける沈下率、着陸時における着速等においては、安全性と操縦性においてF11FにF104に数段劣ると考えられるのであります。こういう点を指摘されておりますので、この時点において、やはり104が問題になりましたのは、104の安全性という点が一番問題であったように思わ

れるわけでございます。

○藤尾委員 私ども実はそのくだりは研究しておるのです。しかしながら、そのときのテーマになりましたF104というのは、F104Cでなかったということなんです。それは104Aであったということなんです。そこで、ロッキード側からそういった問題、ロッキードというのはいつでもそのところが奇妙な会社だと私は思いますが、そういった時期になりますといつても後から出てくるんですね。ほかのところより後から出てきて、必ずそれに匹敵するあるいはそれより優秀な性能のものを持ってくる。変な会社なんです。そうして防衛庁が決められるときのF104というのはF104Aなんです。そしてCがでます、だからグラマンのF11Fというものと比べると、改良型のCでもって並べてもらわなければ困る、こういうことでこれは変わっていくわけですよ、本當は。そういつたことがあって、そのことによつて国防会議の内定がひっくり返っちゃうんだから、頼りない国防会議だ。そういつた経緯があったというのを今日われわれはよく頭の中へたたき込んでおきませんと、また同じようなことをこれから先もやったのじゃいかぬという意味合いで私は申し上げている。そういうことなんです。本當のことをいうとそんなことはどうだつていい。

そうして、そこに児玉警士夫なる者が登場してきて、そのときは児玉警士夫の言い分は正しいのです。ですから、これの言い分によつてみんなひっくり返っていくわけですよ。なるほどそうかというところになっていくわけですよ。それで初めて児玉警士夫とロッキードというものは結びついていくわけですよ。

そうして、それが第二の山の昭和四十四年になつて、そのときも皆様方は、アメリカ自体がベトナムで非常に大きな経験を持っておるF4ファントムというものを採用された。当時の防衛庁長官は有田さんですね。それに対して今度は児玉が文句を言うのですね。おかしいじゃないか、この公開質問状に答えるというように言う。そ

のときには、児玉警士夫なる者はロッキードの販売人になつてしまつてゐるわけです。そしてそのこと自体が、防衛庁の決定に対する公開質問状という形の、要するに異議申し立てになつてゐるわけですよ。幸いにいたしました、その異議申し立ては何らの効果を及ぼすことなく、防衛庁はやっぱり態度をとり続けられました。国防会議またこれに対して正しい判断をせられて、そのときは問題がなかった、そういうことになつてゐるわけですよ。

そうして第三段階の今日になつてきておる。四十七年にいよいよなつた、こういうことなんです。ただいままで予算委員会その他においていろいろ行われました問題は、主としてこれは田中内閣の出現、日米会談、そして大型機の買付け、それから全日空のトライスター導入というところがばつぱつといくものですから、そこで児玉警士夫、小佐野賢治、何々ということになつて、不正があるとかないとか、疑惑があるとかないとかいうことになつていくわけですね。しかしながら、これは民間機でございますから、全日空がどんな飛行機を入れようが、性能が悪かろうがよからうが、その責任においてこれは入れられるわけですから、本當を言うといふことは構わぬのです。ただ、その経路において何か非常に大きな政治的な圧力があつたとかないかというところになりますと、職務上いろいろな越権行為があつたかなつかうかということになつていくから、これはいま大きな疑惑の対象になつて問題化しておる、こういうことなんです。しかし、それはそれとして、いま現に予算委員会におかれましても、あるいはこれから特別委員会におかれましても、どんなことこれは御追及になられます。しかしながら、私はその問題に触れません。しかしながら、それは関連をしてPXLということになつてまいりますと、これは国民の税金で買う、日本の防衛の最先端の、重要な防衛の成否を決めていく問題と関連してまいりますから、しかも私もこの内閣委員会が所管でございますか

がどれぐらい通航しておつて、そのうちのどれぐらいが原子力潜水艦で、大体その様相はどれぐらいの比率になつて、一体日本海への対潜安全度といひますか、そういったものの防衛の必要性、そのアメリカの持つております力の限界、そうして日米の防衛分担という問題についてアメリカ側がどのような意向を持ち決定をされ、あるいは日本側にどういう要望をしてきておられるか。それはどういふことなんでしょう。

○丸山政府委員 全部の御質問にお答えできますかどうかと、とりあえず申し上げたいと思ひますが、まず日本海にアメリカの艦隊がどう出入しておるかということですが、日本海への対馬海峡を通じて韓国の沿岸に参ります出入はわりあいにあるようにございます。昨年一回、当時キティーホークであつたと思いますが、第七艦隊の空母を中心としたしまして、津軽海峡を通りまして日本海を通じて対馬海峡に抜けたということが

一回でございます。その程度でございます。最近アメリカの第七艦隊の出入りというものは、私どもの記憶しておる限りにおいてはそれほど回数がないというふうに思っています。

それから、ソ連の潜水艦の状況でございますが、現在約百二十五隻潜水艦がございます。このうち原子力推進は四十隻でございます。

これがどのような増強ぶりであるかということをお願いいたします。十年前を申し上げますと、八十五隻でございます。このうち原子力潜水艦が十二隻でございます。これがその後五年たちますと潜水艦全体は百隻でございます。このうち原子力潜水艦は二十隻でございます。二十隻が原子力潜水艦と言われております。したがって、潜水艦全体の増強と申しますより、むしろ原子力潜水艦の数が大変にふえている、その内訳において大変にふえているというふう

うに申し上げてよろしいかと思ひます。

それから通峽の状況でございますが、この点につきましては、私どもの知り得る範囲が限定され

ておりますので、正確に申し上げられるかどうか
と思いますが、大体水上艦艇が主でございま

注文とれない。防衛庁のものだけで賄っていかねばならぬ。あなた、いつまでもいつまでもそんなことやっておられますか。あなたの言っておられることとおること、全くこういふふうにお返ししておることにお気づきになりませんか。どうです。

○井川説明員 値段の問題になってまいりますと、何機かというその機数によってこれまた大変違ってくると思うわけでございます。したがって、わが国の場合にそうした武器の輸出ができないということになりますと、防衛庁需要だけの問題ということになってくるわけでございまして、既存の輸入機に比べて高くなるということはわかるわけでございしますが、しかし、それは防衛庁の方で幾ら需要が出てくるかということによって違ってくる問題かと思ひます。

○藤尾委員 実際問題として、防衛庁の需要だけで、あなたが考えておられるような生産基礎が十二分に安定するようなどころまでいきますか。そして、自動車工業がほとんど伸びてきて、いまやアメリカに迫らんとおる。イタリアも飛べしてしまつた。フランスも飛べしてしまつた。イギリスも飛べしてしまつた。ドイツと競つて、いまやこれも飛べそうとおる。そういうところまで来た。これとはちよつとわけが違ふのです。これは製品がよければ幾らでも輸出ができる。ところが、対潜哨戒機の場合にはそうはいかぬじゃないですか。そうでしょう。幾らやつたって限界があるじゃないですか。片や武器三原則で出せません。出すのは困難。それじゃ、防衛庁だけの需要で航空機産業の基礎が固まる程度までいけますか。それじゃ、それだけの財政能力が大蔵省に十二分にありますか。その辺のところを十二分にお詰めを願わないと、これは話にならない。言葉の上だけではだめ、そういうことになりますよ。

そして、現実にはわれわれはP3Cに劣らないような対潜哨戒能力というものを持たなければならぬ。それは遠い将来の話ではない。もうあすの問題である。こういうときに、さつきあなたが言われた抽象的な話は別として、現実問題として、それじゃどうだ。幾らロッキードが臭くても何であつても、防衛上必要であるということでは断固としてやります。これは一つの見識です。あるいは幾ら金がかかっても日本の力で、将来の日本の防衛は自分の手で守る、そういう意味でこれをどんどん開発していきま、これも一つの見識です。

いまさつき防衛庁長官は、その間にいろいろの方法があるとおっしゃつた。なるほどあるに違いない。いま新聞に出てゐる、ブラウン議長にあなた方が言われたP3Cの整備だけを分離輸入するとか何とか、それだつて一つの方法でしょう。現実には、たとえばP3Cが積んでおるコンピュータ、これはユニバック、これは独走です。この販売権、製造権、全部アメリカ海軍が握つておる。これはつくろつたつてつくればせぬのですから、これにまさるコンピュータというものが日本でも開発できますか。開発能力がありますか。あるならこれは別。とてもじゃない、間に合わないでしよう。いまのP2Jの十倍の能力というものが要求されている、あるいはそれ以上のものが要求されている、その解析力あるいはその運動力、そういうソフトウエアが簡単に開発されるものじゃない。そうでしょう。ただ、できるかなと思ふのは、ここに言つておられるように機体だけで、P3Cの場合にはこれはロッキードですから、ロッキードの機体ですから、その機体と違つた機体にかえればいい。中身が同じだったらいい。そういう方法がないことはないでしょう。しかし、それにしても量産という問題があつて、ロットの問題、必ずここに出てくる。そう簡単にはいきません。そうでしょう。そうして八月に決まなければならぬ。十二月に契約をしなければならぬ。それから開発を進めていかなければならぬ。これから数年先にはそれを就航させなければならぬ。それは、そんなことは国民が許さない。そうしてあなた方は、防衛庁というものの立場、国民

に對してこういう状況でこうだからこれが絶対に必要なんだということを言うところにある。そこに勇氣が必要なんだ。そうじゃないでしようか。ロッキード事件が起こつたから、これは怪しいぞ、臭い臭い、ふたをしてしまえ、そういうわけにはいきません。日本の防衛は絶対そこに妥協の余地はない、そう思われませんか。防衛庁長官、国防会議事務局長。

○坂田国務大臣 お話を承つておりまして、まことに同感するところが多いわけでございまして、まさに何といひますか、決断をしなければならぬところに来ておるといふふうに思ひます。いづれにいたしましても、八月、遅くとも十二月には決まなければならぬ。その場合にどういふようなオプションをするか、そしてまた同時に、ロッキード問題がこれだけ世間の疑惑を持たれておるわけでございまして、これに對しまして国民に納得のいくような決め方をしなければならぬというふうには私は考へております。しかし、その前提となるものは、あくまでも日本の防衛にとって何が一番最善であるかということ、先生御指摘のとおりには私は考へて今後臨みたいというふうに思つております。

○内海政府委員 ただいまの防衛庁長官の御答弁と全く同意見でございます。

○藤尾委員 それでは、私はやや安心をしたわけでございまして、先ほどもお話がありましたように、はいかない。先ほどもお話がありましたように、この問題、防衛庁で決めるわけにいかぬ。さらに上に国防会議というものがあつた。その主宰者は、これは総理大臣である。これがきれいごとばかり言つていて、ほこりばかり払つていて、身が軽いにいたしたい、ちよつとこの際は、なんて言つておられるようじゃ困つちゃう。その辺のところを、あなた総理大臣にどう言われま。

○坂田国務大臣 この点は、ただいま私がお答えをいたしましたとおりに総理大臣にも申し上げたいと思つておりますし、この前もそういうふうな私の決意は申し上げておるわけであります。

○藤尾委員 国防会議事務局長。そういう点に對する意見を申し述べた立場でございませぬので、ここであらういふ申し上げることは遠慮させていただきますと思ひます。

○藤尾委員 これからいろいろまだまだやつていかなければならぬ。切りがありませぬけれども、もう七時を過ぎましたから、あとの問題はあとの問題といたしまして、本日はこれでやめにします。

○竹中委員長代理 関連質問がありますので、旗野進一君。

○旗野委員 長官、私の申し上げたいことは、実は私、所管の委員会に御質問を申し上げ、予算の審議のときに御質問を申し上げようと思つたので、すけれども、せつかくの時間を与えられまして、この機会に二、三点について御質問申し上げます。

防衛庁長官を初め防衛庁の方々は非常に御苦心をなさつておること、よく私は承知しております。従来までしばしば委員会におけるそれぞれのやりとり不毛の議論も続けられておつたわけでありまして、そういう点を考えます場合に、非常に御同情申し上げておるわけでありますが、なかなか防衛二法が二回にわたつて廃案になつておる。そういう状況下にあつて非常に苦心をなさつておる。

たまたま今回ロッキード問題が起きました、あなたが久保発言に對して処分をなさつた。その処分の内容については、第三者に迷惑をかけたというふうなことが内容のようであります。私は、久保発言が防衛庁にそういういふがわしい行為がないのだからあつたことを余りにも鮮明にしたいということからあつたような発言になつたものと理解をしておる。しかし、逆を考えますと、むしろ私から言われれば、防衛庁は何にも機種選定やそういうものには對しては関知されない、何も相談にあつておらないということを裏づけるような結論になつておるのではないか、逆を言ひます。

これがゆだねられて決定をするというそういう方は自分は承知をしてなかった、そういうことはそのとおりだというわけでございますけれども、前日のそういうような大事なことを欠落をておったということとは、今日から考えるならば憶測に基づいて記者会見をしたということはやり問題があるうというふうに私は判断をいたし次第でございます。

○旗野委員　そこで、仮定の問題にはお答えでないとおっしゃるかもしれませんが、一線の生

を捨ててまで働く担当官が、安全性あるいは防衛上ロッキードが一番いいのだという声が、一線の関係者の諸君からそういう強い線が出た場合には、防衛庁はどういうお考えで対処なさるか、これをお聞きしておきたいと思ひます。グラマンでもどちらでも結構です。乗員がそういう考え方を持ってきた場合に、それに対して一体どう御処置なさるかということ。

○坂田国務大臣 どういう意味がよくわかりませんけれども、とにかく現在保有しておりますP2Jよりもより以上のものを持ちたいというのは、これは第一線に働いておられます、任務についておられます者といしましては当然そういう要求があるのかと思ひます。それはわれわれもよくわかつておるわけでございますし、また日本の防衛上当然いまのP2Jだけでは対処できないというふうな考えをしておりますから、それ以上のものを次の対潜哨戒機に選ばなければならぬというふうに思ふわけでございまして、それは陸海空のユニホームの人たちの意見を十分に踏まえまして、その上でわれわれはやはり国防会議に臨むということにならうかと思ひます。

○旗野委員 いずれの時代でも、いずれの場合でも、こういう汚職というような問題があるとは思ひますけれども、この機会にやはり私は防衛庁がこういう火の粉をかぶるのを恐るの余りに、われわれは相談にあずからなかったんだというふうな久保発言のような発言をなさらぬで、堂々と立ち向かつて、そしていかに政治の場でございろうともわれわれはこうなんだ、こう行かなければ日本の防衛はできないんだというはつきりした線を打ち出されて、そして一歩も引かない、しかも主導権を持って、イニシアチブをとりながら国防会議に臨まるのが防衛庁に課せられている使命ではないかと私は思ふのですが、その辺がどうも運用の面において何かぎこちない面があるのではないかと、まだ私はそこまで勉強しておりませんけれども、皆さんにそういう点についていまいしく検討願つて、かりそめにもこういうふう

な問題が起らないようにするためには、やはり防衛の責任を担当している皆さんが本心に真剣になつておやりになることによつて、私はこういう問題が起らない大きな原動力になるかと思ふのです。その点についてひとつ……

○坂田国務大臣 いま先生がおっしゃいましたことは私も全く同じように考えておりまして、私がその職にある以上は、やはりユニホームの意見も十分に聞きますし、そしてまたその主張を踏まえましてよく検討いたしましてこの機種選定に当たりたい、また国防会議に臨みたい。これはあくまでも国防的見地から私はそういうふうに申し上げたいというふうに思つております。

○旗野委員 一線の将兵の志氣に影響するようなことがあつては、これはもう断じて許すわけにはいかないものでありますから、この点につきましては十分に御配慮をいたさんと同時に、また国民もこれを非常に注目をしておる。一体日本というのはこんなことで守れるんだらうかということとを非常に心配しておるわけでありまして、どうか政治が優先して、そして防衛の直接の衝に当たつてゐる人たちが常に弱体化してゐるような印象をかりそめにも国民に与えてもらつては困る。そういう意味において、この際長官を中心として大いにひとつ結束をかつとして日本の防衛の任に当たつてもらふことを切望いたしまして、私の質問を終わります。

○竹中委員長代理 次回は明後四日木曜日午前十時理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後七時二十五分散會

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第七項中「在動地」の下に「（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在動地をいう。以下同じ。）」を加へる。

第九條中「次條第一項」を「第十條第一項」に改め、同條の次に次の一條を加へる。

（戦争等による特別事態の際の在動手当）
第九條の二 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生してゐる地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員（休憩帰國のため在動地を離れてゐる在外職員を除く。）に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次條第一項の規定に基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三條及び第二十條の規定の適用については、第十三條中「現に受ける在勤基本手当（館長代理手当又は兼勤手当を含む）に受ける者にあつては、これらの手当を含む」の支給額」とあるのは「第九條の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

2 在動地において前項の特別事態が発生したことに伴い一時在動地以外の地に駐在を命ぜられた在外職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在動地とみなすものとし、その者に、その地に所在する在外公館について定められてゐる在勤手当（その地に在外公館が所在してゐない場合その他外務省令で定める場合には、旧在動地に所在する在外公館について定められてゐる在勤手当（当該在勤手当について前項前段の規定の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当）を支給する。）を定める。

3 第一項の指定に関し必要な事項は、外務省令で定める。
第十條の二 中「（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在動地をいう。以下同じ。）」を削り、同條を第十一條とする。

別表第一の一 大使館の表中南米の項中「在ジャマイカ日本国大使館」

「キングストン」を「在ジャマイカ日本国大使館」

「キングストン」を「在ジャマイカ日本国大使館」

「キングストン」を「在ジャマイカ日本国大使館」

「キングストン」を「在ジャマイカ日本国大使館」

国大使館

ガーナ
カーボ・ヴェルデ

アクラ
ブラリア

「に、二在ザイル日本国大使館」

ジャマイカ
スリナム

「に、二在ザイル日本国大使館」

「に、二在ザイル日本国大使館」

在ザイル日本国大使
在サントメ・プリシ

に改め、二在ダホメ日本国

「ポルト・ノーヴォ」を削り、「在ブルン

「を」

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

「を」

に改める。

インド

イ イ
ン イン
ド ド

に改め、同表中近東の項中二在イスタンブル日本国

在ホラムシヤハル日本
在イスラノブル日本

に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
302,200	261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
346,100	296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
372,600	327,100	289,900	259,500	237,500	222,300	193,300	178,100	162,900
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,900	125,300	112,100
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
287,700	248,700	219,800	193,800	178,000	165,000	146,500	133,500	120,500
288,900	245,600	216,700	188,700	174,300	160,000	145,700	131,400	117,100
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
316,100	274,900	243,200	215,700	197,900	184,200	162,100	148,300	134,600

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
		円	円	円	円	円
アジア	インド	550,000	450,000	414,600	385,800	344,600
	インドネシア	610,000	500,000	480,100	446,300	396,400
	ヴィエトナム共和国	550,000	460,000	445,300	415,000	373,800
	ヴィエトナム民主共和国	580,000	510,000	490,300	467,100	421,600
	カンボディア	540,000	460,000	445,300	415,000	373,800
	シンガポール	590,000	480,000	464,400	446,200	398,700
	スリ・ランカ	460,000	380,000	366,200	350,500	313,400
	タイ	560,000	460,000	419,500	390,000	346,600
	大韓民国	530,000	410,000	379,000	352,400	313,400
	中華人民共和国	600,000	470,000	434,800	404,500	361,100
	ネパール	570,000	480,000	464,900	450,500	409,100
	パキスタン	540,000	450,000	434,800	404,500	361,100
	バングラデシュ	620,000	520,000	502,100	484,800	440,100
	ビルマ	490,000	410,000	394,300	366,900	327,900
	フィリピン	520,000	440,000	404,500	375,600	332,200
	ブータン	550,000	480,000	465,400	449,100	409,100
	マレーシア	560,000	470,000	439,600	408,700	363,200
	モルディヴ	480,000	440,000	423,700	396,400	359,300

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
260,000	221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
287,700	248,700	219,800	193,800	178,000	165,000	146,500	133,500	120,500
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
259,500	222,700	196,600	172,000	158,400	146,100	130,900	118,600	106,300
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
260,000	221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
330,500	287,200	254,000	225,100	206,500	192,100	169,300	154,800	140,400
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
	モンゴル	610,000	540,000	519,800	503,300	454,800
	ラオス	580,000	480,000	464,900	450,500	409,100
北米	アメリカ合衆国	610,000	450,000	419,500	389,800	332,200
	カナダ	520,000	440,000	404,500	375,600	332,200
中南米	アルゼンティン	470,000	380,000	367,300	351,600	320,500
	ヴェネズエラ	550,000	440,000	426,200	415,700	394,500
	ウルグアイ	410,000	390,000	364,000	338,000	299,000
	エクアドル	440,000	410,000	386,800	361,600	327,900
	エル・サルヴァドル	460,000	420,000	398,300	372,300	332,200
	ガイアナ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	キューバ	530,000	480,000	461,300	431,900	394,400
	グアテマラ	450,000	400,000	387,800	362,600	330,100
	グレナダ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	コスタ・リカ	460,000	420,000	398,300	372,300	332,200
	コロンビア	400,000	370,000	350,500	327,400	296,800
	ジャマイカ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	スリナム	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	チリ	440,000	400,000	364,000	338,000	299,000
	ドミニカ共和国	490,000	420,000	407,600	381,200	348,800
	トリニダッド・トバゴ	490,000	440,000	424,000	396,800	361,100
	ニカラグア	490,000	450,000	433,600	404,500	361,100
	ハイティ	500,000	470,000	450,100	419,200	375,800
	パナマ	450,000	400,000	387,800	362,600	330,100
	バハマ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	パラグアイ	490,000	440,000	415,700	388,700	346,600
	パルバドス	490,000	440,000	424,000	396,800	361,100
	ブラジル	500,000	410,000	399,300	371,300	330,100
	ペルー	490,000	420,000	404,500	375,600	332,200
	ボリヴィア	500,000	420,000	409,600	399,900	373,800
	ホンデュラス	430,000	380,000	369,100	345,000	313,400
	メキシコ	510,000	410,000	395,600	375,600	332,200
欧州	アイスランド	480,000	440,000	407,600	381,200	348,800
	アイルランド	480,000	440,000	407,600	381,200	348,800
	イタリア	590,000	490,000	465,100	431,900	382,000
	ヴァチカン	530,000	490,000	465,100	431,900	382,000
	オーストリア	620,000	510,000	485,400	450,700	398,700
	オランダ	580,000	500,000	480,800	450,700	398,700
	ギリシャ	480,000	430,000	398,700	373,100	347,400
	サイプラス	480,000	430,000	398,700	373,100	347,400
	スイス	660,000	600,000	546,000	507,000	448,500
	スウェーデン	580,000	500,000	485,400	450,700	398,700

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
360,600	308,600	272,400	237,800	219,000	201,700	181,500	164,100	146,800
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
388,300	336,300	297,300	262,700	241,200	223,900	198,200	180,800	163,500
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
388,300	336,300	297,300	262,700	241,200	223,900	198,200	180,800	163,500
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
	スペイン	540,000	450,000	433,600	413,100	365,500
	ソヴィエト連邦	660,000	520,000	475,200	442,000	394,400
	チェコスロヴァキア	550,000	500,000	459,900	427,500	379,900
	デンマーク	580,000	510,000	485,400	450,700	398,700
	ドイツ民主共和国	610,000	530,000	500,400	465,100	413,100
	ドイツ連邦共和国	680,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ノールウェー	560,000	480,000	463,800	434,200	398,700
	ハンガリー	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	フィンランド	530,000	480,000	445,100	416,600	382,000
	フランス	720,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ブルガリア	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	ベルギー	640,000	530,000	485,400	450,700	398,700
	ポーランド	550,000	500,000	459,900	427,500	379,900
	ポルトガル	550,000	510,000	473,000	442,800	398,700
	マルタ	480,000	440,000	416,700	389,600	348,800
	ユーゴスラヴィア	560,000	480,000	462,500	431,900	382,000
	ルーマニア	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	ルクセンブルグ	550,000	500,000	463,800	434,200	398,700
	連合王国	630,000	490,000	444,900	413,100	365,500
大洋州	オーストラリア	570,000	460,000	435,800	413,100	365,500
	トンガ	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	ナウル	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	西サモア	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	ニュー・ジーランド	510,000	410,000	396,800	380,300	346,900
	バプア・ニューギニア	590,000	570,000	522,800	478,900	440,100
	フィジー	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
中近東	アフガニスタン	620,000	510,000	495,900	480,200	442,300
	アラブ首長国連邦	610,000	520,000	508,600	502,200	481,700
	イエメン	600,000	520,000	500,300	495,600	478,700
	イスラエル	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	イラク	590,000	480,000	465,700	456,100	437,100
	イラン	580,000	470,000	459,900	427,500	379,900
	オマーン	580,000	480,000	468,100	467,000	464,800
	カタール	600,000	510,000	495,800	490,600	478,700
	クウェイト	640,000	530,000	510,600	498,100	473,100
	サウディ・アラビア	660,000	540,000	528,100	514,900	488,100
	ジョルダン	530,000	470,000	454,100	431,900	394,400
	シリア	520,000	480,000	443,900	415,500	379,900
	トルコ	480,000	440,000	399,300	371,300	330,100
	バハレーン	610,000	510,000	493,000	485,400	468,700
	南イエメン	600,000	520,000	500,300	495,600	478,700
	レバノン	630,000	550,000	505,500	469,400	415,300

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
360,600	308,600	272,400	237,800	219,000	201,700	181,500	164,100	146,800
331,000	285,500	252,300	221,900	204,000	188,800	168,200	153,000	137,800
331,000	285,500	252,300	221,900	204,000	188,800	168,200	153,000	137,800
373,300	325,600	288,100	256,300	234,900	219,000	192,100	176,200	160,300
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,000	364,000	322,400	287,800	263,500	246,200	215,000	197,600	180,300
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
344,900	299,400	264,800	234,400	215,200	200,000	176,500	161,300	146,100
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
388,800	334,600	295,600	259,500	238,700	220,600	197,100	179,000	160,900
402,200	350,200	309,700	275,100	252,200	234,900	206,600	189,200	171,900
402,200	350,200	309,700	275,100	252,200	234,900	206,600	189,200	171,900
344,400	301,100	266,400	237,500	217,500	203,100	177,700	163,200	148,800
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
373,800	324,000	286,500	253,200	232,500	215,900	190,900	174,300	157,700
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
373,800	324,000	286,500	253,200	232,500	215,900	190,900	174,300	157,700
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
アフリカ	アルジェリア	600,000	510,000	492,500	465,100	413,100
	ウガンダ	510,000	470,000	452,400	423,200	377,700
	エジプト	570,000	500,000	454,900	423,200	377,700
	エチオピア	590,000	520,000	499,100	471,200	423,600
	ガーナ	600,000	510,000	496,100	484,300	454,800
	カーボ・ヴェルデ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
	ガボン	620,000	520,000	503,600	496,800	483,300
	上ヴォルタ	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
	カメルーン	620,000	520,000	500,900	491,700	471,700
	ガンビア	590,000	500,000	485,100	479,000	465,700
	ギニア	620,000	520,000	503,700	496,800	481,700
	ギニア・ビサオ	590,000	500,000	485,100	479,000	465,700
	ケニア	530,000	450,000	419,500	390,000	346,600
	コンゴ	620,000	530,000	519,800	503,300	473,400
	ザイール	610,000	520,000	500,400	491,200	471,300
	サントメ・プリンシペ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
	ザンビア	530,000	480,000	460,900	431,500	392,400
	シエラ・レオーネ	620,000	560,000	546,100	518,400	473,400
	スーダン	610,000	510,000	490,600	485,000	473,900
	スワジランド	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400
	赤道ギニア	580,000	480,000	465,500	462,000	455,100
	セネガル	610,000	490,000	474,100	462,900	440,800
	象牙海岸共和国	600,000	490,000	476,700	467,800	450,400
	ソマリア	600,000	490,000	476,700	467,800	450,400
	タンザニア	540,000	480,000	459,700	430,400	390,300
	チャード	580,000	480,000	465,500	462,000	455,100
	中央アフリカ共和国	620,000	520,000	503,600	496,800	483,300
	チュニジア	500,000	450,000	425,200	397,800	363,200
	トーゴ	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
	ナイジェリア	620,000	510,000	495,600	486,000	467,200
	ニジェール	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
	ブルンディ	600,000	510,000	497,800	490,400	468,700
	ベナン	600,000	510,000	497,800	490,400	468,700
	ボツワナ	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400
	マダガスカル	560,000	480,000	470,700	440,600	394,400
	マラウイ	550,000	470,000	457,600	443,300	409,100
	マリ	620,000	560,000	546,100	518,400	473,400
	南アフリカ共和国	490,000	410,000	395,600	375,600	332,200
	モーリシャス	530,000	480,000	463,500	440,600	394,400
	モーリタニア	620,000	560,000	544,500	513,400	473,400
	モザンビーク	570,000	520,000	499,100	474,400	425,600
	モロッコ	500,000	450,000	425,200	397,800	363,200
	リビア	570,000	480,000	467,800	455,900	425,600
	リベリア	590,000	490,000	475,400	466,600	449,100

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
245,600	216,700	188,700	174,300	160,000	145,700	131,400	117,100
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,200	149,800	133,500
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
233,300	205,900	178,400	164,700	151,000	137,300	123,500	109,800
236,500	209,000	184,400	169,400	157,100	139,300	127,000	114,700
208,800	184,200	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
236,500	209,000	184,400	169,400	157,100	139,300	127,000	114,700
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
	ルワンダ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
	レソト	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
アジア	カルカタ	円 440,000	円 385,800	円 344,600	円 302,200
	ボンベイ	440,000	385,800	344,600	302,200
	マドラス	420,000	385,800	344,600	302,200
	ウジュン・バンドン	480,000	446,300	396,400	346,100
	ジャカルタ	480,000	446,300	396,400	346,100
	バンコック	430,000	390,000	346,600	302,800
	釜山	400,000	352,400	313,400	273,900
	上海	440,000	404,500	361,100	316,600
	カラチ	440,000	385,800	344,600	302,200
	マニラ	410,000	375,600	332,200	288,900
	香港	510,000	431,900	382,000	332,200
北米	アガナ	460,000	431,900	382,000	332,200
	アトランタ	410,000	379,800	332,200	288,900
	サン・フランシスコ	430,000	379,800	332,200	288,900
	シアトル	430,000	379,800	332,200	288,900
	シカゴ	430,000	379,800	332,200	288,900
	ニュー・オルリンズ	410,000	379,800	332,200	288,900
	ニュー・ヨーク	500,000	413,100	365,500	317,800
	ヒューストン	430,000	379,800	332,200	288,900
	ポートランド	410,000	379,800	332,200	288,900
	ホノルル	470,000	413,100	365,500	317,800
	ロス・アンジェルズ	430,000	379,800	332,200	288,900
	ヴァンクーヴァー	430,000	375,600	332,200	288,900
	ウィニペグ	410,000	375,600	332,200	288,900
	エドモントン	410,000	375,600	332,200	288,900
	トロント	430,000	375,600	332,200	288,900
	モントリオール	430,000	375,600	332,200	288,900
中南米	サン・パウロ	410,000	356,900	315,700	274,500
	ベレーン	380,000	348,200	311,300	273,300
	ボルト・アレグレ	360,000	319,300	282,400	245,600
	リオ・デ・ジャネイロ	390,000	338,000	299,000	260,000
	レシフェ	380,000	348,200	311,300	273,300
欧州	ミラノ	480,000	431,900	382,000	332,200
	ジュネーヴ	560,000	507,000	448,500	390,000

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
325,600	288,100	256,300	234,900	219,000	192,100	176,200	160,300
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
	ラス・バルマス	430,000	394,300	348,800	303,300
	ナホトカ	520,000	456,700	409,100	359,400
	ハバロフスク	500,000	456,700	409,100	359,400
	レニングラード	490,000	442,000	394,400	345,500
	デュッセルドルフ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ハンブルグ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ベルリン	540,000	469,400	415,300	361,100
	ボン	520,000	469,400	415,300	361,100
	ミュンヘン	520,000	469,400	415,300	361,100
	パリ	520,000	469,400	415,300	361,100
	マルセイユ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ロンドン	460,000	413,100	365,500	317,800
大洋州	シドニー	470,000	413,100	365,500	317,800
	パース	460,000	413,100	365,500	317,800
	ブリスベン	440,000	413,100	365,500	317,800
	メルボルン	470,000	413,100	365,500	317,800
	オークランド	400,000	380,300	346,900	303,300
	ポート・モレスビー	530,000	478,900	440,100	387,700
中近東	ホラムシャハル	520,000	471,200	423,600	373,300
	イスタンブル	410,000	375,600	332,200	288,900
アフリカ	プレトリア	400,000	375,600	332,200	288,900
	ソールズベリー	410,000	375,600	332,200	288,900

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 296,300	円 261,600	円 228,300	円 210,300	円 193,700	円 174,200	円 157,600	円 141,000
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
250,400	221,500	196,900	180,600	168,300	147,600	135,300	123,000
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 317,800	円 270,100	円 238,400	円 206,600	円 190,700	円 174,800	円 158,900	円 143,000	円 127,100
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700

10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号	17 号	18 号
円 197,300	円 185,300	円 173,300	円 161,300	円 149,300	円 137,300	円 125,300	円 113,300	円 101,300

三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領 事 館 長	1 号	2 号	3 号
アジア	スラバヤ	円 470,000	円 446,300	円 396,400	円 346,100
	メダン	円 470,000	円 446,300	円 396,400	円 346,100
	コタ・キナバル	円 430,000	円 408,700	円 363,200	円 317,200
北米	アンカレッジ	円 450,000	円 431,900	円 382,000	円 332,200
中南米	マナオス	円 380,000	円 362,900	円 326,000	円 287,200
	リマ	円 400,000	円 375,600	円 332,200	円 288,900

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)	円 610,000	円 460,000	円 444,900	円 413,100	円 365,500
欧州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	円 710,000	円 600,000	円 546,000	円 507,000	円 448,500
	(軍縮委員会)	円 620,000	円 600,000	円 546,000	円 507,000	円 448,500
	パリ (経済協力開発機構)	円 720,000	円 550,000	円 505,500	円 469,400	円 415,300
	ブラッセル (欧州共同体)	円 550,000	円 530,000	円 485,400	円 450,700	円 398,700

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
手 当 額	円 305,300	円 293,300	円 281,300	円 269,300	円 257,300	円 245,300	円 233,300	円 221,300	円 209,300

附則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在スリナム、在カーボ・ヴェルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジユン・パンダン及び在ホラムシハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在外公館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定め、及び既設の在外公館について在勤手当の額を改定するとともに、戦争等による特別事態が発生している地に所在する特定の在外公館についての在勤基本手当の額を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条ノ三中「第七十七条」の下に、「第七十八条ノ二」を加える。

第五十八条ノ四第一項中「百四万円」を「百十五万円」に、「五百二十万円」を「五百七十五万円」に、「六百二十四万円」を「六百九十九万円」に改める。

第六十五条第二項中「六万円」を「七万二千元」に、「一万八千元」を「二万四千元」に、「四万二千元」を「四万八千元」に改める。

第七十三条第一項中「妻」を「配偶者」に改め、「夫」を削る。

第七十四条中「夫又ハ」を削り、同条ただし書を削る。

第七十五条第二項中「一万八千元」を「二万四千元」に改める。

第七十六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七十八条の次に次の一条を加える。

第七十八条ノ二 夫ニ給スル扶助料ハ其ノ者六十歳ニ滿ツル月迄之ヲ停止ス但シ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者又ハ公務員ノ死亡ノ當時ヨリ不具廢疾ナル者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続スル間ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十九条中「前二条」を「前三条」に改める。

第八十条第一項第四号中「夫又ハ」を削る。

別表第二号表中「一九三、〇〇〇円」を「二、四四五、〇〇〇円」に、「一、七七六、〇〇〇円」を「一、九八〇、〇〇〇円」に、「一、四二五、〇〇〇円」を「一、五八九、〇〇〇円」に、「一、〇七五、〇〇〇円」を「一、九八〇、〇〇〇円」に、「八三三、〇〇〇円」を「九二九、〇〇〇円」に、「六三六、〇〇〇円」を「七〇九、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「二、三三三、〇〇〇円」を「二、六〇一、〇〇〇円」に、「一九三五、〇〇〇円」を「二、一五八、〇〇〇円」に、「一、六六〇、〇〇〇円」を「一、八五一、〇〇〇円」に、「一、三六四、〇〇〇円」を「一、五二一、〇〇〇円」に、「一、〇九四、〇〇〇円」を「一、二二〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「二、五七七、四〇〇円」を「二、八二八、五〇〇円」に、「一、三七〇、一〇〇円」を「二、六〇八、三〇〇円」に、「二、二六五、八〇〇円」を「二、四九七、六〇〇円」に、「一、一八三、一〇〇円」を「二、四〇九、八〇〇円」に、「一、五二七、七〇〇円」を「一、六九〇、二〇〇円」に、「一、四五五、二〇〇円」を「一、六一〇、二〇〇円」に、「一、三〇八、九〇〇円」を「一、四四八、八〇〇円」に、「一、一〇六、四〇〇円」を「一、二七八、八〇〇円」に、「一、〇二二、五〇〇円」を「一、一三三、九〇〇円」に、「九五三、九〇〇円」を「一、〇五七、三〇〇円」に、「九二六、八〇〇円」を「一、〇二七、四〇〇円」に、「八九八、八〇〇円」を「九九六、五〇〇円」に、「七八八、三〇〇円」を「八七五、五〇〇円」に、「六九六、三〇〇円」を「七七七、四〇〇円」に改める。

五、三〇〇円」に、「六七一、〇〇〇円」を「七四七、七〇〇円」に、「六五三、一〇〇円」を「七二八、二〇〇円」に、「六三七、七〇〇円」を「七一〇、〇〇〇円」に、「六二二、三〇〇円」を「六九三、九〇〇円」に、「五九七、七〇〇円」を「六六六、四〇〇円」に、「五〇六、〇〇〇円」を「五六四、二〇〇円」に改める。

別表第五号表中「二、五七七、四〇〇円」を「二、八二八、五〇〇円」に、「一、三七〇、一〇〇円」を「二、六〇八、三〇〇円」に、「二、二六五、八〇〇円」を「二、四九七、六〇〇円」に、「一、一八三、一〇〇円」を「二、四〇九、八〇〇円」に、「一、五二七、七〇〇円」を「一、六九〇、二〇〇円」に、「一、三〇八、九〇〇円」を「一、四四八、八〇〇円」に、「一、一〇六、四〇〇円」を「一、二七八、八〇〇円」に、「一、〇二二、五〇〇円」を「一、一三三、九〇〇円」に、「九五三、九〇〇円」を「一、〇五七、三〇〇円」に、「九二六、八〇〇円」を「一、〇二七、四〇〇円」に、「八九八、八〇〇円」を「九九六、五〇〇円」に、「七八八、三〇〇円」を「八七五、五〇〇円」に、「六九六、三〇〇円」を「七七七、四〇〇円」に改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	俸給年額
大將	四、三九五、二〇〇円
中將	三、六七五、五〇〇円
少將	二、八九七、四〇〇円
大佐	二、四九七、六〇〇円
中佐	二、三八七、九〇〇円
少佐	一、八五八、六〇〇円

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三項中「百五十分の二・五」を「百五十分の二」に改める。

附則第二十二條第一項中「疾病にかかり、且つ、恩給法第四十六條又は改正前の恩給法第四十六條ノ二の規定に該當し、又は該當すべきであつた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で、疾病にかつた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で、失格原因がなくて退職し、かつ、一但し」を「ただし」に改める。

附則第二十二條の三中「六万円」を「七万二千元」に改める。

附則第二十七條ただし書中「五十万六千元」を「五十六万四千二百円」に、「三十七万九千五百円」を「四十二万三千二百円」に改める。

附則第四十三條の二第二項中「昭和四十八年十月一日」の下に「(政令で定める職員(以下「政令指定職員」という。)にあつては、昭和五十一年七月一日)を、「昭和四十八年十月一日」の下に「(政令指定職員にあつては、昭和五十一年七月一日)を、「昭和四十八年十月一日」の下に「(政令指定職員にあつては、昭和五十一年七月)を加える。

附則別表第一を次のように改める。

大尉	一、五六八、六〇〇円
中尉	一、二三九、八〇〇円
少尉	一、〇五七、三〇〇円
准士官	九七二、七〇〇円
曹長又は上等兵曹	七九九、二〇〇円
軍曹又は二等兵曹	七四七、七〇〇円
伍長又は二等兵曹	七二八、二〇〇円
兵	六六六、四〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「四八二、〇〇〇円」を「五六二、〇〇〇円」に、「五九二、〇〇〇円」を「六六〇、〇〇〇円」に改める。
 附則別表第五中「五四八、〇〇〇円」を「六一一、〇〇〇円」に、「四一七、〇〇〇円」を「四六九」に改める。
 附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
四、三九五、二〇〇円	四、二四九、三〇〇円
三、六七五、五〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
二、八九七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
二、四九七、六〇〇円	二、四〇九、八〇〇円
二、三八七、九〇〇円	二、二七五、八〇〇円
一、八五八、六〇〇円	一、七九一、八〇〇円
一、五六八、六〇〇円	一、四四八、八〇〇円
一、二三九、八〇〇円	一、一三二、九〇〇円
一、〇五七、三〇〇円	九九六、五〇〇円
九七二、七〇〇円	八七五、五〇〇円
七九九、二〇〇円	七二八、二〇〇円

七四七、七〇〇円	六九三、九〇〇円
七二八、二〇〇円	六六六、四〇〇円
六六六、四〇〇円	五八五、七〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)
 第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項ただし書中「三十七万九千五百円」を「四十二万三千二百円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
 附則第八條第一項中「昭和五十年八月分」を「昭和五十一年七月分」に、「四十二万円」を「五十五万円」に、「三十一万五千円」を「四十一万二千五百円」に、「二十一万円」を「二十七万五千円」に、「十五万七千五百円」を「二十万六千三百円」に、「十萬五千円」を「十三万七千五百円」に改め、同条第四項中「昭和五十年七月三十一日」を「昭和五十一年六月三十日」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
 附則第十三条第二項の表中「一、六四四、七五〇円」を「一、八三三、八〇〇円」に、「一、三三二、〇〇〇円」を「一、四八五、〇〇〇円」に、「一、〇六八、七五〇円」を「一、一九一、八〇〇円」に、「八〇六、二五〇円」を「八九八、五〇〇円」に、「六二四、七五〇円」を「六九六、八〇〇円」に、「四七七、〇〇〇円」を「五三二、八〇〇円」に、「四四四、〇〇〇円」を「四九五、〇〇〇円」に、「四一〇、〇〇〇円」を「四五八、三〇〇円」に、「三二二、七五〇円」を「三四八、八〇〇円」に、「二四

六、七五〇円」を「二七五、三〇〇円」に、「二一三、七五〇円」を「二三八、五〇〇円」に、「三六一、五〇〇円」を「四二二、五〇〇円」に、「十分の八・五」を「十分の九」に改め、同条第三項中「六万円」を「七万二千円」に、「一万八千円」を「二万四千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に改める。
 (恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第十三条中、その超える年数が十年」を「その超える年数が十年に達するまで、八十歳未満の者に給する普通恩給又は八十歳未満の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の昭和五十一年七月分以降の年額についてはその超える年数が五年」に改める。

附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。
 (文官等の恩給年額の改定)
 第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七十号)附

則第二条第二項ただし書に該当した普通恩給又は扶助料にあつては、昭和五十年七月三十一日において受けていた恩給の年額の計算の基礎となつていて、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）にそれ

ぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。以下同じ。）の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）にそれ

（傷病恩給等に関する経過措置）
第三条 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）については、昭和五十一年七月分以降、その年額（恩給法第六十五号附則第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給別表第二号表の年額に改定する。
第四条 昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和五十一年七月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二号第三項ただし書において準用する恩給法第六十五号附則第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。

第六条 傷病年金については、昭和五十一年七月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の

年額を除く。）を、改正後の同法附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、七万二千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき二万四千円（増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万八千円）、その他の扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき二万四千円、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）
第十条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

（恩給法第七十三号等の改正に伴う経過措置）
第十一条 この法律の施行の際現に夫以外の者が扶助料を受ける権利を有する場合には、その扶助料については、なお従前の例による。ただし、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた後は、この限りでない。

改正後の恩給法第七十三号第一項の規定による扶助料は、この法律の施行の日（前項の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日）前に改正前の恩給法第七十六号第二号の規定により扶助料を受ける資格を失つた夫には、給しないものとする。

改正後の恩給法第七十三号第一項の規定により新たに扶助料を給されることとなる夫の当該扶助料の給与は、昭和五十一年七月（第一項ただし書の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月）から始めるものとする。

（法律第五十五号附則第二十二号の改正等に伴う経過措置）
第十二条 改正後の法律第五十五号附則第二十二号第一項の規定により新たに傷病年金を給されることとなる者の当該傷病年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

第十三条 改正後の法律第五十五号附則第四十三号の二第二項の政令指定職員としての在職年月数が普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられることとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（扶助料の年額に係る加算の特例）
第十四条 恩給法第七十五号第一項第一号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に該当する場合に、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。

一 扶養遺族（恩給法第七十五号第三項に規定する扶養遺族をいう。以下同じ。）である子（十八歳以上二十歳未満の子にあつては不具（廃疾である者に限る。次号において同じ。）が二人以上ある場合 六万円

二 扶養遺族である子が一人ある場合 三万六千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

2 恩給法第七十五号第一項第二号若しくは第三号又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）第三条に規定する扶助料を受ける者については、その年額に二万四千円（扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千円）を加えるものとする。ただし、扶助料の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる扶助料の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の扶助料の年額を控除した額とする。

一 恩給法第七十五号第一項第二号に規定する扶助料 六万二千円

二 恩給法第七十五号第一項第三号又は法律第七十七号第三号に規定する扶助料 四十五万九千二百円

3 前二項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県（これに準ずるものを含む。）の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者であつて、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

4 同一の公務員又は公務員に準ずる者の死亡により二以上の扶助料を併給することができる者の者の請求によりいづれか一の扶助料につき行うものとする。

5 第一項又は第二項の規定により新たに扶助料の年額に加算されることとなる者の当該加算は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

第十五条 傷病年金又は特別項症から第一款症までの特例傷病恩給を受ける者が、当該傷病年金

又は特例傷病恩給の給与事由である負傷又は疾病以外の事由により昭和二十九年四月一日以後死亡した場合においては、その者の遺族に対し、傷病者遺族特別年金を年金たる恩給として給するものとする。ただし、その遺族が当該死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した場合には、この限りでない。

2 傷病者遺族特別年金の年額は、十万円とする。

3 傷病者遺族特別年金は、当該死亡した者の死亡に關し、扶助料又は退職年金に關する恩給法以外の法令の規定により公務員又は公務員に準ずる者としての在職年を算入した期間に基づく遺族年金を受けることができる者に対しては、給しないものとする。

4 傷病者遺族特別年金については、前三項に規

附則別表(附則第二条關係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
五二五、三〇〇円	五八五、七〇〇円
五四九、一〇〇円	六一二、二〇〇円
五七三、五〇〇円	六三九、五〇〇円
五九七、七〇〇円	六六六、四〇〇円
六二二、三〇〇円	六九三、九〇〇円
六三七、七〇〇円	七一一、〇〇〇円
六五三、一〇〇円	七二八、二〇〇円
六七一、〇〇〇円	七四七、七〇〇円
六九六、三〇〇円	七七五、三〇〇円
七一八、三〇〇円	七九九、二〇〇円
七三八、六〇〇円	八二一、四〇〇円
七六三、四〇〇円	八四八、四〇〇円
七八八、三〇〇円	八七五、五〇〇円

定する場合を除くほか、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料に關する同法第一章、第三章及び第四章の規定を準用する。

5 第一項の規定により新たに傷病者遺族特別年金を給されることとなる者の当該傷病者遺族特別年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

(職權改定)

第十六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定及び扶助料の年額に係る加算は、附則第十三条、第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条第四項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十七条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

八二五、六〇〇円	九〇五、三〇〇円
八四三、一〇〇円	九三五、三〇〇円
八七七、二〇〇円	九七二、七〇〇円
八九八、八〇〇円	九九六、五〇〇円
九二六、八〇〇円	一、〇二七、四〇〇円
九五三、九〇〇円	一、〇五七、三〇〇円
一、〇〇八、一〇〇円	一、一七一、〇〇〇円
一、〇二二、五〇〇円	一、一三二、九〇〇円
一、〇六四、一〇〇円	一、一七八、八〇〇円
一、一一九、四〇〇円	一、二三九、八〇〇円
一、一八〇、五〇〇円	一、三〇七、二〇〇円
一、二二一、七〇〇円	一、三四一、六〇〇円
一、二四一、四〇〇円	一、三七四、四〇〇円
一、二八三、九〇〇円	一、四二一、二〇〇円
一、三〇八、九〇〇円	一、四四八、八〇〇円
一、三八一、六〇〇円	一、五二九、〇〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、五六八、六〇〇円
一、四五五、二〇〇円	一、六一〇、二〇〇円
一、五二七、七〇〇円	一、六九〇、二〇〇円
一、六〇一、〇〇〇円	一、七七一、〇〇〇円
一、六一九、九〇〇円	一、七九一、八〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、八五八、六〇〇円
一、七六六、二〇〇円	一、九五三、二〇〇円
一、八五一、二〇〇円	二、〇四七、〇〇〇円
一、九〇三、六〇〇円	二、一〇四、八〇〇円
一、九五四、八〇〇円	二、一六一、二〇〇円
二、〇五八、七〇〇円	二、二七五、八〇〇円

二、一六二、五〇〇円	二、三八七、九〇〇円
二、一八三、一〇〇円	二、四〇九、八〇〇円
二、二六五、八〇〇円	二、四九七、六〇〇円
二、三七〇、一〇〇円	二、六〇八、三〇〇円
二、四七四、一〇〇円	二、七一八、八〇〇円
二、五七七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
二、六四二、三〇〇円	二、八九七、四〇〇円
二、七一一、九〇〇円	二、九七一、三〇〇円
二、八四五、六〇〇円	三、一一三、三〇〇円
二、九八〇、九〇〇円	三、二五七、〇〇〇円
三、〇四九、〇〇〇円	三、三二九、三〇〇円
三、一四、八〇〇円	三、三九七、八〇〇円
三、二四九、二〇〇円	三、五三七、九〇〇円
三、三一〇、四〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
三、三八三、五〇〇円	三、六七五、五〇〇円
三、五一七、三〇〇円	三、八〇九、三〇〇円
三、六六三、八〇〇円	三、九五五、八〇〇円
三、七三九、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円
三、八一〇、三〇〇円	四、一〇二、三〇〇円
三、八八五、〇〇〇円	四、一七七、〇〇〇円
三、九五七、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円
四、一〇三、二〇〇円	四、三九五、二〇〇円
四、二四九、三〇〇円	四、五四一、三〇〇円
四、三二一、六〇〇円	四、六一三、六〇〇円
四、三九五、六〇〇円	四、六八七、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給

年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五二五、三〇〇円未満の場合においてはその年額に一・一一五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、三九五、六〇〇円を超える場合においてはその年額に二九二、〇〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額について、その額の引上げ、普通恩給等の最低保障額の増額等を行うとともに、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和、扶助料に係る加算の特例、傷病年金受給者等の遺族に対する年金の支給等所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。